

IF-22

海軍少佐子爵小笠原長生序

足立栗園

平田骨仙 共著

滿洲古今史

積善館發行



222.5
A215m

31540

滿洲古今史序

史ニ死活アルハ猶ホ人體ニ於ケルカ如
シ夫レ得々トシテ徒ニ繪句繡章ヲ臚列
シ空論迂議時勢ニ通セサルモノハ所謂
腐儒ノ業ニシテ半文錢ニ値ラサルナリ
卓見高識能ク宇内ノ形勢ヲ達觀シ自國
ノ警戒スヘク留意スヘキ諸點ヲ擧ケテ
豫メ同胞ニ明示シ以テ考フル所アラシ
ム是レ之ヲ活史ト謂フ嗚呼今ヤ東亞ノ
天地風雲甚タ急ナルニ當リ足立栗園平

滿洲古今史序

田骨仙ノ兩氏活眼ヲ開テ活書ヲ著ハス
其時宜ニ切當シ國家ニ有益ナル喋々ヲ
要セス余深ク此舉ヲ贊スルト同時ニ其
勞劬ヲ多トセサルヲ得サルナリ況ヤ議
論穩健文章暢達花實兼有セルニ於テ才
ヤ余ニ一言ヲ乞フニ及ヒ此ヲ書シテ之
ヲ還ス

明治甲辰如月

子爵 小笠原長生識

自序

露清の衝突は由來、境界の争に過ぎずと雖も、日露の衝突に至
ては實に天職上の抗争ならずんばあらず。蓋し老西郷の征韓
論一たび廟議に破れてより、我日本の國是方針が東亞保全の
目的に向て歩を進むるものなること、何人も承認せざるを得
ざる所、それがため朝鮮問題の爲には支那と戦ひ、今や一轉し
て滿洲問題の爲に露西亞と争はんとなす、畢竟これ我が日東帝
國の天職を盡さんが爲めたるに外ならず。
露國の天職に至ては、由來、蠻土の開拓を標榜す。而して裏面に
は復讐を包藏せり。謨斯哥未亞朝廷の一族が過去幾世紀の間、
韃靼匈奴の鐵蹄に蹂躪せられて、垢を飲み耻を忍びたりしや
抑々一日の古にあらず。羅思一たび臥薪嘗膽時を得て東歐の
一隅に蹶起するや、慨然として直に其國是方針なるものを定
め、降つて比達英邁の資を以て、西歐の文化を導き、儼然霸を東

自序

二
歐に唱ふるや、愈々勇邁して其國是方針の確立實施に向て心血を注入したり、これ即ち露國の眼中には、今や東亞故國の歴史なく、唯だ西費雅部落幾多の汗叩肯汗を降服せしめて、其所謂東亞北方の蠻土を開拓するを、其天職と定むるに至りし所以なり。

十九世紀の末葉、此兩天職は端なくも、終に黒龍鴨綠の兩江間に於て衝突の不可已に達着したり、愛璦北京の條約を経て、露韓の陸路通商條約成り、私かにカシニ―密約を成さんとするや、嘗て清韓を對手に境界の争を爲し、露國の國是は、今や日東帝國の偉大なる國是と其勝敗を決せざるべからざる時局を産出せしなり、日本勝つか露勝つか、一戰二戰未だ其終局を見る能はざるべしと雖も、將來の東亞時局が正に滿洲問題に到達せしは、既に識者を待つて知らざる所、乃ち彼れ一理、我れ固とより一理、此兩天職の衝突は、果して如何の解決を告ぐべ

きか。

吾人は此に於て公平無私なる判断を、此兩天職上加へざるを得ず、何となれば神聖にして無私なるべき上帝の審判は、之に向つて明かに其正邪を甄別せずんば止まざるべきを以てなり、想ふに上帝の前には世界各國は何れも其寵兒のみ、歐といはず、亞といはず、米といはず、社會幾千万の生靈を割りて支配し、之を開化して優に國家を儼立せしむる歴史有るものは、實に上帝に取りての忠實なる開拓者なり、若し夫れ他を傾倒せしめても、己が所謂天職を行はんといふものあらば、そは天の使命を負へるものにあらずして、恐らくは秩序破壊の魔王たらずんば、あらず之に反して、從來の歴史を重んじ、公平無私にして、更に舊怨を懷かず、現在の邦家を存續せしめつゝ、俱に共に社會有終の樂を同うせんといふものあらば、其者の行動は、眞に天の使命に叶へるものにして、絶對唯一なる天職を行

自序

三

はんとするものなりと稱せざるを得ず、日露天職の價値と尊
卑は、此に因りて推判することを得べし。嗚呼、我が日本の東亞
保全は、實に義舉なり、俯仰天地神明に對して、愧ぢざるものな
り、若し夫れ義にして公なる者、果して最後の勝利を博すとせ
ば、滿洲問題の解決の如きは、區々たる東亞各國勢力の均衡を
論ずるまでもなく、日東男子たる者は、須らく偉大の抱負を將
て、其絶對唯一なる天職を行ふために、爾今以後、徹頭徹尾、勇往
猛進して可なり、何ぞ滿韓交換等の愚論に脅されて、其強健な
る膝を屈するの要あらんや、天の使命は、今や明かに東方日本
帝國の双肩に懸りて存せり、復た何をか言はんや。

二十世紀の初世

我紀元二千五百六十四年

甲辰初春

編 者 識

本書の成れる所以

如何にして殖民政策を完成す可き乎、何等の方面に於て殖民
地を求む可き乎、是れ我國に於ける現在及將來の大問題也、維
新の詔勅に曰く、萬里の波濤を開拓して大日本帝國を建設
せよと、惟ふに是れ建國以來の國是にして時勢の推移と國運
の進歩とに鑑み、更に廣大に愈々適切に訓導宣示せられたる
もの、味ひ來れば洵に無量の聖意の其間に存するを見る、吾
人何の多幸ぞ生れて此盛世に在り、斯詔勅を奉體し、斯國是を
實行し、誓て列聖の大御心に副ふ所無かる可けん耶。

吾人は我國の將來を卜して遂に世界の大帝國たり、宇内の優
勝國民たり得べきを斷信する者也、啻に國家成立の上より觀
て、國民精神の上より觀て、若くは其才幹技能の上より觀て、爾
かく斷信するのみに止まらず、國力の發展、民族の擴充上最も

本書の成れる所以

必要にして而かも容易に現在及將來の大問題を解決し得可
き天與の好殖民地を獨占する上より觀るも亦其然る所以を
信ぜずんばあらず言ふ迄も無く滿韓の地は現在に於て我好
市場たると同時に將來に於て實に天與の好殖民地たり、八道
の山河三省の土壤、日本民族の手腕に俟て活動せんとするも
の洵に多々加ふるに相距る甚だ近く且人種を同うし文字を
同うするは我國民が同地方に於て絶對的便路を有する所以
にして西歐人の求めて得る能はざる特權は我手に歸せり、語
に曰く天の與ふる所之を取らずんば却て禍を受くと、吾人は
滿韓の天地を開拓し利用して國力發展、民族擴充の地を此方
面に求むるの實に我天分なるを確信す。
夫れ然り我國民が滿韓の地に慣熟すること猶我領土内の事
に慣熟するが如くならんを希望するは今日以後に於て正當

二

の要求なりと謂はざる可らず、吾人は一般國民が半島王國に
對してすら正當の知識を有せざるを認むる者なり、其東三省
に對する知識の皆無なる固より怪むに足らずと雖、是れ明か
に國民的缺點なり、筆政を業とする者豈此に注意する所無く
して可ならんや。

吾人は以上の趣旨に由り先輩大家の未だ殆ど試みざる滿州
紹介の事に當ることゝ爲せり、見聞狹隘文字生硬、或は僭越の
謗無きに非る可しと雖、吾人の眞意は斯る技術上の點に在ら
ずして他の方面に在り、讀者幸に此に領會するあらば吾人の
本懷也。

滿洲の全面積實に三十六萬方哩の上に在り、之れを我全面積
二萬七千六十二方里と比較せば、其廣狹果して如何、我人口總
計殆ど五千萬に達せんとす、之れを滿洲の人口總數一千七百

本書の成れる所以

三

萬と比較せば其多少果して如何吾人は切に我國民の滿洲研究に忠實ならんことを希望する者也。

四

明治三十七年一月下浣

編者謹誌

滿洲古今史

例言

一 本編は滿洲に關する古來の歴史を略述し併せて日露過去の關係をも聊か尋究せんことを期せるものなり、されど從來滿洲に於ける完備の史書少きを以て、和漢の史籍を涉獵し、勉めて逸事異聞を抄録することを期せり、故に本書が終始一貫の体裁を備ふること能はざるは編者の甚だ遺憾とする所なり。

一 本編を叙するに當り、主として参考せしは和漢の正史は勿論、聖武記、防海備覽、盛京通志、武備志、神學類聚抄、俄羅斯亞雜話等の古書にして近代の調書にありては參謀本部の編纂に係る、滿洲地誌、大藏省の手に成れる、滿洲事情、獨佛人の調査、外字新聞等によりて特に益を得たる所少からず、其

例言

一

由茲に明記す、

明治三十七年正月

編者 歌

滿洲古今史

目次

緒論 上古の滿韓は日本の勢力範圍也……………一

上編 往古の滿洲

第一章 滿洲の歴代興亡史……………四

第一節 肅慎國……………五

第二節 靺鞨國……………八

第三節 三韓と三國……………九

第四節 渤海國……………一二

第五節 契丹と女眞(遼と金)……………一七

第六節 刀伊賊……………二三

第七節 元明代の滿洲……………二五

第八節 滿洲の稱呼と其疆域……………三〇

目次

一

目次

第二章 滿洲の地理的沿革

第九節	金州城	三五
第十節	鳳凰城	三六
第十一節	興京城	三七
第十二節	盛京城	三七
第十三節	遼陽城	三九
第十四節	海城縣	四一
第十五節	蓋平城	四二
第十六節	開原城	四三
第十七節	鐵嶺縣	四四
第十八節	錦州城	四五
第十九節	寧遠城	四六
第二十節	廣寧城	四七
第三十一節	阿羅思國(ラロシヤ)	五〇

第三章 露清接衝史

第廿二節	俄羅斯亞の東方侵略	五二
第廿三節	露清の衝突	五五
第廿四節	尼布楚條約	五八
第廿五節	恰克圖互市場	六〇
第廿六節	愛理條約	六三
第廿七節	北京條約	六七
第廿八節	露國の烏蘇里經營	七〇
第廿九節	滿洲八旗兵	七二
第三十節	漠河金礦	七八
第三十一節	カシニ―清露密約	八四

下編

現今の滿洲

第四章	境界、地位、地形及び氣候	八七
第三十二節	滿洲の略沿革及び境界の確定	八七

目次

目次

第三十三節 各省の形状	九二
第三十四節 各省の氣候	一〇〇
第五章 人民政治及び風俗	一〇二
第三十五節 滿人の状態及び特性	一〇二
第三十六節 滿洲語	一〇四
第三十七節 滿洲の政治	一〇五
第六章 農耕及び農産物	一一〇
第三十八節 農耕の沿革	一一〇
第三十九節 農耕の現状及び農産物	一一一
第七章 牧畜及鑛業	一一八
第四十節 牧畜一斑	一一八
第四十一節 鑛業一斑	一二一
第八章 滿洲の貿易	一二七
第四十二節 滿洲の道路及貨物運搬法	一二七
第四十三節 滿洲貿易の現状及貿易品	一二九
(イ) 豆、豆糟及豆油	一三一
(ロ) 絹	一三四
(ハ) 金銀	一三五
(ニ) 人参	一三六
(ホ) 皮革、毛皮	一三七
(ヘ) 滿洲輸出貿易の總計及分配	一四〇
第九章 著名の都市	一四三
第四十四節 盛京省の部	一四三
(イ) 奉天府管下	一四三
(ロ) 錦州府管下	一四九
(ハ) 昌圖府管下	一五〇
(ニ) 鳳凰廳管下	一五〇
(ホ) 興京廳管下	一五二
第四十五節 吉林省の部	一五二
第四十六節 黑龍江省の部	一五六

目次

附録

第十章 日露交渉史片……………一六一

第四十七節 露艦長崎に來る……………一六三

第四十八節 信牌の文言……………一六五

第四十九節 俄羅斯亞國王より呈上の書翰……………一六六

第五十節 俄羅斯亞屬國の事……………一六九

第五十一節 レナノット以下の役名年輪……………一七一

第五十二節 江府より仰渡さる公書の趣……………一七二

第五十三節 長崎御奉行より申渡し書の……………一七四

第五十四節 使節レナノットの談話……………一七五

第五十五節 恐露病の由來……………一七六

第五十六節 宗對馬守家來勝手より差出せる書付……………一七七

第五十七節 箱館奉行村垣淡路守上申書……………一八〇

第五十八節 並河天民と河尻肥後守……………一八二

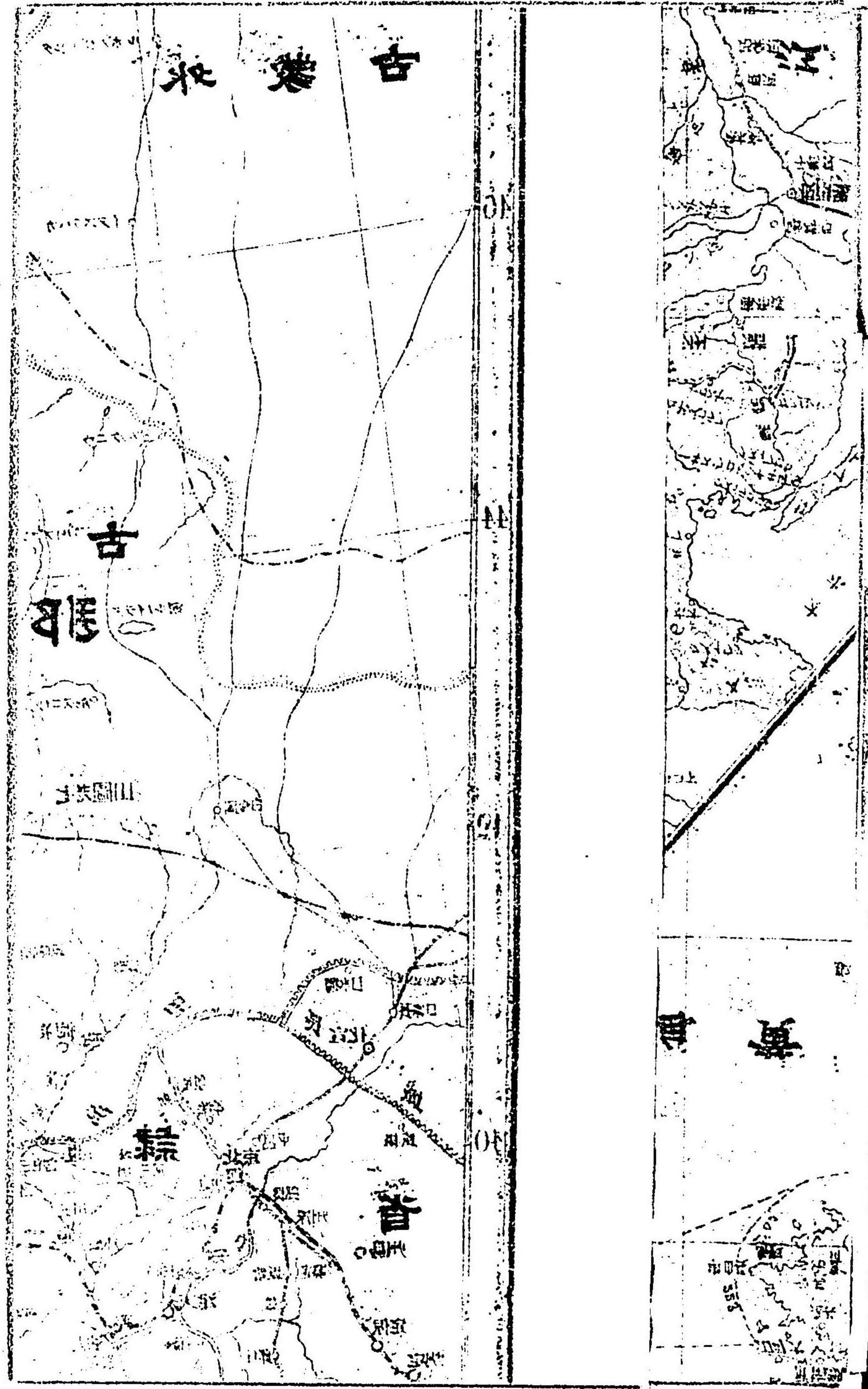
第五十九節 間宮林藏と近藤守重……………一八三

第六十節 高田屋嘉兵衛……………一八五

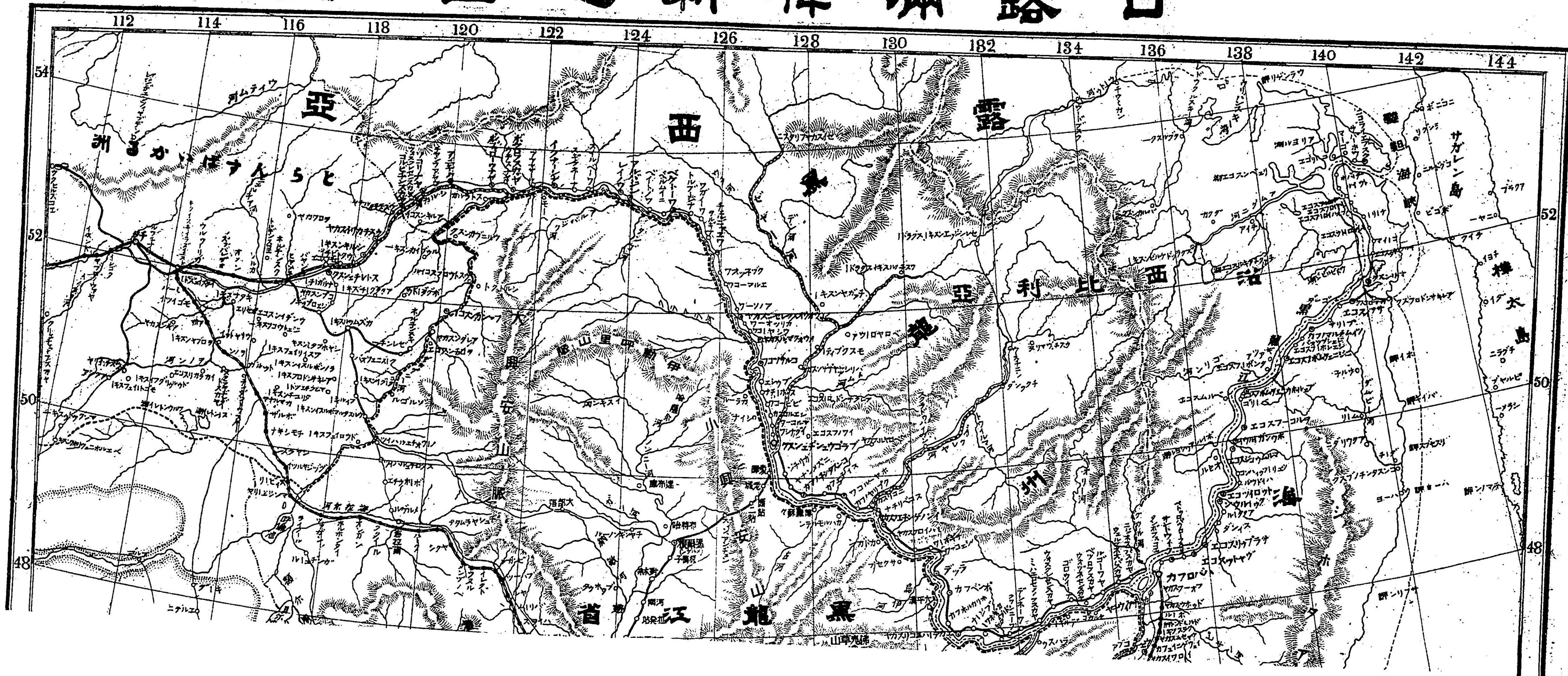
第六十一節 最近露軍の滿洲侵略……………一九三


第六十二節 滿洲交通案内……………一九六

附論 外邦に對する日本國力の消長……………二〇四



日露滿韓新地踏查地圖





古蒙外

古那

蒙

内

支

京

省

國

滿

林

省

韓

日

本

大

海

渤海

海

海

老鉄山嶽

嶽

州

吉

林

省

京

支

内

古那

蒙

内

支

京

省

國

滿

林

省

韓

日

本

大

海

渤海

海

海

老鉄山嶽

嶽

州

吉

林

省

京

支

内

古那

蒙

内

支

京

省

國

滿

林

省

韓

日

本

大

海

渤海

海

海

老鉄山嶽

嶽

州

吉

林

省

京

支

内

古那

蒙

内

支

京

省

國

滿

林

省

韓

日

本

大

海

渤海

海

海

老鉄山嶽

嶽

州

吉

林

省

京

支

内

古那

蒙

内

支

京

省

國

滿

林

省

韓

日

本

大

海

渤海

海

海

老鉄山嶽

嶽

州

吉

林

省

京

支

内

古那

蒙

内

支

京

省

國

滿

林

省

韓

日

本

大

海

渤海

海

海

老鉄山嶽

嶽

州

吉

林

省

京

支

内

古那

蒙

内

支

京

省

國

滿

林

省

韓

日

本

大

海

渤海

海

海

老鉄山嶽

嶽

州

吉

林

省

京

支

内

古那

蒙

内

支

京

省

國

滿

林

省

韓

日

本

大

海

渤海

海

海

老鉄山嶽

嶽

州

吉

林

省

京

支

内

古那

蒙

内

支

京

省

國

滿

林

省

韓

日

本

大

海

渤海

海

海

老鉄山嶽

嶽

州

吉

林

省

京

支

内

古那

蒙

内

支

京

省

國

滿

林

省

韓

日

本

大

海

渤海

海

海

老鉄山嶽

嶽

州

吉

林

省

京

支

内

古那

蒙

内

支

京

省

國

滿

林

省

韓

日

本

大

海

渤海

海

海

老鉄山嶽

嶽

州

吉

林

省

京

支

内

古那

蒙

内

支

京

省

國

滿

林

省

韓

日

本

大

海

渤海

海

海

老鉄山嶽

嶽

州

吉

林

省

京

支

内

古那

蒙

内

支

京

省

國

滿

林

省

韓

日

本

大

海

渤海

海

海

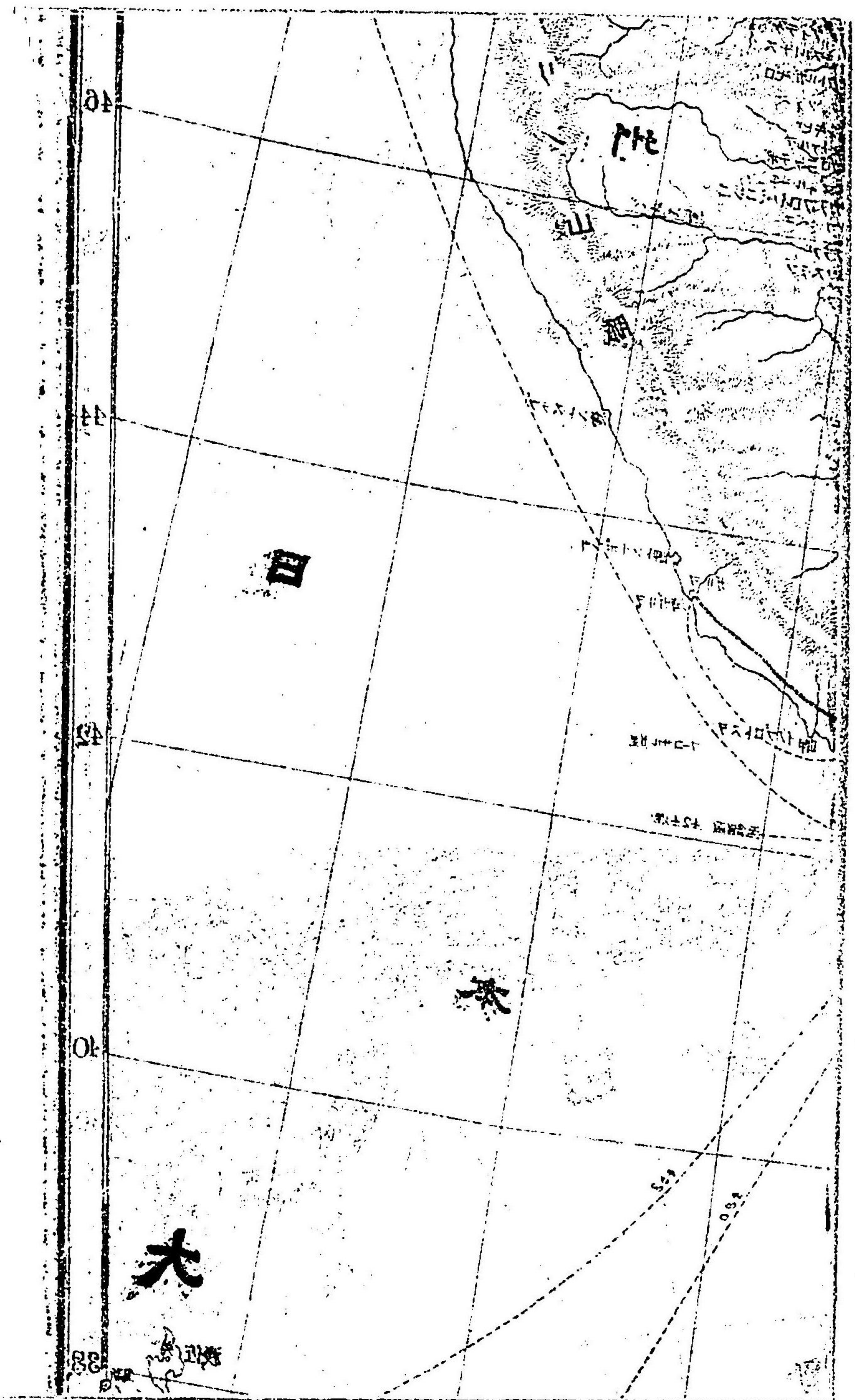
老鉄山嶽

嶽

州

吉

林



滿洲古今史

足立栗園 平田骨仙 共編

緒論

上古の滿韓は日本の勢力範圍也

「本朝文粹相善公の封事中に曰く臣伏して舊記を按ずるに我か朝家は神明統を傳へ天險疆を開く土壤膏腴人民庶富なり故に東肅慎を平げ北高麗を降し西の方新羅を虜にし南の方吳會を臣とす三韓入朝百濟内屬大唐の使譯焉に於てか賄を納め天竺の沙門之が爲めに化を歸す其爾る所以の者何ぞや國俗敦厯民風忠孝賦税の科を輕らし徵發の役を疎にす仁を垂れて下を牧以下誠を盡して以て上を戴き一國の政猶は一身の治まれるか如し故に范史之を君子國と謂ふ唐帝其倭皇の尊を推す云々此文辭に對する者千載の下今昔の感果して如何朝鮮は今や我を侮り清朝亦未だ深く信を我に措かざるものゝ如し而して滿韓を奄有せずんは屢くことを知らざるの露は正に傍若無人の姿を呈す若し夫れ今

緒論 上古の滿韓は日本の勢力範圍也

に於て自奮一番せずんば我が日東帝國の威名は終に失墜するあらんのみ而して將來の國力發展は終に其機なきに至らんとす乃ち二千五百年來勇名噴々たりし歴史は空しく過去の夢と化し去るあらんのみかくても我が在朝在野の士は苟且儉安一時の惰眠を貪りて可なりとするか祖宗の名を繼くと辱かしむるとは正に此危機一發の際にあり國民それ猛省せよ

二

然れども茲に注意を怠るべからざるは我が上古以降の國家政策が其威を海表に輝かすや唯だ我が勢力範圍を作るに止めて未だ他邦の領土を占有せる事實なきこと是なり蓋し懸軍万里常に屬土の叛亂に備へ且又之か攻伐に携はる如きは要するに我が國論の容さるるものありし爲ならん然も我が所謂勢力範圍を超えて擅に暴威を逞らせんとするものあるに對しては極力之を擠排して我の所謂繩張内を侵さしめさりき此に於てか王師屢々海外に動きたりしなり乃ち我が勢力範圍の擴大なりし時は正に日本帝國てふ威名の高漲せし時期に屬す

悲い哉王朝の威衰ふると共に國民専ら小康を夢みて鎖國の政策中に眠ること殆んど千有餘年終に細戈千足國の威名をして空しく消糜し去らしめんとせり時なるかな機運再來明治維新の大業成ると共に百事頓に面目を新にし一方國內の開化を急くと全時に他方國力を海外に展へんと勉めし結果今や國威日月に高まり世界列強は我をも其班に加へんとすこれ豈に千載一遇の好機にして即ち日本か正しく東方幾億の生靈を支配すべき運命に逢着せるものにあらずらんや我が國民は今の時須らく緊揮する所なかるべからず



結論 上古の滿韓は日本の勢力範圍也

三

五編 往古の滿洲

四

第一章 滿洲の歴代興亡史

滿洲の地たる亞細亞大陸の東北隅に位置し實に露清接壤の境界とす二十世紀の今日世界各國の視線は將に此に集まらんとするに當り先づ記憶すべきは其の位置及び廣袤是なり滿洲地誌に記して曰く滿洲は支那版圖の最東部に於て其地不規三角形を成し北緯三十八度四十分なる金州半島の旅順岬より起り五十三度三十分なる黒龍江の右岸に屬する額穆爾河口に至る東經百十七度五十分なる呼倫池の西北より百三十五度二十分なる黒龍江と烏蘇里江の會合する處に至る其分界西は内外蒙古に接し東は烏蘇里江及び松阿察河與凱湖を以て露領の沿海州に界し南は圖們鴨綠の二江を以て朝鮮國に界し北は黒龍江を以て露領の西墨爾州に界し西北は額爾古納河を以て露領の後貝加爾州に界し西南は黃海及び渤海に濱し長城を以て支那本部に面す其面積凡そ六万三千六百六十二方里とす現今施政の便宜に因て邊境の外内蒙古の地を以て滿洲の疆内に合するものあり其他黃海の北部及び遼東灣の諸島皆滿洲に屬せりと蓋し此

境域の確定たるや清朝興起の初年曾て分界の空漠たりし蒙古西費雅滿洲の界線を劃し以て露國南侵の鋒を遏めたるものに因す即ち清國初年の開拓と露國南下の大勢とが一朝逢着して終に此境域を定めしめたるものに外ならず故に西費雅洲の南滿洲の北に於て何時しか露領滿洲なるものを形成せしむるに至れりかの尼布楚條約愛琿條約北京條約等の如き漸次露清滿洲の境界を變更せしめたるものにして東方事を視んと欲する者の正に知悉せざるべからざる所なり。

然れども土地には必ず住民あり而して之に伴ふ邦家の盛衰興亡なくんばあらず方六万里を奄有する此滿洲地に豈に一片の歴史なからんや唯だ千古一貫せる國家を形成せざりしか故に其事蹟の斷片的なるを恨事とするのみ乃ち先づ我が國と滿洲古來の交渉とを原ね而して隱約の間に興亡起伏せし古代滿洲王朝の沿革を描寫することを勉むべし。

第一節

肅慎國

六
滿洲の地、上古肅慎と稱せり、此國名の我か史乘に上りしは實に齊明帝の六年三月阿部比羅夫か舟師を率ゐて遠く肅慎國を討ち、生きたる熊二頭、熊皮七十枚を獲て還りたりとの事實より始まれり、尋て天武帝の五年肅慎國人始めて來朝せるにや、十月大乙、上物部連啓を大使と爲し、大乙中山背直百足を小使と爲して新羅に遣す、此時新羅沙湊金清平を遣して政を請ふ、是月肅慎七人、清平等に従て至るとの事實あり、抑々肅慎國とは滿洲の那邊に邦を成せし者なるか、史を按ずるに肅慎は今の黑龍江畔に邦を成せしものなり、前漢書五行志の註に肅慎は東北夷とあり、燕氏筆乘にも肅慎は東北隅にありと載せ、史記の註にも正義に曰く、肅慎國記に云ふ、肅慎は其地夫餘國の東北に在り、河六十日行、其弓四尺、強勁、弩射四、百步、今之靺鞨國方在此矣とあり、佛祖統記にも、挹婁は古の肅慎國、夫餘の東北千餘里にあり、其北は極まる所を知らず、人勇力多し、矢に楛を用ゆとあり、更に全書東震旦地理圖には、肅慎を東北の極隅に置けり、又家語にも、準陳庭に集て死す、楛矢之を貫く、石弩、矢長尺有咫、陳潛公、孔子に問ふ、孔子則ち辨して以て肅慎氏の楛矢なりとあり、家語は深く信を措くべからざる書なりと雖も、肅慎の名か上古に存せしものなると、此等記事の多きに見ても、其一斑を卜すべし、さればにや、本朝

文粹にかの東肅慎を平くの文あり、而して釋日本記肅慎人の註にも曰く、後漢書に曰く、挹婁は古の肅慎之國なり、夫餘の東北千餘里に在り云々、又太平御覽四夷部鬼谷子の註にも曰く、周成王の時肅慎氏白雉を獻す、還る時惑はんことを恐る周公指南車を作て以て之を送るとあり、又天書には五年十二月佐渡島に肅慎人泊ることあり、其形鬼の如しと載す、以上を以て判するに、肅慎は即ち滿洲の地に於て上古邦を成ししもの、名にして、黑水即ち黑龍江に沿へる北方の一強國なりしを了すべし。

滿洲源流考に曰く、肅慎は山を負ひ海に襟し、地大にして物博く、風氣淳樸故に虞夏商周を経て魏晉に及び、傳世二千餘年、史乘に冠弁衣錦器用俎豆の事を謂ふ、誠に虚稱にわらず、特に漢より以後初めて岐稱あるのみ、宋の劉忠恕金の姓を稱して朱里眞と爲す、北音肅を讀みて朱となす、里眞の二字合して之を呼べば音肅に近し、即ち肅慎の轉音にして知らざるもの途に以て姓と爲す云々、又曰く、肅慎の疆域は僅かに後漢書及び晉書に見ゆ、其國界南は長白山を包み、北は弱水、黑龍江に抵り、東は大海を極め、廣袤數千里、之を考ふれば、今の吉林、黑龍江兩省の境にあり、渤海の上京は肅慎の故城たり、今の寧古塔の地とす、遼の時に至り、遼陽府の肅慎

八
縣は則ち遼の自ら置く所なり、各一隅に止まると雖も要するに皆肅慎の故地なり云々、以て肅慎の故地か今の朝鮮以北なる滿洲地に盤踞したりしものなることを審かにすべし

第二節

靺鞨國

靺鞨とは肅慎の國名に次て我か史乘に上りし滿洲の古名なり、故に「史記の註にも肅慎の地は今の靺鞨國と記し、通鑑續編の分註にも、女真之先居古肅慎地、元魏時號勿吉、至隋改號靺鞨」と載せ、其書にも唐に所謂黑水靺鞨といふ者は其地七十二部落ありと記せるなり、我か史乘に徵するに元正帝養老四年正月二十三日、奥州津輕司諸君、靺鞨男に命じて靺鞨國に遣し、其風俗を觀せしむ云々とあり、思ふに肅慎の古地既に我の征せる所即ち當時靺鞨と稱せるも、尙ほ我か勢力範圍たりとの宏謨より然りしものならんか、の奥州多賀城碑は眞偽未だ俄に判すべからざるも、中に靺鞨國界を去ること三千里云々の文字あり、これ今日の滿洲地なるに外ならず。

「北史」に曰く、勿吉一に靺鞨といふ、其部屬凡そ七種、其一を粟末部といふ、高句麗と接す、勝兵數千、驍武多し、其二を伯咄部といふ、粟末の北にあり、勝兵七千、其三を安車骨部といふ、伯咄の東北にあり、其四を拂涅部といふ、伯咄の東にあり、其五を號室部といふ、拂涅の東にあり、其六を黑水部といふ、安車骨の西北にあり、其七を白山部といふ、粟末の東南にあり、勝兵三千に過ぎず、黑水部尤も勁し、拂涅より以東、矢は皆石鏃を用ふ、即ち古肅慎氏なり云々、以て靺鞨國は肅慎氏の後にして他部落より起りて滿洲地を領有し、一に勿吉と稱し、一時黑龍江畔に覇を成せし邦國なるをトすべきなり。

第三節

三韓と三國

肅慎、靺鞨の名か我か國史に現れざりし以前より、三韓の名あり、後一轉して三國と成れり、三韓とは馬韓、辨韓、辰韓をいふ、これ古朝鮮か箕子立ちて王たりし時より、滿洲の南部を領有したりしもの、何時しか縮小して朝鮮半島に邦家を成せしものに屬す、後ち滿洲の西南部より百濟、高句麗、新羅起るに及びて三韓は三國に

分有せられ其名滅ひたり此三國即ち百濟高句麗新羅は我が國の征伐を受けて一時附庸の國となりしものなりされば三國は漢代に邦を成してより魏晉を経て唐代に及ぶまで七八百年各霸を唱へしが互に戰鬪攻伐に従ひしかば百濟と高句麗とは唐代高宗の世に至りて遂に亡ひ新羅は獨り南方に存して九百餘年に保ちたりしのみ後悉く唐朝の併す所と爲り三國の王はそれ〴〵郡公に冊封せられたり百濟は帶方郡公高句麗は遼東郡公新羅は樂浪郡公なり蓋し漢代に於て朝鮮一たひ其併有する所となり眞番臨屯樂浪玄菟の四郡に分たれしが後ち三韓起りて各自獨立し三國起るに及びて三韓を略して之に據りし故事に倣ひ唐朝にては寧ろ邊土の綏撫策として三國王を郡公に封せしものならん眞番とは今の滿洲盛京省興京府附近をいひ臨屯とは朝鮮の江原道江陵府附近を稱し樂浪とは平安道平壤府を稱し玄菟とは今の咸鏡道咸興府を稱す即ち三韓も三國も其領土は今の朝鮮半島と滿洲盛京省とを併有せしものなることをトすべし。

更に三國の古史を按するに高句麗百濟は古の扶餘國の後なり扶餘國とは晉書に據るに元菟の北千餘里にあり其王の印文に濊王の印とあるもの是なり滿洲

源流考にも開原より以北千餘里は皆夫餘の境なりとありされば夫餘は一時邦を滿洲黒水の畔に成せしものなり其裔朱蒙國難を逃れて卒本水に居り因て卒本夫餘と稱せしものこれ高句麗の始祖なり尋て又朱蒙の二子温祚國難を避けて河南の尉禮城に居り終に邦を成せしもの即ち百濟の始祖なり即ち知るべし百濟高句麗は共に滿洲より起り滿韓の野に邦を成せしものなることを新羅は他の二國に異なり古朝鮮人の邦を成せしもの古朝鮮人は我が國出雲族の分流なる如く察せらるる一に辰羅又斯盧とも書す後ち鷄林とも書せり其始祖を朴赫居世といふ辰韓の人なり古朝鮮の遺民分れて東海岸の山谷中に六村を成せしもの之を辰韓六部と呼ひしが其一部高麗の人赫居世終に三國の一邦家を形成せしなり此新羅は最も我國に古來の關係深かりしにや倭人瓠公なるもの瓠に乗して海を渡り來り新羅の亂を平けたりといふことあり神功皇后の始めて三韓を征伐したまひしも此新羅國なりし思ふに東海岸に攻入りたまひしものなるべし後新羅國唐朝の爲めに滅はされ國王爲めに樂浪郡公に封せられしが唐代龍朔以後更に鷄林州都督府とし新羅王を以て大都督とせり要するに三國は滿韓に邦せしものにして一時滿韓の邦土を擧げて我國に臣服したり

いものなりき。

一一

第四節

渤海國

肅慎、靺鞨の次に邦を滿州の地に成せしは渤海國なり、通鑑續編の分註に曰く、靺鞨は唐の初、黑水、粟末の兩部あり、後ち粟末盛強にして渤海國と號す、黑水因て之に役屬す云々、又其書に曰く、渤海は曩爾たる小國なり、高麗の餘種にして、唐の李勣高麗を滅すの時、其餘種流れて海隅の島に居る者、渤海と稱す云々、戰國策に曰く、渤海は幽州郡今の滄州と、本朝一人一首に林氏曰く、渤海、其王姓は大氏、屢々使を獻して本朝に來貢す、其始末載せて國史に在り云々、三代實錄に曰く、十二月二十七日乙未、加賀國驛を馳せて言す、今月十四日、渤海國入覲使裴選等一百五人着岸す、其使价則ち平安城に達せり云々、蓋し渤海國たる朝鮮の北に邦せしを以て三國鼎立の時も屢々朝鮮を侵し、後ち高句麗亡ひ唐朝之を合するや、私かに其地を略して之に據り、我が紀元一千三百七十三年の頃、元明帝和銅六年終に自ら起ちて、盧國王と號し、唐の睿宗の爲めに左驍騎大將軍、渤海郡王に封せられしが、後

其領土を擴めて南は新羅、東は海、西は契丹に隣るに至り、五京、十五府、六十二州を有して、儼然霸を成し、其後使を唐に遣して官制を定め、専ら支那の風を摸せしか、後ち契丹の地より阿保機なるもの起り、西北方の地を并吞して自ら天皇王と號し、一千五百八十六年、醍醐帝延長四年に當る大舉して渤海に入りし時、渤海王之に抗すること能はずして降服せしかば、渤海は終に滅亡せり、かく邦を成すこと殆んど二百餘年之を以て、東、日本海を越えて屢々我國に入貢來朝したり、しなり、今歷代年表を按ずるに實に左の事實あり。

聖武帝神龜五年正月十七日、渤海始めて我に通す。

全 天平十二年正月十三日、遣渤海大使を任命す。

全 天平十八年、渤海鐵利の人民千五百餘人來る、乃ち之を出羽に置き、衣食

を給して放還す。

孝謙帝天平勝寶五年五月二十五日、渤海來貢す。

淳仁帝元年九月十八日、渤海使還る。

三年正月三日、渤海使來貢す。

五年十月二十二日、遣渤海使を任命す。

七年正月三日渤海來貢す

光仁帝寶龜三年正月三日渤海來貢す表文禮なきを以て之を卻く

四年六月十四日渤海使者能登に來る其無禮を責めて之を卻く

八年四月二十二日渤海來貢す

十年正月五日渤海來貢す

全年九月十四日渤海鐵利人三百九十五口を出羽に置く

桓武帝延暦五年渤海來貢す

全十五年四月二十七日渤海來貢す

十七年五月十九日使を渤海に遣す

全十二年二月二十七日渤海來貢す

嵯峨帝大同四年十月朔渤海來貢す

弘仁元年九月二十九日渤海來貢す

全五年九月二十七日渤海來貢す

全十年十一月二十日渤海來貢す

十二年十一月十三日渤海來貢す

淳和帝天長五年正月十八日渤海來貢す

仁明帝承和八年十二月二十二日渤海來貢す

嘉祥元年渤海來貢す

清和帝貞觀元年五月五日渤海入朝す

全三年正月二十日出雲より渤海使者來るを告ぐ

全十三年五月十五日渤海來貢す

陽成帝元年渤海來貢す

元慶六年十一月二十六日渤海入朝す

宇多帝寬平七年渤海來貢す

醍醐帝延喜八年渤海來貢す

全二十年五月十一日渤海來貢す

〔滿洲源流考に曰く〕渤海は黒水靺鞨の南に據る實に靺鞨の粟末郡なり南百濟の地を併せ北黒水を兼ぬ幅員五千里東方に在りて最も大國とす大氏唐の則天武后の時國を建てしより後唐に迫り二百餘年官府制度燦然として大に備はる其世次傳次及び使命の往來史皆詳述せり云々以てその一時盛大を極めしを徵す

べし按するに渤海は一時五京十五府六十二州を建てしものにして、その一斑を
舉ぐれば實に左の如し、

上京龍原府又龍井府 龍湖渤の三州を領す、

中京顯德府 盧顯鏡湯榮真の六州を領す、

東京龍源府又柵城府 慶鹽稷實の四州を領す、

南京南海府 沃晴椒の三州を領す、

西京鴨綠府 神桓豐正の四州を領す、

長嶺府 瓊河の二州を領す、

夫餘府 扶仙の二州を領す、

鄭順府 定高の二州を領す、

定理府 定潘の二州を領す、

安邊府 安瓊の二州を領す、

率賓府 華蓋建の三州を領す、

東平府 伊蒙沱黑比の五州を領す、

懷遠府 達越懷紀富美福邪芝の九州を領す、

鐵利府 廣汾蒲海義歸の六州を領す、

安遠府 寧那慕常の四州を領す、

以上五京十五府

第五節

契丹と女眞(遼と金)

渤海の後滿洲の地に邦を成し、ものは契丹なり契丹は今の清領滿洲地にして、
渤海は今の露領滿洲に近き地に邦を成せり、されば阿保機契丹に起りてより渤海
は終に千五百八十六年(後唐明宗天成元年)を以て吞并せられんぬ契丹こゝ
に於て南北滿洲の野を奄有し國を東丹と改稱せり、即ち銳鋒を南朝鮮に向くる
に及びしか醍醐帝の延長八年四月朔我が國にも使節を送れり、亦大膽不敵とい
ふべし、されど我は之を卻けたりき、

既にして女眞尋て起り終に又契丹の地を蚕食して後之を亡はすに至れり、蓋し
女眞は高麗の東北方なる今の咸鏡道の東北境及び滿洲の吉林省、黑龍江省の二
省を有し、初め黑水近邊に住み、東にあるを東女眞、西にあるを西女眞と分ち嘗て

邦を成し、鞏鞏の遺族なりしが、宋の神宗頃より漸く盛大となり、後阿骨折といへるもの立ちて王たるに及び、國を金と號して自ら皇帝と稱し、儼然四方に雄飛し、後宋と力を合せて契丹を亡はすに至りしなり、これ我が國千七百七十七年、鳥羽帝永久五年に當るなりき、此女眞の金は一時勢力強大にして、宋朝を惱ませしが、千八百六十六年、蒙古より起りし元の太祖鐵木眞即ち成吉思汗の爲めに亡はされたり、これ我が朝土御門帝建永六年なりき。

抑々女眞の本名は朱呈眞にして、肅慎の遺種、渤海の別族なり、渤海既に滅びて、黒水の部民南に在る者は籍を契丹に繋けて、熟女眞と號し、北に在る者は籍を契丹に繋けずして、生女眞と號したりき、この者終に覇を成して、金と號し、支那内地に入り込みて一時宋を惱ますに至りしものなりき。

更に遼金の史略及び建治を按ずるに、唐書に曰く、契丹は本と東胡の種なり、其先匈奴の爲めに破られ、鮮卑山を保つ、魏の靑龍中、部西比能稍桀驁にして、幽州の刺史王雄の爲めに殺され、衆遂に微なり、潢水の南、黃龍の地に逃る、元魏の時自ら號して契丹と曰ふ、冷陁山に阻し、以て固む、射獵居所常なし、其君大賀氏、勝兵四萬あり、八部に分ち突厥に屬す、奚と戦闘し、利あらず、輒ち近れて鮮卑山を保つ、風俗突

厥と大抵略々倅し、死して墓せず、馬車を以て尸を載せ、山に入て樹上に置く、子孫死すれば旦夕に哭し、父母死すれば則ち否らず、貞觀三年、太宗高句麗を伐つ、悉く酋長を發し、奚の首領と共に軍に従はしむ、其長屈哥を以て左武衛將軍となす、屈哥、舉族内屬す、乃ち松漠都督府を置き、屈哥を以て都督と爲し、姓李を賜ふ、屈哥の孫盡忠等營州の都督趙文翽を殺し、自ら無上可汗と稱し、兵を縱つて四略す、唐二十八將に命して之を伐たしむ、皆敗績す、俄にして盡忠死し、盡忠の從母弟失活を以て松漠都督と爲す、其後數世を経て、欽徳の時に至り、號令振はす、其八部の長三年交代し、之に長たるを以て法とす、耶律阿保機別に旗鼓を建て、之を肯んせず、自ら號して王となり、國を有す、大賀氏遂に亡ふ云々、此阿保機は即ち遼の太祖にして、爾來天祚王に至るまで九世二百十八年にして、遼は終に滅亡せり、今遼の建治を見るに實に下の如し。

上京道臨潢府 今の内蒙古古林部の北

中京道大定府 今の内蒙古喀喇沁部南百里

東京道遼陽府 今の盛京省遼陽府

南京道幽都府 今の直隸省順天府

三

西京道大同府 今の山西省大同府
 西北境 慶州 今の内蒙古巴林部の西北
 祖州 今の内蒙古巴林部の北
 東北境 長春州 今の吉林省白都訥附近
 寧江州 今の吉林省打牲烏拉
 率賓府 今の吉林省寧古塔
 東南境 保州
 定州 今の朝鮮平安道の地
 西境 天德軍 今の内蒙古吳喇忒部の西北
 東勝州 今の内蒙古鄂爾多斯部の西

又金の領土は大金國史に曰く、金國本と珠里真と名つ、後訛つて女真となす、或は慮、真、肅、慎、氏の後にして、渤海の別族なり、唐の貞觀中、靺鞨中國に來り始めて、女真の名を聞く、世々混全江の東に居る、元魏の所謂勿吉にして、唐の所謂黑水靺鞨は、今其地なりと、滿洲地誌此領土を考證して曰く、金は遼に代つて其地を有し、宋を伐つて其南部を略す、之を遼の境域に比すれば、其廣袤稍々倍せり、今の境域

を以て之を計れば、甘、肅、陝、西、山、西、直、隸、山、東、河、南、の、六、省、を、全、有、し、湖、北、安、徽、江、蘇、の、三、省、に、出、入、し、て、滿、洲、及、び、内、蒙、古、の、全、部、を、併、せ、り、此、時、に、當、て、宋、國、微、弱、に、し、て、敵、抗、す、る、能、は、す、常、に、重、賄、を、納、れ、て、和、好、を、失、ふ、な、か、ら、ん、こ、と、を、以、て、務、と、し、繼、か、に、江、南、偏、安、の、地、を、有、す、る、に、過、さ、ず、云、々、こ、れ、所、謂、北、方、の、強、な、る、語、わ、ら、し、め、し、所以、な、り、金、の、建、治、は、遼、に、倣、ひ、て、五、京、を、設、け、後、ち、増、し、て、六、京、と、し、十、四、總、管、府、を、設、け、五、京、を、合、し、て、十、九、路、に、分、ち、京、府、州、郡、を、置、く、こ、と、凡、そ、百、七、十、九、六、百、八、十、三、縣、四、百、八、十、鎮、百、二、十、二、の、城、寨、堡、關、を、設、け、た、り、其、盛、大、な、る、こ、と、想、ふ、べ、き、な、り、

上京路會寧府 一府四節鎮、一防禦州、六縣、一鎮を領す、混全江の東に舊址あり
 東京路遼陽府 一府、一節鎮、四刺史郡、十七縣、五鎮を領す、今の盛京省遼陽州
 北京路大定府 四府、七節鎮、三刺史郡、四十二縣、七鎮、七寨、五十六堡、今の内蒙古喀喇沁
 中部路大興府 一府、三節鎮、九刺史郡、四十九縣、七鎮を領す、今の直隸省順天府
 西京路大同府 二府、七節鎮、八刺史郡、四十縣、九鎮を領す、今の山西省大同府
 南京路開封府 二府、七節鎮、八防禦州、八刺史郡、四十縣、九鎮を領す、今の河南省開封府

第一章 滿洲興亡史

珞爾哈路 節度副使を置く今の寧古塔附近

咸平府路 一府一刺史郡十縣を領す今の開原の南鐵嶺北

海蘭路 副總管を置く吉林省内

率賓路 節度副使を置く今の吉林省内

夫餘路 節度副使を置く今の黒龍江省内

博索府路 府尹を置き本路の都總管を兼ね今の朝鮮平安道義州の地をいふ

尙は我が國の古書に女眞を以て兀良哈ウリヤハと稱す蓋し朝鮮を北に立て、女眞に達することを得べきを以て何時しか此地を知りしものならん即ち古代の肅慎氏の所在に外ならず萬國人物圖説に曰く兀良哈は朝鮮の北東にゐる寒國なり此國甚だ朝鮮に近しいへり或は曰く女眞國の屬なりと北極地を出づること凡そ四十二度と以て兀良哈が女眞の土地なるをトすべし或は曰く兀良哈は女眞の地にして朝鮮の内ウリヤハにありと蓋し上古の朝鮮は今ウリヤハの朝鮮より大なり而して遠く北方を奄有せり故にかくは稱せるならん朝鮮征伐の砌加藤清正が兀良哈の兵を逆撃して遠く北に出て東方遙かに富士山を望みたりしといふは女眞の地にして即ち兀良哈なり上古阿部比羅夫の征伐したりしも或は此兀良哈たりし

ならん蓋し女眞の先は古肅慎の地にして肅慎の地たる夫餘國の東北にありと考證せること前段の如きを以て徴すへければなり

第六節

刀伊賊

我國紀元千六百七十九年刀伊賊入寇す刀伊賊とは東丹の海軍是なり契丹阿保機起りてより東丹と號し紀元千五百九十年我國へ使節を送りしも表文固より無禮なりしかば之を卻けしに之を含みてや九十年を経たる後一條帝寛仁三年戰艦を率ゐて我に入寇したりしなり時三月二十七日賊船忽ち我が對馬を侵しぬ同島守遠晴之を防ぎし力及ばずして太宰府に遁れ來る賊得たりとし進みて壹岐を侵す島守藤原理忠邀戰して之に死し全島士民概ね殉難す僧常覺なる者唯一人遁るゝ事を得て狀を太宰府に訴へたり既に四月七日賊終に轉じて筑前國怡土郡に入り志摩早良の二郡を経て財物を劫略し民家を焚き牛馬を屠り犬肉をも食ひ老幼を殺傷し男女四五百人を虜へ米穀を掠むること其數を知らず事不意に起りしことゝて我國之を如何ともすること能はず形勢甚だ危

殆なりき時に藤原伊周の弟隆家出で、筑紫にあり宋醫の治療を受けて眼病を癒さんため請ふて太宰權帥となる。此に於て憤然として戰略を運らし、部將に命じて警固所を守らしめ自ら出で、防戦甚だ力む。志摩郡の文屋忠光、怡土郡の多治久明乃ち之に應じ苦戦して賊を卻く。賊八日を以て更に博多海に入り能古島を占領して博多に迫れり。我軍よつて之に向ひしも衆寡敵せずして死傷多し。賊尙は進んで警固所を焼かんとす。我軍力戦之を卻く。賊こゝに於て能古島に還り柁を轉じて宮崎を襲はんとせしも、風浪烈しくして其意を得ず。空しく時日を消す。隆家乃ち急ぎ戰艦を補修し、且つ沿岸の守備をも嚴にし、終に少貳平致行、大藏種材、藤原明範等をして進んで賊を討せしむ。戰船三十餘艘なり。賊之が爲めに敗走し、十二日外洋に退き、十三日更に肥前國松浦郡に侵入す。前肥前介源知之を防ぎ急を太宰府に報ぜしを以て、隆家乃ち水兵を増發して赴き援けしめ、力を合せて終に賊を破る。賊大敗して、僅かに俘虜を載せ、舟師を斂めて高麗に遁る。こゝに於て我國幸に事なきを得たり。

蓋し刀伊賊は古の肅慎、靺鞨の後なるを以て、よく強弓を射、又自然鋒楯の堅牢なるものをも持し、之を船に備へたれば、我軍は大に苦戦したり。當時賊船五十餘艘一艦の長さ十二尋、或は八九尋に及び、楫楫の如きも一船に三四十を備へ、兵員甚だ夥多なりしといふ。以て東丹猛威を振つて我國を侵略せんと企てたるものなるを了すべし。されど我が日東男兒の武勇は夙に交戦に巧みに、且つ死を辭せざりしかば、さしも鋭を舉りたる賊鋒も終に一敗地に倒れたりしなり。かくて後九月高麗國使鄭子良といへる者我が國民の刀伊賊に捕はれし者女二百余人、男八十人合計二百八十余人を護送し來れり。朝廷よりて鄭子良に祿若干を賜ふて歸國せしめしが、これ全く刀伊賊が高麗を経て滿州に歸るに當り、我が俘虜を全國に遣し置きし爲めなるべし。

第七節

元明代の滿洲

滿洲の地は元の太祖蒙古より起り太宗に至り金を滅して後其有に歸せり。世宗忽必烈に至り南下して宋朝を滅ぼし、支那全土を領せしより、京畿を中書省と爲し他を行中書省とせり。之ち滿洲は遼東行中書省とせられ、遼陽州に建治の府を置き、滿州全部を督せしめたり。七路二府十二州十縣百二十站ありて、其下に隸し

たり其位置の略を示せば左の如し、

遼陽路 二縣を領す遼陽州の地

廣寧府 二縣を領す廣寧縣の地

大寧路 七縣を領す内蒙古喀喇沁部の内

瀋陽路 今の盛京省承德縣

開元路 今の開原縣

海蘭府碩達勒達路 黒龍江吉林省に跨る地

東寧路 今の朝鮮平壤の地

博索府 鴨綠江附近

咸平府 開原縣の南方

肇州 拉林河の東をいふ

「滿州源流考」に曰く元時に於ては遼東の州縣を合併し萬戶府を分設し以て其地を鎮守せしめ遼東行中書省に統つ所轄の路凡そ七瀋陽路といふは遼陽に僑治し以て高麗を統ふ開元路といふは統ふる所黒龍江に近うして東海を極め萬戶府は黃龍の故地に僑居せり海蘭府碩達勒達路といふは則ち今の吉林寧古塔

の境内に万戶府を設け混全江の南北を分領す額多力は即ち本朝始祖定居の地にして屯河は寧古塔の北にあり瑚爾哈は近く寧古塔城を繞る咸平府は威遠堡門に近し肇州博索府は上み金の舊を承くと雖も元一統志「經世大典」に於ても已に復た傳らす元史地理志載する所亦僅かに其大略を存す然も官を設け城を分つ猶は參稽すべし遼陽廣寧大寧三路の如きは則ち具さに「大清一統志」及び「盛京通志」諸書に載せたり東寧路は則ち本と高麗の地後ち仍て高麗に歸す並に復た載せず云々以て前掲の所在地を明かにすべし元後ち明の太祖に滅さるゝに至り京畿の諸地を以て直隸とし元の行中書省を改めて十三布政使司に分ち全國の府縣州を轄べし又十五都指揮使司を置き以て衛及び他所を轄へしめたり即ち滿州の地は元代に遼陽行中書省なりしを廢し定遼都管を遼陽に置き後改めて遼東都指揮使司とせり二十四衛二州を轄へたり左記の如し、
定遼中 左右前後東寧の六衛及び自在州

今の遼陽州の地

海州衛 今の海城縣

蓋州衛 今の蓋平縣

復州衛 今の復州

金州衛 今の金州廳

廣寧中、左右衛 三衛皆今の錦州府

廣寧前屯衛及び廣寧遠衛 二衛皆今の寧遠州

廣寧衛及び廣寧中左右衛 四衛皆今の廣寧縣

義州衛及び廣寧後屯衛 二衛皆今の義州

鐵嶺衛 今の鐵嶺縣

三万遼海の二衛及び安樂州 二衛一州皆今の開原縣の地なり

以上後章地理的沿革参照

又防海備覽に曰く、明初遼東に軍を置くこと四五日、金州、復州、寧州、蓋州、旅順皆海濱に聯屬して嚴守せり。然も倭寇は時に山東を窺ふの序、次此境をも掠めたり。之を以て守將防禦を力め終に巡視劉江、金線島に於て少しく倭寇を掃蕩し始めて海氣を熄むるに至れりと。當時我か邊海の民は戰亂の後を承け、南北朝分立以後國內益々疲弊せるを以て貨財を海外に求めて、高麗の沿岸を掠め終に進んで遼東にも及びしものなり。當時明代の沿海衛堡の重なるものは左記の如し

廣寧前屯衛 廣寧中屯衛 廣寧左屯衛 廣寧右屯衛 金州衛 復州衛 蓋州衛 義州衛

(以上衛所)

○山海關(廣寧前屯衛下)一城九墩二十堡

○望海孤山黃家の三墩廣寧中左二屯衛下十六堡

○三岔關廣寧右屯衛下一墩五堡

望海塢、伯母山、旅順南北の舊城、金州衛下三十六墩一臺四堡守、墩堡官軍千七百二十六名

○復州衛下には二城九墩四堡官軍六百四十七名

○蓋州衛下には九堡五堡官軍二千四百六十四名

○雞陽城(義州衛下)四墩三堡

明史に曰く、永樂の間劉江各島を巡視して金州衛に至る、金線島の西北望海塢上に謀者あり、言ふ東南夜火を擧げて光あり、江計るらく寇將に至らんとすと、丞ち馬歩軍を遣して塢上堡に趣き之に備ふ、翌日倭寇二千餘、海濱に乗し、直に塢下に逼る、岸に登り魚貫して行く、一賊貌醜惡兵を揮ひ乘を率る勢銳甚なり、江令して師

を犒ひ馬を秣ひ略は意と爲さず都指揮徐剛を以て兵を山下百戸に伏せ江隆んに壯士を帥ひ潜かに賊船を燒きて其歸路を截たしむ乃ち之と約して曰く旗擧らば伏起り砲を鳴らして奮撃せよ命を用ひざる者は軍法を以て事に従はんと既にして賊塙下に至る江被髮旗を擧げ砲を鳴らし伏盡く起り繼くに雨を以てす云々これ遼東を侵せし倭寇の消息なり蓋し我が邊民か冒險的にして屢々金州を侵せしことは諸書に散見する所終に大舉入侵するに至りし事實は此一事をて證明することを得べし

三〇

第八節

滿洲の稱呼と其疆域

滿洲の稱呼は清帝の命する所滿珠の訛稱なり乾隆帝の上諭中に曰く「金の始祖は完顔部に居る其地に白山黒水あり白山は即ち長白山黒水は即ち黒龍江本朝は東土に肇興し山川の鍾毓大金と正に全し史に又稱す金の先は靺鞨部に出づ古肅慎の地なりと我皇肇興のとき舊都滿珠と稱し所屬を珠申といふ後改めて滿洲と稱す而も漢字に相沿り訛つて滿洲となすも其實は即ち古の肅慎にし

て珠申の轉音とす更に疆域の相全しきを徴するに足る唐時稱する所の鷄林の若きは應さに即ち今の吉林の訛なるべし而して新羅百濟の諸國も亦皆其附近の地なり願ふに昔人の能く考證するものなし明季狂誕の徒字を尋摘して肆に詆毀をなす此れ桀犬の吠ゆるか如し深く較することを庸ゆるなし而も舛誤の甚だしきものは即ち辨せざるべからず夫れ東夷の説の如きは地に因て名を得る孟子の舜は東夷の人文王は西夷の人の如し此れ諱むべきなし亦必ずしも諱ます本朝を崇尊するものに至て謂へらく大金と俱に東方に在りと雖も而も其全部にわらすと則ち見る所殊に小なり我朝姓を得て愛新覺羅氏と曰ふ國語に金を謂ひて愛新といふ金源全流の證とすべし蓋し我朝は大金の時に在ては未だ嘗て完顔氏の服屬にあらずんばあらず猶ほ完顔氏今日に在て皆我臣僕たるか如し普天率土一尊に統ふるは理固より斯の如し之を譬ふるに漢唐宋明の相代る豈に皆其勝國の臣僕にあらずらんや云々以て滿洲の稱呼の由來を明かにすべし思ふに吉林を鷄林の轉訛といひ或は夷狄必ずしも王者の地ならずらんやといふ如きは蓋し我田引水の説に類すと雖も清帝の上諭としては當さに然るべきものならん

更に滿洲地の地域に就て考ふるに、聖武記に曰く、吉林は滿洲の舊國たり、始祖都する所の寧古塔あり、黑龍江は遼金の舊國たり、金は混全江に起り而して索倫は則ち遼の裔なり、盛京より稍々東の興京は則ち肇興、景顯四祖及び太祖發祥の地なり、舊名赫圖阿喇といふ、蘇克素護河と嘉哈河の間にあり、西は盛京を距る二百七十里、東は寧古塔を距る千貳百里、我朝未だ遼瀋を得ざる以前四世威な茲に宅る、即ち明代の建州右衛なり、我か太祖高皇帝は明の嘉靖三十八年に生る、之を溯るに肇祖は當さに正統景泰の間にあるべし、肇祖より上み、長白山發祥の始祖に至る、當さに遼金の末造にあるべし、云々、以て滿洲の地か盛京、黑龍江、吉林の三省を包み而も遠く蒙古、西費雅に出入せしものなることを徴すべし。

滿洲地誌に曰く、愛新覺羅氏建州衛の地に興り、滿洲國を創立す、其業太宗太祖の二世に成る、順治帝に至り遂に明に代り支那全國に帝となり、以て今代光緒帝に至る八世云々と、以て滿洲の地か清國に於て如何に其疆域を擴張せられしかを察すべきなり、即ち順治元年都を北京に遷せし時に於て滿洲に於ける明代の諸衛は撤回せられ、八旗駐防の官兵を置き、内大臣及び副都統を以て之を統ふる、となれり、乃ち盛京を留都と爲し、奉天府を置き、府州縣を轄べ、康熙年間に至り奉

天、寧古塔等の安班、章京を改めて將軍を置き、又黑龍江に將軍及び副都統を置き、墨爾根に治せしめ、後其治を齊々、哈爾に移せり、遼河の左右は奉天將軍之を統へ、其東は吉林將軍之を統へ、其北は黑龍江將軍之を統へ、而して副都統復た將軍所轄の地に分鎮し、其餘の各城各邊門は城主尉、防守尉の員を分駐す、其滿洲と稱する全部の廣袤は清國の通典に據るに東西凡そ五千支那里、南北六千八百三十支那里にして、盛京より西、山海關に至る八百支那里、東海に至る四千三百支那里、北、黑龍江、外興、安嶺、露、嶺、界に至る五千支那里、東南、希塔山、濱海の界に至る二千九百支那里、西南、南海に至る八百支那里、東西、費牙、喀、濱海の界に至る四千支那里、西北、蒙古、土默特、奈曼、各部界に至る六百九十支那里とす、此を康熙年間に於ける滿洲疆域の廣袤とすとは、滿洲地誌の記載せる所なり、以て滿洲の境域如何を察知すべけん。

(以下最近の事蹟は下篇今代史と参照せよ)

第二章

滿洲の地理的沿革

方今の滿洲は盛京省吉林省黑龍江省の總稱なり、されど昔時支那歷朝の治化の及びたりしは盛京省即ち遼東の地に留まり、吉林省、黑龍江省は化外の地として久しく委棄せられたれば、沿革の尋ねべきもの甚だ少し、而して最も記憶すべきは盛京省が上古多くは朝鮮の故地にして、高句麗の盛時には大半之を奄有したりし事はなり、又肅慎、靺鞨といへる、頃は吉林、黑龍江二省の地を廣く有したりし事は亦記憶すべし、即ち古代は滿韓の區別甚だ空漠たるものにして、我が國が一時三韓を臣服せしめたりし、當時は其地域遠く滿州の野に及びたりしものにして、決して今日世人の想像する如き朝鮮半島の一小土に留まらざりしこと、是なり、即ち我が國古代の勢力範圍は實に滿韓の野を奄有したりしものなりき、今此沿革の一斑を知り併せて日本の皇謨が昔時如何に遼大なりしかの形蹟を明かにするため特に盛京省の故城に就いて少しく其地理的沿革を叙すること下の如し。

第九節

金州城

金州の地たる支那周時代には朝鮮國辰韓の一部にして、秦の代も尙は朝鮮領なりしが漢代に及びて元菟郡に屬せられ、晉代の數世支那領たりき、然るに高句麗起りて之を併有し、隋の代も朝鮮領たりしに、唐朝起るに及びて一朝高句麗を打從へ、初めて金州を置かれて支那領となりぬ、既にして渤海國榮へて之に屬し、爲めに柘盧郡に屬し、遼の代更に復州に屬して化成縣と改められ、後復び金州となり、金の代には蘇州と改められ、元代には初め蓋州路に屬し、後ち遼陽路に編入せられしが、明代に至りて洪武四年復び金州と改めて、衛領中左千戶所を置かれ、清代となりて初め海城縣に隸せられ、康熙三年蓋平縣を設けて之に隸せられ、康熙二十年城京章京を置きて、此地を守らしむるに及び、

因に記す、金州は滿州盛京省の南部、黄海と渤海との二大灣間に突出する半島なり、遼東灣を抱ける要地とす、廳は今や北緯三十九度〇七分、東徑百廿一度四十七分に位せり。

第十節

鳳凰城

此地周の代には朝鮮濊國なりき、秦に至るまで朝鮮領なりしが漢に及びて元楚郡に屬せられ、晋の代平州に隸せられ、隋の代は高句麗に屬して慶州の地たり、唐起り高句麗を平くるに及びて再び支那領となり、安東都護府に隸したりしが渤海國起りて東京龍原府とせられ、遼の代には開州鎮國軍とせられて開遠一縣を統へ、鹽糧賀の三州は之を東京に屬せしめしか、元の代東寧路に隸せられ、明代に及び、初めて鳳凰城堡を作りて鎮守せしめ、清代に及び、天聰八年官兵を通遼堡城に移さしめしか、後崇徳三年に至り、此地に移して鎮守せしめたり、尋て官兵を設けて城守章京を置きて守備せしむるに至れり。

因に記す朝鮮の北境を踰えて安東縣を過けは鳳凰城なり、外鴨綠江を控ふ、城は北緯四十度二十五分、東經百二十四度に位す、奉天府及び營子口より朝鮮義州に至る道路の要衝とす、内に草河の流あり。

第十一節

興京城

興京城は周の代には肅慎の地なり、秦の代まで肅慎領なりしが漢代に邑樓の屬地となり、東漢晋を経て隋の代高句麗の有となり、唐の代に及び、初め燕州を置しか、後渤海國の據る所となりて改めて定理府に屬せられ、遼の代には瀋州に屬し、金を経て明に至りて建州衛を置かれ、清代に至りて始祖興起の地なりとて尊んで興京と稱し、城守章京を設けて之を統へしめ、兼ねて總管、掌關防官を設けて、永陵を奉せしむるに及び、永陵とは清朝太祖の陵を指す。

因に記す、興京は北緯四十四度四十三分、東經百二十四度五十分にして、清國始祖創業の地なり、城の西二十八町にして、太祖の陵あり、永陵といふ、永陵にも市街あり、永陵市の西五六町にして、興隆街あり、木材を産出す、此地より奉天府に至る大道あり、此地蓋し奉天府を距ること東南二百七十清里とす。

第十二節

盛京城

盛京の地は禹、貢の世に青州の域なりき、舜、青州の東北を分つて營州とし、商、周の代に肅、慎氏の有となり武王殷の箕子を朝鮮に封してより、此城の東南は即ち朝鮮との國界となれり、然るに秦の代に至り始めて營州を以て遼東郡と名つけ、漢代に及び遼東、遼西、樂浪、元菟の四郡を置き、邑婁國と區別せり、即ち四郡の東北は皆邑婁國に屬し、北は扶餘國にして南海に近きは沃沮國なりき、而して遼東、樂浪、元菟の三郡は朝鮮界たりしなり、かく漢代は盛京省の大半朝鮮領なりしに、三國の代となりて、魏は郡を置き、此地を平州に隸し、後又遼東郡となせり、隋の初め高句麗の割る所となりて、復ひ朝鮮の有たりしが、唐起りて高句麗を平げ、此地に都督府を置き、安東都護をして之を統へしむるに至れり、後渤海起るに及び、府城の東方なる東平山を保ちて之に據り、終には封せられて渤海軍王となれり、此時渤海は五京十五府六十二州を置き、此地を定藩二州とし、定理府を開きしが、遼に及んで瀋州、昭徳郡を置き、樂郊、靈源二縣を統へしめ、而して東京に隸せしめぬ、後ち金代となり、顯徳軍を改めて樂郊、章義、遼濱、挾樓、双城の五縣を統へしめ、之を東京に隸すること、故の如くなりき、元代に至り更に瀋陽路とし、遼陽等處行中書省に屬せしめ、爲めに諸縣を廢せしが、明代に至りて今の遼陽に遼陽都指揮使

司を置き、二十五衛二州を統へしめたり、即ち盛京城の地に瀋陽中衛地にして、蒲河、撫順、二千戸所を統へし所なりき、清代に及び天命十年太祖皇帝遼陽より瀋陽に遷りし時、陞して盛京と名つけ、順治十年遼東を以て遼陽府と爲し、遼陽、海城二縣を置き、全十四年遼陽府を割きて奉天府を設け、府尹を置き、之を治せしめ、康熙四年承德承平、開原、鐵嶺四縣を置き、遼陽を以て州と爲し、終に今日の制に改む

因に記す盛京は清國の舊都にして、天聰五年太宗創めて城廓を築き、順治元年都を燕京に遷してより、留京或は陪京と稱す、即ち盛京と奉天府承德縣の管轄地にあり、人口約二十五万、滿州の一大都會なり、北緯四十一度五十分、東經百二十三度三十五分に位置し、遼河の支流瀋河の陽にありて、古來瀋陽の名あり、

第十三節

遼陽城

遼陽の地は遼河の南にあるを以て古來此名あり、周武王の世箕子朝鮮に封せられし時は朝鮮の國界たりしなり、然るに戰國の代となり、西方燕國に併せられて

其管下に屬し、秦となりて遼東郡と改められ、漢に及びて全郡の區域を擴めて襄平、遼陽等の十八縣を領せしめ、此地遼東郡領なりき。東漢の代遼陽縣を改めて元菟郡に屬せしが、魏に及びて復ひ遼東郡に屬し、晋に至りて遼東郡を改めて國と爲し、遼陽縣を省きて襄平縣に并せたり。然るに隋の代高句麗強大を極めて復ひ朝鮮領となり、後唐起るに及び高句麗を平けて遼州を置き、安東、都護府の下に隸せしむ。其後渤海大氏起るに及び、東平郡に屬せられ、遼に及びて遼陽の故城に東平郡を建て、南京と號せしが、後改めて東京遼陽府とし、遼陽、仙鄉等九縣を轄へしめ、金の代に至り、東京として遼陽、鶴野等四縣を統へしめ、元代に及び改めて遼陽等處行中書省をして七路一府十二州十縣を統へしめ、別に遼陽路に此地を置き、遼陽一縣、蓋懿二州を領せしめたり。明代に至り、遼東、都指揮使司を置き、二十五衛二州を領せしめ、都司の治むる所を奉遼とし、左右前後の四衛を置き、清代順治十年改めて遼陽府を設け、遼陽、海城二縣を統べしめ、十四年全府を割き、康熙四年遼陽縣を改めて遼陽州と爲し、以て奉天府に屬せしめて今日に至れるものなり。

因に記す、遼陽州の地は北緯四十一度二十分、東經百二十三度十五分に位置し、

東北太子河を帯ひ、東半面は其河流を以て城濠とせり、地形は東北及び南に至り、山脈綿亘、千山は洲城の東南、凡そ六清里の間にあり、奇峰疊聳之を望めば、も鋸齒の如く、西北は沃野際涯なし、即ち奉天府より西南營子旅順の二口に至り、又南朝鮮に至る要衝なり。

第十四節

海城縣

海城縣の地たる周の代は朝鮮に屬して沃沮國たりき、漢の代に及び朝鮮を平け、此地を以て元菟郡に屬せしめ、後改めて樂浪、都尉の下に置けり。東漢に及び、此地に都尉を置き、封するに沃沮を以て侯となせしが、魏に至りて平州に屬せしめ、晋の代には一轉して高句麗の有となりしが、隋高句麗を平くるに至りて、此地に沙卑城を置き、唐の代李勣高句麗を降して、此城を得てより改めて薊州として之を統へたり。後渤海國起り、南京南海府を此地に開き、沃疇椒の三州六縣を統へしめしが、遼に至りて海州を置き、南海軍をして臨溟一縣を統へしめ、耀嬭二州は之を東京に隸せしめ、後金代に及びて澄州と改め、臨溟、折木二縣を統へしめ之を

東京に隸せしめしが元代に至り州縣を省きて遼陽路に屬し明代に及びて海州衛と改め遼東都司に隸せしめ清代順次十年に至り海城縣を改めて遼陽府に隸し十四年改めて今の奉天府に屬せしめたるものなり。

因に記す海城縣は北緯四十度五十二分東經百二十二度四十分位置す地勢平坦にして東北の一帶に千山の山脈を隔つること二十丁乃至一里餘西南は城壁の下海州河ありて城の外濠を成せり河の外部は蒼茫たる曠野にして眼界を極めず且つ近傍の耕地は總て豊饒なりといふ。

第十五節

盖平城

盖平の地は周の代には朝鮮に屬して本の辰韓たりしが秦の代燕人衛滿之に據り漢に至りて元菟郡に屬し魏に及びて平州に屬し晋の代尙は舊の如くなりしが高句麗起るに及びて再び朝鮮の地となり以て隋の代も盖平城と呼せしが唐高句麗を平くるによりて更めて盖州として安東都護に屬し後ち渤海起るに及び本の辰韓に因みて辰州となせり其後遼の代辰州奉國郡と定めて湯池建安

秀巖熊岳四縣を領せしめ復州懷遠郡をして永康化成二縣を領し仍は東京に隸せしが元代に及び初め義州路を置き後併せて遼陽州に入れ明代に至り改めて義州復州二衛を設けて遼陽都司に隸し清代に及び康熙三年改めて盖平縣と爲して奉天府に屬せしめたり。

因に記す盖州縣は北緯四十度二十三分東經百二十二度二十分に位置す縣城の南盖州河口に便利なる一碼頭ありて貿易に便なり地形西南二百里にして河口の北方山岡起伏す而して東南の二面は茫漠たる平原のみ中に一條の河流あり。

第十六節

開原城

開原城の地は周秦の代には肅慎の有なり漢に及びて扶餘國に屬し晋隋の代尙は舊に依り唐の渤海起りて扶餘の地を取り此地に扶餘府を置く後ち遼に至り龍州に屬し黃龍府と呼びて東京に隸せしが金代に至り隆州利涉軍に屬し上京會寧府に隸せり元代に及び初め開原南京二万户を設け府治黃龍府たりしが至

元二十三年開原路と改められ、金の上京諸府州を省かる、明代に至り三万衛遼海衛安樂州を設け遼東都司に隸したりしが清代康熙三年開原縣を設けて奉天府に屬せしむ。

四四

因に記す開原城は北緯四十二度四十分東經百二十四度八分に位置す、地勢は西南丘陵に接し、西南の一方は開豁にして近く清河を帯び南は吉林に通ずる道路ありて凡そ一里を隔て遠く山脈の蜿蜒たるを望む又遼外蒙古に通ずる要衝に當れり。

第十七節

鐵嶺縣

鐵嶺の地は周の代には肅慎氏の有なり漢に及びて挹婁國の地となり晋之に全しく隋に及びて越喜國の地となり唐の代渤海國起るに及び越喜の地を取り之を歸州と改めて懷遠府に屬し、遼に及びて銀州富國軍と改め延津新興永平三縣を領せしが金代に至り新興縣と改め之を咸平府に隸し、元に及び縣を除きて咸平府に隸すること故の如く、明代に至り鐵嶺衛と改め、古の鐵嶺城は衛治の東南

五百清里の地に在りて高麗縣に接したりしも、洪武二十一年衛を彼に置き、後二十六年此に徙して仍は鐵嶺と名つけ、中、左、右、三千戶所を領せしめ、清代に及び康熙六年改めて鐵嶺縣を設けて奉天府に隸せしめたり。

因に記す鐵嶺縣は北緯四十二度二十五分東經百二十三度五十五分に位し、盛京の東北十五里にあり、縣城の西二十六町にして遼河に臨む一大村あり、馬風口といひて運漕の貨物を揚卸す、即ち鐵嶺縣の碼頭なり。

第十八節

錦州城

錦州は禹貢には冀州の域といふ、これ舜冀の東北を分ちて幽州となせし時、錦州は其統御の地たりしを以てなり、夏を経て商の時孤竹氏の國たり、周の代には燕に屬し、秦に至りて初めて幽州を以て遼西郡と爲す、漢代に至り改めて無慮望平縣として遼東郡に屬せしめ、幽州刺史をして領有せしめ、晋の代慕容氏に及び西樂郡を置き、唐代に至りて柳城縣を置き、營州に屬し、遼に至つて初めて錦州臨海郡を置き、永樂安昌二縣を領せしめて中京大定府に隸したりしが、金に及び

尙は之に依り神水一縣を領せしむ元代に至り軍縣の名を省きてたゞ錦州の名のみを存し之を大寧路に隸したり明代に及び廣寧中左右三衛を置き尙は松山大凌河二千戸所を設け清代に至り康熙三年改めて錦縣を置き廣寧を改めて府とし而して廣寧縣寧遠州を設け全四年又廣益府を割き改めて錦州府を設け駐を錦縣に移して一州二縣を領せしむるに至れり

因に記す錦州府は北緯四十一度五分東經百二十一度〇八分に位置し盛京省内の一府にして錦縣の管轄なり府城の北方九丁餘にして紫金山の支脈岡阜を爲し又其北に小川あり西南は一里餘にして山麓に接し府城は其低所にありといふ

第十九節

寧遠城

寧遠の地は商の代々は孤竹氏の國なり周の時燕國に屬せしが秦に至りて遼西郡に屬し漢には海陽縣の地となりて尙は遼西郡たり晋代に至りて慕容廆集寧縣を置き唐に至りて柳城縣を置きて瑞洲と改め遼代に及び遼洲平海軍となり

海陽縣の地として來洲に屬し金の代海陽海濱二縣の地となりて瑞洲に屬し元代に及び瑞洲の地をして大寧路に屬せしめしが明代に至り廣寧の前中二屯の衛地にせられ宣德三年兩衛地に寧遠衛を置き中左中右二千戸所を統へしぬ清代に及び康熙三年改めて洲となし東塔山所の地を割きて錦縣に入れ西前屯衛の地を併せて盡く洲に入れ後ち廣寧府に隸し四年改めて錦州府に屬せしむるに至りしものなり

因に記す廣寧州の西南二百清里にして山海關城ありこれ盛京の境界にして此州管する極端地奉天將軍之を支配せり其他の城堡甚だ多し

第二十節

廣寧城

廣寧は周の代には曾て朝鮮界なりしが後燕に屬し秦となりて遼西郡に屬し漢に至りて東南は無慮望平の二縣となりて遼東に屬し西北は三縣となりて遼西に屬し晋の代に及びて皆平洲に隸し隋に及びて再び朝鮮領となりて高麗に入れり然るに唐高麗を平くるに至りて巫閼守尉都護府を置き遼の代東南は顯洲奉

先軍を置かれて山東歸義の二縣を領して東京に屬し西北は宣洲、崇義軍を置かれて弘政開義二縣を領し中京に屬せり後ち金代に至りて廣寧府を置きて廣寧、望平、開陽、鍾秀四縣を領し義州軍を置きて弘政、開義、全昌三縣を領せしめ元代に至りて廣寧路を置きて開陽、望平二縣を領せしめ義州は前に因りて之を大寧路に屬せしめたり其後明代洪武二十三年に廣寧衛を置き盡く州縣を廢し全二十五年に遼王を封して廣寧中護衛と改め次年又廣寧衛を改めて中左右三衛を統べ義州及び廣寧後屯衛と改めしか清代に至り康熙三年廣寧府を設け尋て錦州を府と爲し廣寧を改めて縣と爲して之に隸せしめしものなり。

因に記す廣寧縣は北緯四十一度四十分東經百二十一度四十四分山海關より盛京に至る道路の北二里餘の地位にあり東沙河城北を繞り南に流れて縣城を包み醫巫閭山の支阜南に走りて縣城の障壁たりといふ廣寧よりの通路は東は奉天府遼陽州に達し西は大遼河に達し南は盛京の道路に出で山海關に至る捷路あり北は蒙古部落に通し又義州に通するの道路たり義州は廣寧縣の所轄なり北緯四十五度三十五分東經百二十一度十八分に位し大遼河の南岸に臨める廣潤の平地なり。

第三章

露清接衝史

露清の接衝は之を明季に發して現代に及べり其間未だ二百有餘年に過ぎず嘗て北方の強を以て自ら許せし滿洲旗兵が今や其面影を失し鸞旗を望んで空しく奔竄せんとす時勢の推移とはいへまた悲傷の顯象ならずとせんや思ふに露は嘗て韃靼匈奴の馬蹄に蹂躪せられて其爲す儘に任せしもの一たび邦を成すに及んで終に復讐的に東方侵略の國是を確定せしを怪しますこゝに於て乎一朝蹶起して終にシベリアの野を奄有し今や肅慎の故地をも併せ吞み將に南下して鷄林の野を掠めんとす猛威正さに當るべからず然も各國勢力の均衡上渠か爲す儘に委するは列國の承認せざる所而して東亞保全を國是とする日東帝國の須らく異議を挾まざるべからざる所こゝに於てか終に滿州問題あり然も肝腎の本件たる清韓の迷夢覺めやらすしてときに露と密約に締結して尙ほ情眼を貪らんとするは大に隣邦の警戒を加ふべき所乃ち聊か茲に露清接衝史の編める所以なり

第廿一節

阿羅志國(ラロシヤ)

「元史」に稱す阿羅思の地は南大都を去ること万餘里元の太宗の時其地を有つ然れども欽察阿速諸國嶺北諸部に及ぶまで皆阿羅志に屬せす云々阿羅思は後の俄羅斯なり何故に阿羅思と書すか蓋し支那の俗人名を稱する時阿の字を冠す阿爺阿嬢と云ふか如し一種の稱呼なり我が國人のみに該當す始め羅思なるものあり邦を立て俄國の紀源を開く故に支那人何時しか呼んで阿羅思といへりこれ終に彼れ露國を稱して阿羅思と書するに至りし所以なり桂川甫周の魯西亞志にも曰く魯西亞は往古沙爾馬齊亞と稱せし國なり千餘年前にスラボニヤに翁加利亞國の地三人の諸侯あり其名をセクスレクスロシスといふコロシイ翁加里亞國の地より分れて各王爵の國となる即ち今の波赤米亞西爾馬尼亞國の地波羅尼亞魯西亞なりロシスの開きたる國なれば其祖王の名を以て其國に名附けしなり土俗はロスランド又レウスランドと稱す皆魯西亞の轉訛なり或は開國の始め及び國の名義詳ならずといふ説あれどもコロシイより分れて

ロシスの開きたる國なる故に其名を以て國名とせしこと疑なし云々以て魯國か最初日耳曼の一部落より起りロシスといへる王によつて其起源を開かれたるものなるを察すべし

尙は魯西亞志に曰く魯西亞開國以來漸々に張大に成て其國人を三部に分ち各其服色を殊にして是を三州と爲す其一をローテロスロンド(赤魯四)といふ波羅尼亞の一部の地なり其二をウイツテロスランド(白魯四)といふリタウウエン(波羅尼亞の地なり今ハスモールレンスコの所屬となる其三をスワルトロスラント(黒魯四)といふ魯西亞の本國にて即ち謨斯哥未亞なり但し謨斯哥未亞の名は何の義なる事を詳にせず其都城の地を謨斯可烏といふを以て其國をもすべて謨斯可未亞と稱するなるべし今此赤白黒の三州を合せて單に魯西亞と稱するは年曆千七百二十一年享保六年より始めて帝號を稱せしピートルといへる帝よりなり云々以て魯國の古代を察すべく而して又ピートル帝の雄略を窺ふべし聖武記に曰く始め俄羅斯初國を立つる時に在ては俗尙は椎悍未だ西洋技藝を識らす比達王に至り才武奇杰其國都を離れ潛に他國に遊び船廠火器局にて工藝を講習し國に返つて傳授す其造る所の戰艦火器反て西洋の最たり其境英吉利法

蘭西と中に數國を隔つ惟た舟行地中海に由て相往來すべし俄羅斯日に強大となつてより大西洋各國之を忌む云々これピートル大帝の武勇を叙ぶるものか
 くて後魯西亞の境界は將に亞細亞に及はんとせり

第廿二節

俄羅斯の東方侵略

阿羅思族は其國土を擴むるにつれ東方亞細亞を蠶食し愈々強大となれり明人之を俄羅斯と書するに至る聖武記に曰く「俄羅斯は古より中國に通せず元の太祖に至り始めて之を滅はし並に其北の欽察國南の阿速國を滅はし合して一國と爲す以て其長子朮赤を封す其地皆葱嶺西北にあり未だ東方に至らざるなり其阿羅思の裔族北海計由の地に逃れ元に臣服す元亡ぶるに及び俄羅斯族姓亦内争す其部長拔之西費雅國に乞ひ其兵八千を假り以て内亂を平く而して那爾瓦城を割きて之に賂る自立して汗となる其國寢強し盡く元裔を蒙古に驅り境を出て舊疆を恢復す康熙の初察汗罕を距ること三百五十餘年なり數傳して明に至る嘉靖の時南の方庫程汗阿斯拉坦汗を滅し其人を阿爾泰山北に遷す

遂に韃靼瓦斯と隣れり大斯科四あり曰く計由斯科其北海の舊都なり曰く莫斯科克窪斯科其新都なり曰く喀山斯科則ち葱嶺より西南に迤び裏海に抵り西哈薩界に界する地なり曰く悉畢爾斯科則ち葱嶺以東なり復た四部に分る東額爾齊斯河に據り南雅爾科布多に界す一部たり東色稜格河に抵り南阿爾泰山に界す一部たり又東朱爾克河に抵り南車臣汗蒙古に界す一部たり又東海に抵り南黑龍江索倫に界す一部たり四部皆悉畢爾斯科と名づく乃ち其新藩屬地なり百有三十餘年を閱して康熙の世の察罕行に至る故と梟雄兒童の時戰鬪戯を好む即位するに及んで全しく諸人に戯れ皆將と爲し日に攻戰を事とす曾て地中海黒海の間より諸游牧の部落を攻め地を闢いて西印度に至る又圖理雅國の控葛爾汗と阿藻城を争ひ大戰之を破る控葛爾汗和を請ふ乃ち其城を還し盡く阿藻東北千餘里の地を奪ふ之に於て又斯科三を増す曰く司馬廉斯科曰く郭羅多阿爾哈連斯科曰く佛羅尼斯科共に大斯科七あり又使を遣して其先世割く所の那爾瓦部を西費雅國に求む與へず連戰數載竟に其城を併す數千里已が名を以て之に名つけ散丕特里普爾斯科と曰ふ而して自ら遷りて之に都す是に於て大斯科八あり中略其疆域東北三面海に際し東西二万余里南北六千里其東西の中烏拉嶺

を以て界を分つ、即ち葱嶺の北幹亦大里布山と名づく横に氷海に抵る、烏拉嶺以東皆北海に入る、烏拉以西水皆西南裏海地中海に入る(下略)以て魯西亞か終にシベリアの地を並せ漸次強大となりし古史一斑を明かにすへけん。

蓋し露國は西曆千四百九十九年明の孝宗帝弘治十二年伊万瓦悉理維帝の時に於て始めて人をして烏拉大嶺を躋えて悉比利亞に關係を開かしむるに及び尋て會長也爾馬をして哈薩克兵に將として到る處東方悉比利亞地方を侵略せしめ、一千五百八十四年即ち明帝神宗万曆十二年には既に都宇爾斯科都宇林斯科都宇緬斯科多波里斯科等の都府を西方悉比利亞に建設せしめたり、こゝに於て始めて東侵の基を開き千六百十八年即ち万曆十四年には哈薩克兵をして葉尼塞河畔を占領せしめ、彼得大帝在位三十三年に於て終に全悉比利亞の北流江河の區域を領有し爲めに葉尼塞斯科俱檢斯科伊爾古徒斯科亞古德斯科等の諸府を建設し進んで黒龍江沿岸の狀勢をも探險せしめたりしなり、此時に當り明は内憂外患頻りに臻り意を邊境に注ぐ能はざりしを以て、曾て露の此東侵を詳知せざりしか、後清起り滿洲地の境界を定めんとするに至り、終に露清の衝突を來すに至りしものなりき。

第二十三節

露清の衝突

「聖武記」また記して曰く、「初め俄羅斯東邊、黒龍江に接する者、外興安嶺を以て界と爲す、明の末季に當り、我が大清方に黒龍江、索倫、達瑚拉及び使犬使鹿各部を定む、東北海に際す、而して俄羅斯東部、羅刹といふ者亦興安嶺を踰えて黒龍江北岸の雅克薩、尼布楚の二地に侵逼し、木城を樹て、之に居る、兩師相値ふて遂に各兵を罷ひ、既にして又南向して拉特烏梁海を侵掠し、四佐領を奪ふ、崇徳四年大兵再び黒龍江を定め、其木城を毀ちて歸る、而して未だ戍守に及ばざるなり、兵退いて羅刹復之に城く、順治十一年兵を黒龍江に遣して之を逐ふ、十五年高麗の兵を調して之を逐ふ、又數ば大臣を遣し兵を督して餉を以てす、繼かず半途にして返る、順治十二年十七年俄羅斯兩ながら、貿易商人に附して京に至り、書を奏す、絶えて邊界の事に及ばず、康熙十五年貿易商人尼果賚等至る、聖祖召して之を見る、察罕汗の書を貽き、羅刹邊に冠するなかれと約束せしむ之を久うして來た答へざるなり、而して羅刹復た東人畜を赫哲費雅哈の地に略し、我が遁逃を蔽め、我が索倫の

貂貢を阻み、將に黑龍江東北數千里、甌脫の地に割據せんとす。上其留都に密遣するを以て滋蔓すべからずとし、又重ねて邊聲を開く、乃ち二十一年に於て都統彭春等を遣し、兵を以て黑龍江を獵り、徑ちに其郭に薄り、形勢を墨爾根及び齊哈爾に偵し、各城を築きて之を成る、十驛を置き、水運を通し、又喀爾喀車臣汗をして其貿易を断たしめ、戍兵をして其田稼を刈りて以て之を困ましむ。二十四年四月、官兵氷の解くるに乗じ、水陸並に進み、其城に克ち、其人を縱して、雅庫舊部に歸す。二十五年正月、羅刹復た火器を以て來つて、城に據る。我が師圍んで之を攻む、死守して去らず。時に荷蘭の貢師都に在り、俄羅斯と隣すと稱す、乃ち書を賜ふて、荷蘭に附し、其汗に轉達す。時に察罕汗已に卒し、新察罕嗣て立つ、中國東方已を距ると遠遠にして、且つ限るに、行國を以てし、西北の西費雅西南の圖里雅の若く近く、肘腋に在りて、必ず争ふ所にあらず、海道往還迅速なるも、九月なるを知り、復書即ち至りて言ふ、中國前に屢々書を本國に賜ふ、能く通解する者なし、今已に邊人構釁の罪を知る、即ち使臣を遣し、邊に詣りて界を定む、請ふ先づ雅克薩の圍を釋せし、明年使、北方の陸路を出て、喀爾喀土謝圖汗の境に至り、文移往復す云々、これ清國より觀たる、露國東使史にして、自國を辨護して、兩國の葛藤を叙せるものなり、蓋し露

國の東侵や前章述べし如く、亦一日の故にあらず、かのコサツク兵を派し、漸次シベリア東部を探檢せしめ、到る處、市城を築き、將軍を置き、終に東向してオホーツク海に達し、カムチャツカに達せしは、西曆千六百三十二年、即ち清太宗天聰六年なりき、爾後益々コサツクをして歩を東に進めしめ、千六百四十六年、バイカル湖畔に達し、千六百五十二年、イルクーツクを定め、千六百五十六年、ネルチンスクを定め、又別にポヤルコウの一隊をして、黑龍江地方を探檢せしめ、ハバロヴの一隊をして、千六百四十九年、黑龍江兩岸の大半を平定せしめ、終にアルバジン城を築きて、殖民の基礎を定むるに及へり、其後露兵は屢々黑龍江の流を下り、全地方の形勢を探究せしめ、明清の妨害に接せざりしかば、益々其歩を進め、千六百五十三年、即ち明永曆七年、清世祖順治十年には、哈薩克の將彼略圖をして、牙布倫山地方を略取せしめ、翌年には進んで、因古陀河に達し、什爾噶河を發見し、又涅爾奇河口に一邑を創設するに至りたり、これ後の尼布楚斯科府是なり、此時に當り、清國は、明に代りて支那の全權を握りたれば、始めて滿洲の境界を定めんとし、終に其將を遣して、東北方に出でしめしかば、こゝに於て終に露清の衝突を見るに至りしこと、聖武記の載する所の如く、而して千六百八十五年、即ち清聖祖康熙二十四年

に於て清軍の爲めに雅克薩城を毀たるゝに至りしなり、かくて後四年を経て始めて尼布楚條約あるに至れり。

第廿四節

尼布楚條約

露清は終に滿洲地に於て衝突せり、こゝに於てピートル帝は例の慣用手段を以て一先づ和議を講じ、シベリアの統一を圖り着々侵略の歩を進めんとし、千六百八十九年大使ゴロヴィンを滿洲に派遣して清露の境界を確定せんとせり、清廷乃ち内大臣索額圖を滿洲に派出し大に兵勢を張りてゴロヴィンとナルチンヌクに會し、終に和親條約を締結せしめたり、即ち外興安嶺以南シルカ河以東を悉く清嶺とし、恰克圖に兩國の互市場を開き、終に露國公使の北京に駐在することを許したりしなり、聖武記に此事情を詳記して曰く、康熙二十八年十二月始めて我か大臣索額圖等と黑龍江に會議し、一は烏倫穆河上游の石、大興安に循ひ以て海に至る、凡そ山南黑龍江の溪河に流出する所、盡く中國に屬す、山北溪河は盡く俄羅斯に屬す、一は黑龍江の額爾呼納河に流入するに循ふて界を爲す、南岸

は盡く中國に屬し、北岸は盡く俄羅斯に屬す、乃ち我に雅克薩、尼布楚二城を歸し、市を喀爾喀東部の庫倫に定め石を立て、勅諭會議七條、滿漢、拉提諾、蒙古、俄羅斯五体文、黑龍江西岸に於てす、是に於て東北數千里、化外不毛の地、盡く版圖に隸す、其條約文實に左の如し、

- 一 北より流れて黑龍江に入るの綽爾納即ち阿倫穆河、相近、格爾必齊河を將て界と爲す、此河上流不毛地石ある大興安に循ふて以て海に至る、凡そ嶺南一帶流れて黑龍江に入るの溪河は盡く我界に屬す、其嶺北一帶の溪河を以て盡く俄羅斯界國に屬す、
- 一 流れて黑龍江に入るの額爾古納河を將て界と爲す、河の南岸は我か屬たり、河の北岸は今俄羅斯屬と爲す、其南岸の眉勒爾喀河口、所有の俄羅斯房舍は遷して北岸に徙す、
- 一 雅克薩の地俄羅斯治むる所の城、盡く除毀を行ひ、雅克薩居る所の俄羅斯人民及び諸物、用て撤して察漢汗の地に往くを聽るす、
- 一 兩國獵戶人等、界を越ゆるを許す、母し、如し一二小人擅に自ら界を越え、捕獵偷盜する者、あらば即ち擒拏を行ひ、所在官司に送り、犯す所の輕重に準して懲處

せん若し十數相聚り、械を得て捕獵し、人を殺し、槍持する者は必ず奏聞して即
正法に行はん、一、二人禁を犯す、わりと雖も、彼は仍は相和好し、好んで鬻端を起
すことなかれ、

- 一、從前我國有る所の俄羅斯人及ひ俄羅斯有る所の我國の人は、仍は留て舊の如
くし、必ずしも遣回せず、嗣後逃亡する者あらば收留を許さず、即送還を行はん
- 一、和好既定以後一切行旅准して往來せしむる文票ある者は、其貿易を許して禁
せず、

此時に當り清朝領侍衛内大臣索額圖は勒那河を以て境界となさんとし、露國使
臣固廬維費要多羅は黑龍江を以て境界となさんと主張し、互に相争ひしが終に
此條約の如く外興安嶺を以て露清兩國の境界を定むるに至れり、乃ち黑龍江の
上流に於て格爾必齊河及ひ額爾古納河を以て兩國の境界を劃り、且つ兩國行旅
者通行の便をも開きたりしなり、

第廿五節

恰克圖互市場

露清か尼布楚條約を締結したりし時俄に互市場と定めしは恰克圖なりき、聖武
記に曰く、これより先き準噶爾の喀爾喀を擾かして中國に及ぶや、動もすれば言
ふ俄羅斯の火鎗兵六万を借り、以て聲勢を張らんと、然れども俄羅斯は方に西兵
を用ひ、南侵の意なし、噶爾丹敗れて往き投す、亦受けず、康熙三十五年に及ひ、噶爾
丹死す、五十年土爾扈特の使俄羅斯より至る、土爾扈特は本と厄魯特と四瓦刺の
一たり、明季厄魯特と睦しからず、西哈薩克を越えて俄羅斯に投す、俄羅斯乃ち裏
海、額濟勒河の南、圖里雅の東、哈薩克の北、城郭なき地を以て之に與へ、游牧せしむる
を已に七八十年、是に至りて準夷敗滅を聞き來貢す、聖祖其要領を悉さんと欲す
乃ち兵部郎中圖理深等をして往て之に報せしむ、道を俄羅斯に假り、西悉畢爾及
ひ喀山兩斯科を經、往返行くと三載五十四年三月を以て繪圖を歸し、御覽に呈す
又異域錄に數万言を爲し、其經る所の河道を記す、大なる者を色稜格河といひ、厄
爾齊斯河といふ、皆源を中國に發し、流れて北海に入る者なり、其北海に近き處、夏
夜色なきに至る、稜格河は土謝圖汗部に在り、鄂爾昆河土臘河の水徑を受けて、俄
羅斯の境楚庫河と爲る、又北を昂可刺河と爲す、以て北海に入る、使命往年皆此よ
り出入す、我か使臣境を過ぐる時、邊臣察罕汗の命を以て厚く禮を致し、餘るに兵

を以てし護り行く時に察罕汗春秋四十一在位二十六年なり其後汗卒し子幼なり其妃代りて朝に臨む叩肯汗と爲す華言の女主也雍正五年其使臣薩瓦復我喀爾喀親王策凌と議す喀爾喀北界楚庫河より以西布爾殺時山より博穆沙嶺に至るを兩國の邊境と爲す而して市を恰克圖に定め陳兵鳴砲を議定し天に謝して誓を立つ俄羅斯國は大西洋に在り天主教を崇ぶ其南境哈爾濱に近き者は回教を崇ぶ其東境蒙古に近き者は佛教を崇ぶ故に嘗て人を中國に遣して刺麻經典を學び以て東方の衆を綏んせしむ并に子弟を遣して國子監に入れ滿漢の語言文學を習ひ舊會全館に居らしめ十年更代例と爲す云々かくの如く彼我の往來盛にして幾多の交渉を経尼布楚條約成り夫より以後兩國の旅商往來繁く特に露商の如きは進んで北京に入り其數千人餘にも及びしかば露國は終に是等商人を監督するため領事を北京に置くに至りしが終に雍正五年使節拉慶仁斯希をして北京に入りて更に額爾古河以西なる外蒙古の疆界を議定せしめんとしたりしなりされど清國之を許さず全使節をして國境に去らしめ翌年理藩院尙書圖禮善を派遣し後貝加爾洲國境の標準及び貿易上の條件十一條を議定せしめたりしなりこれ即ち恰克圖條約是なり

恰克圖互市場定まり全條約確定するや兩國通商の人員は二百人に過ぐることを得ず而して三年毎に一回京に入ることを得其餘の貿易は恰克圖と尼布楚とに於てすべきこと定まり兩國文書の往復は兩國皇帝の名を以てせずして清國は理藩院露國は薩那特衙門の名を以てするに至れり

第廿六章

愛璦條約

露清既に恰克圖互市場を開きてより互に修交貿易する所ありしが露の反覆は屢々清國をして激怒せしめ爲めに其互市場を閉ざしむること數回に上りたり「聖武記」に曰く乾隆十九年土爾扈特の使復た俄羅斯より入貢す二十二年我か邦西域を定む叛徒阿睦撒納逃れて俄羅斯に入る朝廷理藩院に命じ文を移して之を索む俄羅斯渡水溺死せるを以て聞す既にして痘を患へて眞に死す乃ち明年に於て尸を恰克圖に移し大臣に請ふて往て之を驗す而して厄魯特の叛賊舍楞我が副都統を害し復た俄羅斯に逃る我使之を索む又與へず上怒り恰克圖貿易を絶つ而して舍楞三十六年に於て土爾扈特全部十餘万の衆を誘ひ伊犁に趨り

て來降す時に俄羅斯圖理雅國と兵争す圖理雅其先世控葛爾汗地を失へる故を以て世々仇して俄羅斯に服せず屢々土爾扈特の兵を徵して之を攻む土爾扈特の兵戰を算せず征役に憚る叛き逃れて中國に投ず廷議諸臣恐らくは逃亡を收納し邊釁を啓かんとせりと高宗理藩院に命し文を其邊吏に移し告ぐるに伊犁本と我地土爾扈特本と中國の部落舍楞は乃ち我の叛人なるを以て斯を歸して之を受く盟約に夾ふなしと俄羅斯他念なし亦土爾扈特の所在を問はず四十四年開市五十四年復た我か叛人を納るゝを以て市を閉ち茶葉大黃の出界を嚴禁す逾えて三年復た市を通す時に汗位已に數傳夫死し妻立ち妻死し子立つ五十六年恰克圖辦事大臣松筠言す女汗の子已に成長し年三十餘將來母位を嗣くと云ふ其中國に聘する未だ嘗て正使を遣らず皆貿易人來り大皇帝の安を請ふと朝廷乃ち亦其人に因て之に答ふ嘉慶十年女汗の子嗣て立つ特に正使を遣して來る邊界に至り儀禮合はすして返る故に會典に禮部朝貢の圖九を載すも俄羅斯は與らず唯だ理藩院庫倫辦事大臣を設け蒙古俄羅斯と貿易の事を掌り東西兩將軍と會商し皆文を其國薩那特衙門に行り其汗に直達せざるなり俄羅斯既に地廣く物阜に凡そ諸國俄羅斯に至る者則ち衛藏以西沙章汗愛烏罕各部其外市は

六四

則ち西は安集に至り伊犁哈密喀爾喀に延び東黑龍江に至る秋高く馬肥え被氈細貨して至る面白微頰高準采鬚紅氈帽油鞞帳居者恰克圖及び黑龍江岸に布列す恰克圖東に進へは東臣汗部十四たり卡倫地稍々平衍西に進へは則ち高山密林中に峽溝を通す即ち色楞格河の東岸たり蘇庫倫に至る八百餘里天然の險隘なり準噶爾強き時に方つて曾て兵を以て俄羅斯の境を窺ふ額爾口城より深入六百里一人を見ず俄羅斯伏を設けて己れを誘ひ遂に遁れ還るを疑ふ準噶爾中國を滅はしてより俄羅斯亦我が兵威を震する故に二百載邊患なし云々以て清露交渉の一斑を了すべく而して露國東侵の勢力を付度すべしかくて後咸豐三年及全四年の兩國の交渉を経て終に全五年の兩國使臣會合となり黑龍江將軍奕山出て、全江下流の麻里音斯克に至り露國東悉伯里亞總督木喇福岳福と疆界の事を議せんとし露は烏蘇里江を以て清は尼布楚條約に依らんとして爲めに其議整はすして止み全六年更に露國より清國に迫る所ありしも其議協はす全八年露國一朝其人民を烏蘇里江の地方に移住せしめんとするに至り清國は將軍奕山を派し總督木喇福岳福と愛琿城に會し黑龍江及び烏蘇里の國疆を議し條約三條を定めしむるに及へり愛琿條約是なり

一 黑龍江松花江左岸額爾古納河より松花江海口に至るを俄羅斯國所屬の地と作爲す、右岸江流に順ふて烏蘇里に至るを大清國所屬の地と作爲す、烏蘇里より彼に往き海に至る所有の地、此地全しく兩國の交界に連接し、明定の間地方の如し、兩國共管の地と作爲す、黑龍江松花江烏蘇里江より此後、只だ中國、俄國行船に准し、各別外國船隻、此江河により行走を准さず、黑龍江左岸精奇里河より以南、額爾莫勒津屯に至る原住の滿州人等、舊に照し、其所住屯中に在り、永遠居住、仍は滿州國大臣官員に著けて、管理を准す、俄羅斯人等、好侵犯を得ず、一兩國所屬の人互に相和を取り、烏蘇里、黑龍江、松花江、居住兩國所屬の人、其一同をして交易せしめ、官員等兩岸に在り、彼是照して、兩國貿易人を看る

一 俄國結、聶喇勒、固畢、爾那、托爾、木喇、福、岳、福、中國鎮守、黑龍江、處將軍、爾山、會合、議定之條、永遠、遵行、替る勿れ、凡等因、俄國結、聶喇勒、固畢、爾那、托爾、木喇、福、岳、福、緝ふて、俄羅斯字、滿州字に、寫し、親自、畫押し、中國將軍、宗室、奕山に、交與し、並に、中國宗室、將軍、奕山、緝ふて、滿州字、蒙古字に、寫し、親自、畫押し、俄羅斯國、結、聶喇勒、固畢、爾那、托爾、木喇、福、岳、福に、交與し、照して、此文に、依り、繕寫し、曉かに、內國、交界上の人等に、諭す

此條約は實に咸豐八年四月十六日に締結せられたるものにして、清國は之か爲めに滿州北方の一地方を露國に割與したる結果となり、而後露國艦は任意に黑龍松花等の江口に入出することゝなれり、

第二十七章

北京條約

愛理條約締結の後二週間にして、清國使臣は露英佛米の四國公使を天津に會合し、天津條約を締結したりしが、咸豐十年更に欽差大臣恭親王をして、北京に於て露國全權大臣尼古來、伊格那替葉福と會合し、條約十五條を増せしめしが、こゝに於て滿州の兩國境界は更に大なる變化を來すに至れり、其條約文中滿州に關するもの實に下の如し、

第一條 一千八百五十八年瑪乙月十六日即ち咸豐八年四月二十一日、愛理城に在て立つる所の和約の第一條を議定、評明す、是年伊云月初一日即五月初三日、天津地方に在て立つる所の和約の第九條を遵照し、此後兩國の東界を定め爲す、什勒喀喀爾古納爾江會處よりすれば、則ち黑龍江下流に順ひ、該江烏蘇里河

會處に至る其北邊地は俄羅斯國に屬し其南邊地烏蘇里河江に至る所有の地方は中國に屬す蘇里河江より南上して興凱湖に至る兩國烏蘇里及松阿察二河を以て交界と作爲す其二河東の地は俄羅斯國に屬し二河の西は中國に屬す松阿察河の源兩國交界より興凱湖を踰え直に白稜河に至り白稜河口より山嶺に順ふて瑚布圖河江に至り再ひ瑚布圖河江より琿春河及び海中間の嶺に順ひ圖們江口に至る其東は皆俄羅斯國に屬し其西は皆中國に屬す兩國交界圖們江の會處と該江口に及ぶまで相距ること二十里に過ぎず且つ天津和約第九條の議定に遵ひ繪畫地圖内紅色を以て分て交界の地と爲す上に俄羅斯國阿巴瓦噶達耶熱皆伊亦喀拉瑪那倭伯拉薩士烏等の字頭を寫し以て詳閱を便易にす其地圖上必ず兩國欽差大臣畫押鈐印を須ひて據と爲す上に言ふ所の者乃ち空曠の地中國人住の處及び中國人占むる所漁獵の地あるに遇へば俄國均しく占むることを得ず仍は中國人常に照して漁獵するを准す從て界牌を立つるの處永く更改なし並に附近及び他處の地を侵占せず

第三條 嗣後の交界含混相疑の處あるに遇へば以上兩條所定の界解證を作爲す東邊興凱湖より圖們江に至る中間の地西邊沙濱達巴哈より浩罕に至る中

間の地界牌を設立するの事に至ては應に如何に交界を定立すべき兩國より信任大員を派出し公に乗りて勘査し東界勘査は烏蘇里河口に在て會齊し咸豐十一年三月内に於て辦理す西界勘査は塔爾哈台に在て會齊商辨し必ずしも限るに日期を程せず派する所の大員等此約第一第二條に遵ひ指す所の各交界を將て繪圖を作記し各書俄羅斯字二分或は滿洲字或は漢字二分共に四分を以て作る處の圖記該大臣等畫押用印後俄羅斯二分或は滿或は漢字二分共に四分を寫し所作の圖記は該大臣等畫押用印後俄羅斯字一分或は滿或は漢字一分共に二分を將て俄羅斯に送り收存す俄羅斯字一分或は滿或は漢字一分を將て中國に送り收存す互に此記文地圖を換ゆ仍は會合具文畫押用印當さに補ふて此約の條に續くを爲すべし

第四條 此約第一條所定の交界各處兩國所屬の人便に隨つて貿易するを准す並に税を納れす各處邊界の官吏商人を護助し貿易を按理せよ其愛理和約第二條の事此次重複申明す

此條約は清國咸豐十年即ち西曆千八百六十年英佛全盟軍が北京を陥れし年の十一月十四日にありたるを以て清國は國事多端と且つは露國の援助を蒙むれ

るより其報酬として此割讓的條約を締結せしもの、に外ならざりき蓋し愛琿條約によりて一步を輸したりしもの、此條約によりて更に數歩を輸し烏蘇里河邊の地は終に露國領有の地點たらしむるに至れり爾後露國の烏蘇里經營は終に一轉下して手を韓境に染むるに至りしなり。

(因に記す此時露國全權公使義古那奇布恭親王に説き英佛全盟軍の間を周旋して和議を締結し又更に境界談判を開き黒龍江より烏蘇里江及び松阿湍河に沿ひて興凱湖に至り穆稜河の上流より綏芬河に至り是より波些越圖灣の西南方圖們江に至る一帯の地を以て兩國の境界とせり)

第廿八節

露國の烏蘇里經營

愛琿條約北京條約によりて烏蘇里地方を獲たる露國は其廣野を開拓せんため種々の方策を立つるに至れり而して先づ陸路朝鮮内地に入り込まんため光緒十年清國公使兼韓國交涉全權委員ウーベルをして韓國外務衙門總理大臣全炳始と會合せしめ六月二十五日を以て露韓通商條約を結ひ尙且つ別に附

録並に特別條約書を議了して之に韓廷の調印を求め翌十一年四月十四日皇帝親らの批准を濟まし十月再びウーベルをして京城に入りて韓王に謁見し批准交換の式を了せしめたり尋て追加條約を楯に取りて巧みに陸路通商條約を締結せしめ光緒十四年八月八日ウーベルと全權委員趙秉式と會合して其議を了し翌十五年十二月濟物浦元山釜山の各海口並に漢陽京城楊花津等五ヶ所に於て通商するの外咸鏡道なる慶興府に一通商場を開き以て陸路韓境に達する便路を開けり。

こゝに於て露國は先づ己れ南方烏蘇里の開拓に従事せんと期し終に滿洲境なる胡索兵及び内地の人民を其地に移住せしめ之に常備隊の兵士官吏を加へて三万五千人許の移住者を作り年々三十二万三千百〇五ルーブル(我か十六萬千五百五十五圓)を殖民費として國庫より支出し是等移住民には無代價にて土地を交附し且つ諸種の賦税を特免し全州内に住せる支那人朝鮮人日本人及びヒンダース人と相競ひ以て砂金石炭の採掘に従事せしむるに至れり而して之と全時に北方烏蘇里の開拓を朝鮮人の力に委し袖手其利を收めんため光緒十三年韓人排斥に伴ふ黒龍江沿岸州總督府會議に於て巧みに左の議案を議決せし

めたり。

七二

- 第一 總て邊境に住する朝鮮人を南烏蘇里に轉住せしめざること
 - 第二 朝鮮人を黒龍江上の地及び北烏蘇里河沿岸の地に移住せしむべき事
 - 第三 爾後朝鮮人を呼びて異族民と爲すべからざること
 - 第四 我が露國の移住民と全しく朝鮮人にも亦五年間一切の租税を免除すべしこと
 - 第五 金鑛採掘場に於て朝鮮人を備役するを禁ずること
 - 第六 朝鮮人の鬻を戴くを禁ずること
 - 第七 自今朝鮮人の其本國より移住するを禁ずること
- かくの如くして在來の朝鮮人をして露の指揮の下にありて北方烏蘇里を開拓せしめんと謀りぬ亦巧智なりといふべし

第二十九節

滿洲八旗兵

滿洲八旗は明の万曆二十九年に當り滿洲諸部の歸服する者衆きを以て清の太

祖始めて純色の四旗を制し第一黃旗第二白旗第三紅旗第四藍旗とし每旗三百人之を一牛条ニウジョウと稱し一牛条毎に額眞一人ハクシを置きしが後ち進んで諸部を削平し歸附する者益々衆きを以て明万曆四十二年に當り四旗を増設し第一鐵黃第二鐵白第三鐵紅第四鐵藍とし之を従前の四旗に加へて八旗となせしものなりとす。

今其編制を尋ぬるに三百人を以て一牛条とし之に牛条額眞一人を置き五牛条を以て一甲喇とし之に甲喇額眞一人を置き五甲鍊を一固山コクサンとし之に固山額眞一人を置き又固山の左右に梅勒眞額一人メイロクシ置きしが其最初のものなり然るに太宗天聰八年八旗の管理を定め固山を管するものを固山額眞と名づけ梅勒を管する者を梅勒章京と名づけ甲喇を管するものを甲喇章京と名づけて其別を示せしが世宗順治十一年に至り八旗官名を改めて漢語とし固山額眞を都統と改め梅勒章京を副都統とし甲喇章京を參領とし牛条章京を佐領とし昂邦章京を總管とし又烏真超哈を稱して漢軍とせり尋て康熙三十四年委署參領を設けしが後副參領と改めたりしなり。

更に其配置を見るに世祖初めて都を北京に定むるに當り内大臣何洛會に命じ

て八旗兩翼の兵を従へて盛京に駐留せしめしが、康熙元年始めて奉天將軍、寧古塔將軍を設け、寧古塔將軍を吉林に移駐せしめ、全二十三年寧古塔の兵を以て羅刹を黒龍江に征してより、黒龍江將軍を設け、之を齊々哈爾に移駐せしめたり。これ抑々東三省駐防八旗兵の基礎にして、八旗の名稱は單に滿洲に止まらず、蒙古漢軍、索倫、錫伯、卦勒察、巴爾虎、達瑚、鄂魯春にも全一の名目ありといふ。其内東三省駐防八旗兵の定額は、盛京省凡そ一万八千三百餘名、吉林省凡そ一万〇六百二十餘名、黒龍江省凡そ一万一千四百七十餘名、三省合計四万〇九百八十餘名なり。といふ。かく滿洲八旗兵は最初編制し、配置せられしが、露國との關係密邇するに及び終に其兵制上に改良を加へしむるに至り、從來の駐防八旗兵中より八旗練軍を撰抜して、改正の各隊に編制するに及べり。全治五年、盛京駐防八旗より、領催驍騎千六百名を撰抜して、騎歩兩隊を編制し、蓋州、熊岳、開原、義州の兵五百名を洋鎗隊に編制し、營口に於て訓練せしもの、即ち其一なり。かくて盛京省の八旗練軍は、提勝、捷勝、驍勇、馬步各隊とし、其盛京に駐まるものは、黃、白、紅、藍、正、鑲、八旗馬隊及び砲隊、歩隊等にして、爾餘の諸隊は各地に分駐し、其編制は馬步各隊五十名を以て一甲喇とし、甲喇章京之を率ゐ、二甲喇を合して營とし、營總之を統率し、其下に

馬夫五名、伙夫十二名あり、一營の總員一百二十名、二營を合して之を統べ、歩隊は五營を合して協領之を統へ、其下に長夫三十名、伙夫四十五名を置き、因て五營の數六百七十六名とせり。又吉林省の八旗練軍は、光緒六年全省城に於て八旗の西丹を選抜して編制せし驍勇、步隊、吉勝、馬步隊あり、步隊は營總之を管帶し、馬隊も之に全しく、又別に捷鎗隊ありて、其編制は他の馬步營と全しく、前後中左右の五營に分つと雖も、兵員甚た少く、十人を以て一隊とし、五隊を合して一營とし、捷鎗隊は特に城内にあつて市街の警察に充つる者、即ち其二なり。この吉林省の馬隊は計七起ありて、其編制は旗兵五十名を以て甲喇とし、甲喇章京之を管し、五甲喇を以て一起とし、營總之を管し、又七起を左右の兩翼に分ち、翼長之を統率し、翼長は特に皇帝より令箭を賜ひ、其兵權を專にせしむといへり。又黒龍江省八旗練軍は、光緒六年將軍定安の奏に因り、國庫より軍事費銀三十万兩を出し、八旗の西丹壹万人を訓練し、其中より五千人を選抜して、練軍馬步各營を編制し、定時之を練習せしめしが、光緒十年、黒龍江城の西南凡そ二十里の處に、興安城を新設し、土着の鄂魯春、及ひ達瑚、爾人二百五十名を收め、之を訓練して、步隊を編制し、城の内外に屯駐せしめ、又黒龍江の上流、謨里爾、肯河に至るの間、沿岸に沿ひ二十五堡を建

設し、每堡に練軍旗兵二十名及び武弁一名を屯駐せしめ、其他墨爾根、齊々、哈爾呼倫貝爾、布特哈、呼蘭等の各城にも亦練軍を分駐せしめたり、この編制は一甲喇を以て五十名とし、步騎砲の三兵皆其數を全くし、甲喇章京之を管帶し、一甲喇に屬する武弁は參領、佐領、防禦、驍騎校の内二名にして、之を正副甲喇章京とし、五甲喇を以て一營とし、營總一人之を管し、其隊數は洋鎗隊三十五甲喇、步隊四十一甲喇、馬隊十二甲喇、砲隊五甲喇とすといふ、以上は滿洲地誌の記載せる所なり、

尙ほ滿洲にも勇營といふを置けり、勇營とは軍務緊急の時に當り、兵となるものを召募して隊伍に編制するをいふ、盛京省には全治五年及び光緒元年の兩度賊匪を剿する爲に之を募集し、事止むの後其中の勇隊を以て練軍、勇營として處々に分駐せしめ、省城に駐まる者馬隊五百名、步隊三千名、東邊各處に駐まる者馬隊三百五十名、步隊一千五百名、合して五千三百五十名之を奉軍とせり、尋て全治十二年以後、馬賊の省内を横行するを以て、馬歩兵九百二十名を募り、之を捕盜營とし、各府廳州縣に隸して専ら緝捕の事を司らしめ、光緒六年、露國と葛藤を生ぜしとき、四川提督宗慶を派し、毅軍馬步九營を統領し、之を盛京省に駐まらしめ、全九年、佛國と聲を啓きし時、廣東水師提督吳長慶を派し、慶軍三營を統領して、奉天錦

州各府に駐まらしめ、又陝西提督雷正綰を派し、馬步九營を統へて、鳳凰城邊、門以外各地に駐防せしめ、又總兵王永勝帶ぶる所の護軍營として、旅順口の砲臺を守らしめ、其後又直隸總督李鴻章の奏請に因て、銘字年十一營を以て、大連灣等の處に駐まらしむといふ、又吉林省に於ては、光緒六年、將軍銘安及び欽差大臣吳大澂等の招募編制せる練勇馬隊六營、步隊七營、全年欽差大臣喜昌の招募編制せる靖邊三路軍馬隊五營、步隊五營にして、吉林省全省の練勇馬步各營は合して二十三營とす、

この勇營步隊の編制は十人を以て一隊とし、之に什長を置き、百人を以て一哨とし、之に哨官を置き、左哨、右哨、中哨、前哨、後哨の名を冠せしめ、一哨に屬する士官及び下士の數は哨官一名、什長十名、兵一百名、合計一百一十一名にして、左右中前後の五哨を合せて一營とし、或は一亮子といひ、營官一員之を管帶し、書識或は字識二人之に附屬し、一營の員數合して五百五十七人とし、五營を一軍とし、之を左右中前後に分ち統ふるに統領一員を以てし、之に書識或は字識六人を附し、二軍の數合して二千七百九十餘人とし、二軍以上を統ふる者を總統とし、更に親軍を置くといふ、尙ほ馬隊の編制も步隊と全く唯兵員の數稍々異なり、五十人を以て一

哨とし之に屬する士官下士の數は哨官一名什長五名辨兵合計五十六名にして左右中前後の五哨を以て一營とす但し其兵數並に編制の一定せざるは歩隊馬隊全一にして必ずしも前掲の數に限れるにあらず勇營各隊兵卒の服裝は一定の制服を穿ち軍靴を着け帽を戴かす黒布を以て頭を包めり而して其胸前及び背後に准軍或は楚軍等の文字を大書し其下に何營何哨と記せりといふ以上は前年參謀本部の調査に係り具さに滿洲地誌に載する所なり

第三十二節

漠河金鑛

露國か方今黒龍江省に於て遺利を拾ひつゝあるは全省内の金鑛採鑿事業なるべし清朝とても夙に此理を知らざるにあらず之を以て總理衙門は之を朝廷に奏請し終に黒龍江將軍に命し所謂漠河金鑛の開鑿に従事せしむるに至れり漠河は黒龍江省所屬黒爾根城の西北にあり額爾古納河烏河の中間に位置し其地勢たる内興安嶺を背にして黒龍江に面し南は墨爾根に至り烏河を距ること八百清里齊々哈爾城を距ること約一千五百清里而して愛理に達する水路は一千

五百清里あり北方には黒龍江を隔て、露國の新鎮なる博克諾付屯及ハ阿勒巴城と相對す即ち清國か近年新設したる博羅哈達卡倫の地なり蓋し漠河金鑛は夙に其名を知られ内興安嶺が東金山の稱を有する中の最たるものなり東金山とは阿爾泰山の西金山に區別してかく稱すといふされば其金鑛の廣大無比なると地邊荒にして清國の治遠く及ばざるより何時しか内外附近の匪徒をして群を成して此地に入らしめ悉く金鑛を採掘するに及ばしめたり清國之に驚き黒龍將軍文緒をして一時是等匪徒を驅逐せしめしも幾くならずして匪徒再び蟬集せんとするに至り特に露商薩比湯なる者公然清國欽差大臣に向ひ租税を納めて漠河の西に當れる粗魯海の圖地を借區し工廠を開きて金鑛を採鑿せんことを請ふに至りしかば清國にては現任黒龍江將軍恭鏗等之を北洋大臣李鴻章等に諮り總理衙門の議として之を奏疏し終に委員を漠河附近に派遣し金鑛の實地を調査せしめて愈々全金鑛開鑿に關する條規十六ヶ條を奏聞せしめたり乃ち審議の末原案を修正して先づ全金鑛開鑿を試験せしむるに及びたり其十六ヶ條の大要を示せば左の如し

第一條 漠河金鑛開鑿着手に關して入用なる創業資金は精細なる豫算を立て

漠河礦山株券發行に先ち目下北洋大臣に命じ商人より銀十萬兩を借入れ又黒龍江將軍をして全省の庫銀三萬兩を支出せしめ差當りの急需を辨せしめ株券募集の上之を消還すべし。

第二條 株金募集の法は勤めて在來の弊害を除き切實に經理せしむべく乃ち該株金二十萬兩を二千株に分ち支局を上海天津吉林の三處に設立し利子を分配し產出する金屬を販賣する諸事務を掌らしむ。

第三條 先づ漠河の元寶山を開鑿することとし全所に工廠を置くべし尙ほ五百里の長程に連れる金鑛なれば技師をして探檢せしめ支廠を開き次第に陶冶に着手すること。

第四條 今回漠河の礦務局に雇入る者は勉めて其任に堪ふる者を選抜し且つ詳確なる約定書を取換せ後患を貽さるることを期すべし。

第五條 漠河礦務督辦官は外交上の事務をも兼理するの權を附與すべし抑々漠河は齊々哈爾省城を距ると陸路一千五百里あり若し愛理の水路を取れば更に迂遠なりとす而して該所の上游は土帖列省にして下游は海蘭泡省とす漠河は省城と遠隔すること斯の如くなるにも拘はらず露國の要地に接近す

るを以て工廠を開きし後屢々外交上の紛議を生せざるを保し難し故に省城に向ひ一々指揮を仰ぐ時は急務を誤るべし自今李金錫をして礦務を督辦し兼て交渉に關する事件を應辨するの權を與ふべし但し重大なる事件にして處理容易ならざることを認むる時は速に北洋大臣及び黒龍江將軍に稟商し其指令を請ふことを要す尋常の件は省城に上申するに止む。

第六條 咸豐八年の愛理條約に據れば黒龍江は中國及び露國の汽船を馳行するの外他國の船隻を容るゝことを許さずとあり前に黒龍江將軍より漠河の金匪を驅逐せし際屢々露國の汽船を借用し輜重を運輸し後ち露人の汽船一艘を買上ぐるの議ありしが嗣て中止せり今回漠河に工廠を置くに付ては船隻の需要實に緊急を感ずるものなれば急に吉林兵器製造所に命じ小蒸汽船二艘端艇四艘を建造し礦山用に充て并に江面の非常を防備せしむべし其船船内に消費すべき薪炭は黒龍江將軍の諭令を以て卡兵(卡倫守衛兵)を派して運出し一定の價值を以て船舶に賣渡すべし。

第七條 漠河産金の地其金脈は概ね地下一丈に及ばざる處にあり其開鑿の機械は巨額の費を要せず故に廠中に人員を増加するよりも機械を購入するを

得策とす、但し機械の精粗は充分検査を行ふべし。

第八條 人選を慎み衣食を優にし、在局三年毎に勞績を考察し、督辦官より北京に上奏し、優等と次第を區別し、保獎陞叙を施行すべし。

第九條 前に採掘に従事したる匪徒は概ね直隸山東の游手の雇工にして、海參威の恰克圖地方より彼地へ流入したるものにして、官兵の爲に驅逐せられ、黒龍江を渡りて露境に移りたる者少からず、今回工廠開業に付使用する工夫を招募するに際し、曩に露境に移りたる人民にして、歸國を願ふ者は之を工夫に採用するを得べし、但し露國の戸籍に歸したる者は濫りに收留し、他日の議論を生ぜざるを期すべし。

第十條 黒龍江省城齊々哈爾より愛理に至り、愛理より漠河に達する道路は水路合計二千三百五十里あり、今金鑛取調委員は齊々哈爾より直徑漠河に達すべき陸路一條を發見したり、其里程は僅かに一千四五百里に過ぎず、従前に比して八九百里の近道とす、是れ運輸上最も緊要なれば、一二千の兵丁を調發し、道路を改築せざるべからず、此件は黒龍江將軍並に東三省練兵大臣に命じ、練軍を派して起工せしむべし、其新道に於ける電線の架設並に關門守備兵の配

備の諸項は新道開通の後順次に着手すべし。

第十一條 漠河金鑛護衛の兵隊は新設に係る羅博哈連卡倫の防兵五百名にして、勢ひ單薄なり、別に金廠に於て一營の兵を募集せしめ、軍餉は廠中より之を籌給し、礦務督辦官をして之を統領せしむべし。

第十二條 會計を掌營すべき役員は之を公選とすべし。

第十三條 百株以上所有の株主をして監察員を出張せしむることを得。

第十四條 局中の費用を節約し、並に收支の報告をなすべし。

第十五條 株金欠損等に際して株主の意見を諮詢すること。

第十六條 開業以後得る所の利益金額は借債の幾分を漸次に償還し、並に局中一切の經費を支辨したる額を差引き、純益高を二十分し、内六分を黒龍江將軍衙門に送附して軍餉費に充て、内十分を株主に配當し、殘四分を總辦以下局員の賞與金と爲すべし。

要するに此千里に亘れる鑛山を開鑿せんとするに僅に二十万兩の株式組織に據り、官民共同の力を以て着手せんといふが如き既に緩漫なり、況んや直隸山東邊より入込みたる工夫を驅逐し、更に之を逃亡せる露境より喚戻して使用する

を得といひ、露國の戸籍に歸したる者は之を放任すべしといひ、五百人の兵を以て盜掘を防ぐといふ如き何れも迂濶にして疎漏の處置ならざるなし、而も賄賂公行の清國に於て果して此條約の勵行せられざること固より論なし、之に反して露國は一商人の力にても廣大の地を借區して工廠を建つる勢、且つ露國政府が東侵に向つて注入する金額實に莫大なれば、其勢力によりて支那從來の雇工を使役し、補手にして遺利を拾ひ得ること最も親易き所なり、されば爾後の事業を尋ぬるまでもなく、今日滿洲の金礦が匪徒等の私する所となり、更に某大國の占むる所となれるは亦疑なき所なるべし、

(以下カシニ一密約に至る間の事實等は請ふ今代史の部を参照せよ)

第三十一節

カシニ一清露密約

カシニ一密約とは露使カシニ一と李鴻章との間に成りし清露の條約にして、清光緒二十二年(我明治廿八年)先づ鐵道及び旅大租借の約を結び越えて光緒二十八年終に此訂約を成すに至れるもの、これより滿洲は全然露國の掌中に歸する

に及べり、これ李鴻章が戴冠式參列の爲め露國に使せし、當時露人は疾くも清國が日本の爲に大破を招き怨嗟措く能はざるを見、奇貨措くへしとして李氏を籠蓋し、終に此密約を成立せしめたるものといふ、露國外交の手腕は今更なから巧猾なりといふべし、全密約文案左の如し、

一、日本國如し、露國の亞細亞東方の土地を、又は清國の土地、朝鮮を侵略せば、此條約を牽き立るに約に照して處理せん、如し此事あらば兩國は所有水陸各軍の其時能く派遣し得る所の者を盡く派出して互に相援助し、兵器糧食に至りても亦盡力して互に相融通することを約明す、

二、清露兩國既に協力して亂を禦かば兩國公議にあらざるよりは、一國獨り自ら敵と和を議し、約を立つることを得ず、

三、開戦の時に當り若し緊要の事に遇はば、清國沿海各口は均しく露國軍艦の出入を許し、如し需用あらば地方官は力を盡して補助すべし、

四、露國今や將來露兵を轉運して敵を禦き並に兵器糧食を接濟して以て捷速を期せんか爲に見込を立て、清國政府は黒龍江吉林地方(原)地本邊地に作るに於て鐵道を接續し、以て海參威に達するを許す、唯此度鐵道接續の事は端を藉り

て清國の土地を侵占するを得ず亦大清國大皇帝固有の權利を碍くることを得ず其事は清國政府より露清銀行に命じて受負はしむべし契約の條款に至りては清國の駐露公使より銀行と近きに就きて議定すべし、
 五露國は第一款の敵を禦く時に於て第四款掲ぐる所の鐵道を用ひて兵を運し糧を運し軍器を運すべし平常事なければ露國も亦用ひざるべし原注註二句後刪去せし但し此鐵道運過の兵糧は轉運暫停の外事故の爲めに停留するを得ず、

六此約應に第四款條約批准舉行の日より三ヶ月を限り鐵道批准の日より算起す遅ければ則ち全約を廢と作す算記照辦すべし十五年を以て限りと爲し期滿ちて六ヶ月前に兩國延期を再議す四月二十日稿總署に寄す鴻章時に露京を去る暗號發成)

(右中外日報所載東京朝日新聞譯載)

下編 現今の滿洲

第四章 境界地位地形及氣候

第三十二節

滿洲の略沿革及境界の確定

滿洲は盛京吉林黑龍江の三省より成り支那本部の東北蒙古の東方に位置せり支那人は之れを總稱して東三省といふ素と韃靼部落の居住せし處なりしが十六世紀の末葉より十七世紀に亘り滿洲の酋長波質烏及其子孫之れを統一して都を盛京省なる奉天府に定め更に西南に侵入して明朝を征服し十九世紀の中葉(千六百四十四年)に至り遂に都を北京に遷し茲に始めて大清朝廷を創立せり、現帝は其第九代にして光緒皇帝と稱す、

此の如く滿洲人の首力は悉く西南に轉じ其全土は殆んど無主の姿となりしかば露國東侵の先鋒は何等の抵抗だも受くるを無きに至り、竟に黑龍江の上流及其近隣にして尙北方滿洲の一部たりし地方に向ひ熾に移住植民を開始するこ

と、爲れり然れども這は到底滿人の黙止し得る所にあらず頻年鬭争を累ねる結果竟に千六百八十九年に至り所謂ネルチンスク條約なるものを以て露清の境界を定むるに至れり其條約に曰く、

第一條 シルカ河の右岸チエルナヤ河に近き所に於てシルカ河に注ぐ所のゴルビトザ河を以て露清兩國の境界とす。

而してゴルビトザ河の發する山脈の頂點より該山脈に沿ふて東の方海に至る畫線を以て境界線とす。

右山脈の南に在る土地及右山脈の南より黒龍江に注ぐ總ての河流は清國に屬し其北方に在る土地及河流は總て露國に屬す。

第二條 黒龍江に注ぐアルゲン河を以て西方の境界とす其右岸に在る總ての領土は清國に屬し其左岸にある總ての領土は露國に屬す而して現に其河南に在る露國人は河北に移轉す可し。

第三條 露國皇帝の建設したるアルパダンの城市は全然之れを破壊し之に住せる露國人は軍用其他一切の貨財を擧げて露國領土に移轉す可し而して移住者は財産を移轉するに就き何等の妨害を加へらるゝこと無かる可し。

而して此條約は佛文露文支那文に依て多少の差違あり孰れを正確なりと認むる能はざるも兎に角露國と北部滿洲との境界はアルゲン河ゴルビトザ河及ヤブロンノイ山脈に沿ふて畫したるゴルビトザ河の水源より海口に至る線と見て大差無る可し降て千八百五十八年五月の愛理條約に依るに其の佛文にはアルゲン河より海に至る迄の黒龍江を以て滿洲の北境と定むるも支那文には黒龍江の左岸及松花江の海に注ぐ迄の左岸を以て露國と爲すとあり即ち左の如し、

第一條 アルゲン河より松花江の海に注ぐ口に至る迄黒龍江及松花江の左岸に於る領土は露國とす其右岸は烏蘇利河に至る迄清國とす。

烏蘇利河と海との間の領土は中立地として兩國共同に之れを保有す黒龍江松花江及烏蘇利河は露國及清國船舶の航行すること自由とすれとも他の外國船の航行を許さざるものとす。

ゼイブ河より南方ホルモルド村に至る迄黒龍江左岸に於ける滿洲住民は永久滿洲官廳の支配の下に其村邑を保護することを得可く露國人民は是等と友誼を保ちて居住し敢て加害行爲をなすこと無かる可し。

此條約の結果としてヤブロンノイ山と黒龍江の間に於ける一帯の土地は露國

の爲めに併吞せられ、烏蘇利河と海との間に於ける土地は兩國の主權に屬することゝなれり、又千八百五十八年六月十三日の天津條約第九條に隨ひ千八百六十年十一月北京に於て追加條約を締結し、同年十二月聖彼得斯堡に於て批准せられたるものあり、此條約第一條はチルチンスク條約第二條に定めたる北部滿洲の西境は之れを除き露國と滿洲との境界線の全部を約定せるものなり、參考の爲め左に掲ぐ。

第一條 爾後兩國の東境はシルカ河及びアルゲン河の會合點より黒龍江と烏蘇利河との會合迄の畫線とす、其北方の土地は露國に屬し、其南方は烏蘇利河口迄清國に屬す。

烏蘇利河口より南方ヒンガ湖に至る迄は烏蘇利河及スンガチャ河を以て兩國の境とす、此兩河の東は露國領とし、西は清國領とす。

スンガチャ河の水源よりヒンガ湖を横斷して、バイリン河に至り、同河口より山脈に沿ふてフブツ河口に至り、同河口よりハンチエン河を下り、同河と海との間の山脈に沿ふてチユメン河口に至るの線を以て兩國の境とす、此線の東は露國領とし、西は清國領とす。

兩國の境界線はチユメン河口より凡そ二十清里に於て同河に會合す。

此の如く千八百六十年に於ては露國と滿洲との境は西はアルゲン河、北は黒龍江、東は烏蘇利河口よりチユメン河口に至る畫線を以て境界とせられしなり、其他アイグン條約第一條に依れば黒龍江、松花江及烏蘇利河は單に露清兩國の船舶の航行を許し、其他の船舶の通航を禁ぜり、而して此約束は何等の除外例を設けずして千八百八十一年二月調印聖彼得斯堡條約第十八條に依り確定せられたり、然れども千六百八十九年以來、北方及び中部滿洲の海岸線は相踵て露國の爲めに占領せられ、滿洲全体にて現に残れる海岸線は鴨綠江と直隸の清國領との間に限らるゝに至れり。

露清境界線より長白山の南部チユメン河の左岸、其水源より鴨綠江の水源に至る迄の線及鴨綠江の右岸、其河口に至る迄の境界は東方及東南に於ける滿洲の境を爲せるものにしてチユメン河の右方鴨綠江の左方及此兩河の水源を結合する線は韓國の境界とす。

以上の境界に依れば滿洲全体の總面積は凡そ三十六萬平方哩にして之れを總稱して東三省と云ひ更に命名して黒龍江、吉林、盛京或は奉天の三省と名く以下

各省に就て説明する所をらむ。

九二

第三十三節

各省の形状

黒龍江省。 は北方黒龍江に沿ふ地方にして現今其東北境を爲す黒龍江は千八百五十八年前迄は其内地を流れ居りしに因り此名あり其全面積十九萬平方哩を有し三省中最大なるものなり西方興安嶺山脈南北に横はりて黒龍江より蒙古に至り北緯四十八度東經百二十七度の處にて大小興安嶺の二脈相結合し一は北行してアイグンの西に至り一は東行して松花江及黒龍江の會合點に向ふ小興安嶺の支脈は四方に横出し其西脈中アルゲン河を距つる凡そ六十哩の處より嫩江を發源す嫩江は本省を通じて流るゝ重要な水路なり、ベチユラ市の北方二十哩許、嫩江の左岸に齊々、哈爾あり本省の首都と爲す、又メルゲン市あり、松花江より大なる支那形船に依りて齊々、哈爾迄航行し得可く、又其他北方より松花江に注ぐ水路は呼蘭河及呑河の兩河とす、共に舟楫を通ず可らずと雖此兩河の河底より砂金の採收せらるゝあるを以て商業上重要な市邑とす、黒龍江松花

江は共に航行し得可く、吃水深き汽船は黒龍江の右岸烏蘇利河の會流點に在るハッロフスクより黒龍江を航行してシルカ及アルゲン兩河の會流して黒龍江を爲す點の稍々東方なるボクロフスカ迄至るを得可し、シルカ河は亦汽船に依てストレチンスク迄航行し得可く、好時季にはミトロツハノフに迄至るを得可し、アルゲンは七百露里即ち四百六十哩餘航行し得可し。

松花江はハッロフスクの上流二百四十一露里(百六十哩三分の二)の處に在り、黒龍江に注ぐものにして其河口よりベチユナ迄九百六十五露里(六百四十三哩三分の二)の間は汽船にて定期に航行す、吉林市にてさへ一二の小汽船を見受けたり、尤も以上諸河の航行は五月より十月迄の間に限られ、其他は全く氷の爲に閉鎖せらる。

本省の山脈は多く火山にして而かも樹木繁茂す、然れども耕作せられたる面積は河濱に限られ、殊に嫩江及呼蘭河に限らる、本省西南の大部は蒙古人種にして人跡の未だ及ばざる廣漠たる草野に家畜の游牧するを見る、是等未墾地の多くは低地にして七八月頃の雨季には洪水の害あり、然れども南方より移住する者續々相踵ぐの有様なり、又是等の原野は多く曹達及他の鹽分混和し耕作に不適

當なり、曹達採收業は本省の産業にして其煉瓦石状又は塊状に造られたる生産物は天津牛莊に輸出せられ夫れより更に北清に於ける住民の染工場及絹糸工場の需要に供給せらる。

本省は其西北及東北に於ける黒龍江の兩岸並に其支流に於て金に富む千八百八十八年以來政府の特許を得て土民の組合が採掘に従事せる漠河金鑛は黒龍江沿岸中最も有名なるものなり該金鑛は漠河村の南七十浬(二十三浬)の處に在り露國のアルパデン村の下流にて黒龍江に注ぐ細流の岸に在り、黒龍江南岸に在る他の金鑛は露國のヒンカン村及ボンベイフカ村の間に在る太平溝及ラソテフカと相對する觀音山なり千八百八十八年前迄は採收隱密に行はれ露國民の多數が黒龍江を渡り共に採收せしを以て葛藤を起したることあり千八百八十八年黒龍江政廳は之を禁遏し鑛山は之れを政府の監督の下に置けり千八百九十六年金鑛の保護を確實にする爲め武器彈藥を汽船にて天津より牛莊に送附し來りたることあり、右の外松花江沿岸にも金鑛あり又滿洲北部及中部よりは銅及鉛を産出す山野には野獸多く、虎熊豹鹿羚羊鹿の一種及野猪あり、黒貂栗鼠鼬狼、鬼狸野猫野狐等は其皮の需要の爲め狩獵せらる、鳥類は野雁、白鳥、鵝鴨

鷓鴣、雉、鶉等あり、小馬家畜豚羊は草野に游牧す。

斯る情況なるを以て本省に於ける耕作地面積は甚だ狭く概して河濱の地域に止まれり、黒龍江及松花江には諸種の魚類生棲せり、鯉、石斑魚等其重なるものにして秋季にはクマラと稱する鮭の一種群を爲して是等の河に集る。

吉林省 本省の面積は凡そ十一萬平方哩にして首府吉林は北緯四十三度四十九分東經百二十六度四十六分二十七秒の處に於て松花江の左岸に在り、本省は松花江、フルカ及烏蘇利の三部に分たる、松花江は汽船に依り吉林府迄航し得べく、烏蘇利河は河口に在るハッロフスクより溯ること三百八十露里、二百五十三哩三分の一イマンに迄汽航するを得可し、アイグン條約第一條に依り黒龍江、松花江及烏蘇利河の航行は露國及清國の船舶にのみ限らる(ハッロフスクより上流此三河の航行に従事する汽船百二十艘に上り其十八艘は東清鐵道會社に屬し露國旗と清國旗とより成れる會社旗を懸へし、其餘の百餘艘は露國旗を掲揚す、此の如く黒龍江の全程を通ずるも支那形船は僅かに五六艘を認むるに過ぎず、以て露國の勢力強大なるを知る可し)

松花江西部地方の大部分は眞土質の平野にして耕耘の業普及し農産上本省に

於ける最富饒の地方たり、此地方は又滿洲に於ける重要都市の在る所にして、長春府は首府吉林の西八十哩に在り、黑龍江省及北吉林省に對する輸出入品の集散地なり、松花江上流及フルカ河の間に在る部分の北部は猶未墾地にして懶惰なる滿洲人に代り耕作す可き支那農夫、若くは日本農夫の手を待つ者の如し、河岸地は耕作せられつゝありと雖、南部は支那人の獵師樵夫、人參採收者等長白山脈の間に散在して其踏み荒すに任じ政府敢て干渉せず、長白山は最高點八千呎にして雪白の輕石其峯を圍繞するを以て此名あり、頂上を下ると凡そ三百呎に周回六七哩の湖水あり、其他吉林にはヒンカ湖の一部あり、アゼユ湖あり、ピルテ湖とも云ふ、フルカ河の源流を爲す諸水は該湖を通じて寧古塔の西南を流る。長白山は滿洲朝の祖先ニユルハナユの生れたる所と稱し、滿洲朝に於て神聖に保つ所なり、長白山は松花江、鴨綠江及チュンメン河の起源にして、フルカ河と烏蘇里河との間の地方は松花江及フルカ河の間に於ける地方の耕作の行届きて發達したるに如かず、フルカ河口より東方松花江の右岸一帯は韃靼人の住地にして、其タマラ蛙の皮より製したる衣服を着用するを以て魚皮韃靼人の名あり、松花江兩岸殊に三姓市の近隣は頗る金鑛に富む、政府の特許を得たる金鑛採掘

組合ありて一日平均三十六清オンスを洗ひ出すと云ふ、使役者に勞賃を拂ひ鑛夫に必要な保護を與へて尙組合員に收益を分配するに足る、又金の採收は松花江の上流及鴨綠江へ會流する諸河の溪谷並にフルカ河の兩岸にも行はる、銀鑛は銅鉛と混化し居るものにして、當省の南部に在り、石炭は到る處多量に産出、吉林市にては其質に従ひ一噸六志乃至十二志の價にて賣買せらる、劣質のものは軟かにして且速かに燃盡す、松花江の上流より來るもの之れに屬す、石炭は又本省の東南部及西部より産出せらる、政府監督の下に在る吉林石炭會社は遼河の最高航行點たる通江子を距る二十哩の處に於て採炭に従事せり、吉林に於ける旅行者が會ふ所の樹木は通常柳榆にして、小丘には榲松あり、當省の山は榲榆、松、桃、樺、樅、フレインの森林を以て蔽はれ、山麓には草木密茂す、滿洲に於ける材木市場は鴨綠江口に近き右岸のタツンクーにして、長白山脈より出る大材木は、同河及同河の支流を下りて此に來集す、赤松及黃松は松花江を下りて首府に送られ、管に支那形船材となるのみならず、其廉價なるが故に家屋或は空地の塙柵に用ゐらる、是等の森林は他の鳥獸を擁護して、虎熊の襲撃を遁れしめ、凍りたる野猪、鹿、羚羊、雉子及鵲鳩は、吉林市街に於て賣捌かる、又松花江より獲らるる諸種

の魚類は凍りて諸所に堆積せらるゝを見る、就中鱈魚最も美味を有せり。
 奉天省 本省は三省中の最小なる者にして、面積凡そ六萬平方哩を有し、其中國（支那本部）に近接せるを以て比較的萬事に於て發達し、滿洲中唯一の海岸線を有し、隨ひて滿洲全部の産物の捌ヶ口となれるを以て商業上重要な地方たり、東境は鴨綠江に接し、帽兒山の東より江口に至る、南は山海關に至る、遼黃海及遼東灣にして又直隸の一部に接し、西は直隸及蒙古にして北は蒙古及吉林に接す、遼東半島の南に起り、吉林省の東北に至る一帯の丘陵あり、奉天省を北部又は平野及東部又は山地に、二大別す、西部は丘陵鴨綠江に延長して相互平行し、西部は即ち遼河の河谷なり、遼河は滿洲中重要なる商業上の水路にして、水源を蒙古に發し、蒙古にてはシラレン河と稱す、西南に流れて遼東灣に注ぐ、其河口を距る數哩左岸に牛莊港あり、地方にて之を營口と云ふ、海城と遼陽との間並に其他に於て硫黃其他の鑛泉湧出す、但硫黃は採掘せられず。
 本省の丘山殊に牛莊港と奉天府との間の街道の東方地方は炭素を含有する地層に富む、之を遼陽炭と云ふ、此地方の石炭は頗る良質にして最良のカーブ炭に譲らずと雖も、雨季には炭坑浸水して而かも排水器械の設備無きを以て牛莊

港に輸出せられたる時一噸の價千八百九十三年には七弗なりしに、今は十四弗（凡一磅八志）に騰り到底輸出の望無し、又石炭は奉天の東北に在る丘山より出づ、又西は直隸の炭脈の延長せるものあり、東南にも炭鑛あり、泥炭は遼東半島の東に出づ、鐵は奉天の東北方四十哩鐵嶺地方にて石炭鑛に隣りて採掘せらる、其他にも鐵の産出ありと雖、古鐵の外國品の多量は牛莊より滿洲に輸入するが故に土着の製鐵は之れが爲に壓倒せらる、金も亦奉天に産す、曾て採掘に着手せられたりしが直ちに中止せられぬ、其原因は金の缺乏の爲に非ず、前に陳ぶるが如く吉林省三姓に於ける金鑛會社は保護の爲め砲兵二百人、歩兵七百人を備へ置くにも拘はらず、二人の砲兵士官曾て強盜の爲に擒にせられたる際、之れが放免の贖金として一人は砂金三百ヲンス、他の一人は砂金二百ヲンスを要求せられたるが如き状態にて保護機關を有する會社すら掠奪を免れざる有様なれば個人的企業の成立せざること怪むに足らざる也、牛莊の東南六十哩程なる岫巖地方には劣等の寶石を産す、彫刻したる裝飾品として多少輸出せらる、東南の丘陵には好良なる花崗石を産す、鴨綠江及東北地方の森林よりは最良なる材木を出し、又種々の鳥獸を出す、鴨綠江より山海關に至る海濱の間には牛莊港の外に一年

を通じて氷結せざる港灣尠からず土人の船舶に依りて行はるゝ貿易甚だ盛なり。

一〇〇

第三十四節

各省の氣候

滿洲の氣候は極端より極端の間を往來せり、黑龍江省にては冬季に於て華氏零度以下四十九度に下り、夏季に於て九十度に上る、千八百九十六年一月十九日朝吉林省に在りしとき零點以下三十四度に下り、十五日より二十八日迄の間平均零點以下二十度なりき、夏季に於ける平均温度は九十五度なり、奉天にては冬季の最低度を零點以下二十八度とし、夏季の最高度を九十六度とす、牛莊港にては千八百九十四年同九十五年の交は冬季零點以下十七度に下りしも、其翌冬には零點以下に下りしこと唯々一回のみ、夏季は八十五度以上に上ること甚だ稀なり。

牛莊以北は十二月始より三月末迄は水路の貿易中止せらる、此四個月間は全地方悉く氷結せらるゝを以てなり、但遼東半島の諸港は年中氷結せらるゝこと無

し、滿洲の北部は雪の積ること二三尺に及べども牛莊にては一尺二寸に及ぶこと極めて稀なり、滿洲に於ける夏季の空氣は乾燥して耐へ易し、然れども冬の寒氣は却々に耐へ難し、殊に東北風の吹く時を最も然りと爲す、降雨は甚だ少し、出水の平均一尺三寸に過ぎず、其半分は七月八月に降るを例とす。

全國氷結する場合には内地の道路固より悪しきも車に依りて貿易を爲すことを得然れども溶解季に至り加ふるに雨季となるときは道路悉く眞土なるが故に泥濘の深きこと意料の外に出で屢々動物の路頭に於て沈溺し窒息するを見る、故に氣候は滿洲の商業に對して尠からざる影響を及ぼし、其進歩發達に多大の妨害を與ふること言を須たす、此弱點を補ふの道は鐵道に依りて三省の連聯交通を安全ならしむるに在り、然るときは黑龍江地方より黃海及遼東灣に至るに現今の如く數日を要するが如きこと無く、僅々數時間にて安全に到着する可し。

第五章

人民政治及風俗

第三十五節

滿人の状態及特性

滿洲三省の人口千七百萬人の中滿洲人は一割に過ぎず、而かも其所謂滿洲人は始めムルハチユが統一せし諸部落の子孫及千六百七十一年迄に現清朝に全く征服せられたる黒龍江北部地方の住民の子孫並びに北方支那に在るハンチュンと稱する部落にして中國の征服に付き滿洲人を助けたる人種の子孫を總稱す、是等滿洲人ハンチュン並彼等に助勢せし蒙古人の子孫を概稱してチジエン又はバンナーマンと稱す、滿洲人は中國を征服し其大部は中國に留りて新領土の守備に當ることゝなれり、滿洲に留まりし者の子孫は黄海と黒龍江との間に散在し其大部分は黒龍江及吉林の二省に住せり、尤も奉天省にも遼東半島の復州シユンヤウの如き殊に三省の首府奉天、吉林、齊々哈爾の如きは滿洲人多し、蒙古人は黒龍江の西南及吉林の西北に散在す、然れども滿洲住民千七百萬人の九割は漢人の子孫に屬する者にして漢人は既に明朝時代に南滿洲に來住し、爾後年々

北清地方より來住者増加する有様なり。

滿漢人の區別は他邦人に取て男子は見分け難けれども女子は頗る區別し易し、滿洲婦人は自然の足を有するが故に其姿勢直立し又其見分け易き頭飾り及び衣服は一見して漢人に非ることを知らしむ、其姿勢の直立せるに拘はらず、靴底厚くして彈力無きが爲めにや其歩き様甚だ不躡裁なり、滿洲婦人は漢婦人の臆病にして不活潑なるに似ず、獨立的動作及快活なる氣象を有す。

精神的才智に至ては滿洲人は漢人に及ばず、滿人には漢人の特性たる才智及藝術無し、近來滿人が清國官吏の高位を占むるに至りたるは清國の爲め不利益なること疑無し、加之のみならず農夫又は商人として漢人は滿人の有する商務的性能及勤勉力を有せず。

智能の劣れる重なる原因は政府が滿人の多數成年者に月々の手當を給する制を設けたるに在り、之れが爲め滿人には獨立の生計を營み進歩發達を庶幾ふ刺激を受くるを無し、此手當金に對し政府は之れに幾分か軍事の練習をなし豫備兵籍に列するの義務を負はしむ要するに此制の弊害あると勿論にして扶持を受くる者は扶持を下附する役所の近傍を離るゝと無く無用の坐食者と化し去

るを免れず、彼等は只々扶持を得んが爲めに軍務を常職とするを欲する者なり。

第三十六節

滿洲語

滿洲語は漢語の如く古代的のものに非ず、現今行はるゝ滿語は全く歴史的のものに屬す、尤も吉林省、黑龍江省の一隅、撻靼人の一團が住する地方に在りては純粹の滿語のみ行はるゝも、布告類は滿漢語を以てせらるゝ、之れを除きては北清語即ち滿洲語となり居れり。

スルハチユが滿洲を平げて諸部落を統一しつゝ、ありし際には未だ滿洲語の書方無かりき、故に遼隔の地に通信するには蒙古語を以てせり、是れ蒙古語に倣ひ、滿語の書方が制定せらるゝに至りし、濫觴なり、滿語は二十五の文字より成立す、其六は母音、其十九は子音なり、書法は紙面の上端より下端に直線を引き、記す可き文字言語の形を作るに必要なる畫線、曲線を支那筆を以て直線の兩側に附加するに在り、語調の總ての種類あり、唯一の性を有する簡短なる語なり、漢語は紙面の右の上端より下方に向て讀めども、滿語は左の上端より下方に向て讀む。

第三十七節

滿洲の政治

由來滿洲は純然たる軍政の下に支配せられしが、現今南部地方の政治は支那本部の地方制度に類せり、北京には六省ありて、其職を分つ、吏部、戸部、禮部、兵部、刑部、工部、是れなり、奉天には吏部を除き、其他之れに類する官衙あり、此五官衙は千六百三十一年に創定せられたるものにして、各官衙に副總裁ありて、之れを掌り、各自の所管事務に關しては各州長即ち總督も共同官たり。

千六百四十四年即現廷の第一の皇帝たるシュンチーの即位第一年に盛陽の統治は二人の副都督一人の副官と共に官廷の内老に委任せられたり、千六百四十六年にはアンパン之れに代り、千六百六十二年には遼東將軍と改稱せられ、其翌年には奉天將軍、千六百七十一年には盛京將軍と改稱せられ、千八百七十六年には將軍の名稱は總督と改名せられて、奉天總督となれり、千八百九十八年迄は將軍は省内に於ける軍隊の元帥たり、但遼東半島の南部、旅順口に於ける守備隊並に其近隣に於ける守備隊は此限に非ず、此等は宮廷の都合に依り、直隸總督兼北

洋大臣の管轄下に在り、千八百九十八年三月に至り、旅順口條約第四條により、此守備隊は露國軍隊に所を譲り、現今は遼河及山海關の間に駐屯す、故に之を除きては將軍は奉天省内總兵隊の元帥たり、千六百五十七年盛陽は奉天府の名の下に縣とせられ、知事の支配を受くることとなり、四年を経て知事は更に文事長官の職を兼ねしが、千六百六十四年に至り、新に副知事を置き、地方文事試験官の職は之れに移ることとなり、千八百七十六年、知事は支那本部に於ける州知事の資格を得、總督と共同官たり、地方は府、店州、城に分たる。

滿洲には一種の地方自治制行はる、即ち各村に一人又は一人以上、各市都に數人の首長あり、各村民又は市民の選舉に係り、當該地方官吏の承認を経て上任す、首長の職務は種々雜多にして、其選舉區民間の紛争を調停し、訴訟事件に就ては地方裁判所に於て選舉區民を代表し、又一般に選舉區民と民政廳との間の媒介者となるに在り、又總て其選舉區内に發生せし重大事件は之れを報告するの任を有す、例へば首長は検屍官の職を行ふが故に非命の死を遂けたる者と認めたる時、不意の椿事起りしとき、殺害事件ありしときは直ちに之れを一般に報告するの任務あり、又土地に關する取引に就ては常に之れに關係し、取引證文に押捺

せる首長の印章は證書の正式なるを明示せるものにして、土地登記官吏たる地方官は右印章を標目とし、他日の紛争無きを信じて土地を登記し、證書に捺印す。

又郷士及商人組合なるものあり、地方行政に對し其勢力頗る大なり、支那人が一省より他の一省に移轉するときは先づ第一着に務む可きもの其住地に於ける組合を組織するに在り、組合の目的は最初組合員保護に在りしが、漸次地方行政の職務を行ふこととなり、種々の原因殊に財政上の點より地方官も亦之れを好遇するに至れり、組合は常に御用金を仰付けられ、何事に拘はらず改良計畫が外部より發起せらるゝ場合には組合は常に勸誘機關として使用せらるゝ若し郷士及び組合の反對を受けたる場合には何等の計畫と雖殆ど成立せらるゝこと無し。

牛莊港は千八百五十八年の天津條約千八百六十年十月二十四日北京に於て批准に依り開港せられたり、是れより先き支那商人は他の各省より既に奉天に移住し、直隸、山東、山西、安徽、福建等の人民は奉天、蓋平、チンチュエー等の各所に組合を組織せり、當時は奉天、蓋平、チンチュエー等實に商業の中心點たりしが、千八百六十

一年牛莊港の開かれたるに及で貿易の中心は全く此處に集中せらるゝに至れり、牛莊にも土着商人の組合あり、商業會議所の職務を行ふの外、道路下水橋梁等の維持、長き嚴冬の間赤貧者に衣食を施し、市中に給水用の溜池を保全し、其外公衆の爲め演劇其他の娛樂機關を設備する等、町村行政の職務をも行ふ、是等の任務を執行する爲め必要なる費用は組合に附與せられたる權限に依り車稅店稅又は或程度迄は營業に課稅して徵收す。

奉天の軍政は將軍及四人の副將軍奉天、チンチュエー、店盛京、チンチュエー府の四個所に分屯すに依りて行はる、滿洲の兵は外國式訓練支那兵二萬五千人、パンナー兵四萬人と號す、奉天には造兵廠ありて諸種の銃器製造に着手せり。

吉林省の首長は將軍にして全く軍政の下に支配せらる、然れども多數の支那人の來往せる所には民政官を設くるの必要生じ、吉林には道臺を置き、又吉林及昌圖には知事を置き、其他各所に副知事を置くことゝなれり。

パンナー兵の外に尙六人の副將軍の旗下に在る外國式訓練兵一萬人ありと稱す、奉天及殊に吉林には無賴漢若くは兵士上りの破落戸漢多し、彼等は武器を有し、又騎馬に慣れ隊伍を爲して所々に横行す、彼等か山間の巢窟殊に東方及東北方の

山寨より飛出して村落を荒らし、貨物を奪ひ、行旅隊商を襲撃して殘忍刻薄を極むる狀全く蒙昧時代を懷はしむ、近來露國が是等無賴漢の出沒せるニングタの近傍に於て滿洲鐵道建設の爲め雇使せし人夫に賃銀を拂ふに就き尠からざる困難を感ぜしむと云ふ、此の如く滿洲に於ける強奪搶掠の危険に備ふる爲め全國到る處に私立保險取扱所の設けあるに至れり。

黑龍江も亦一の將軍に依りて支配せらる、民政官は只二人にして、即松花江の直に北に當る呼蘭及北圃林子の二所に副知事あり、アイグン、メルゲン、齊々哈爾、フランペール及ベテハの各所に駐在せる六人の副將軍あり、該省のパンナー兵の外、七千人の外國式訓練の支那兵を統帥す、彼等は普通の軍務の外に南方に於ける強盜討勦及黑龍江右岸に於ける金鑛の防護に従事す、黑龍江沿岸アイグンに一の砲臺あり。

滿洲に於ける收入は地租、滿洲人は免除政府の專賣に屬する鹽より得らるゝ、納稅地方の産品たる阿片及材木其他各種の貨物に課する釐金及地方關稅諸車阿片營業免許釀酒及内地河川航行用の支那形小舟に對する課稅、家畜、家屋、土地の賣買に對する課稅、金の採掘高に割當つる歩合金及牛莊港帝國海關稅收入の一

部同海關稅は千八百九十九年に九十二萬八千七百四十海關兩即十三萬九千七百九十五磅に上ると云ふとす。

第六章

農耕及農産物

第三十八節

農耕の沿革

現清朝建設前に於ける滿洲人は戰士獵夫漁夫の類のみなりしを以て農耕の業に就き毫も顧慮せらるゝ所無く只々自己の需要額を供給するを以て満足し家畜をして草野に放養せしめしのみ殊に北方二省を以て然りと爲す。

一千三百六十八年乃至一千六百四十三年即ち明朝時代には奉天省南部の大部分に於て既に支那の統治權行はれ十七世紀に至りては南部滿洲に限り耕作の方法既に支那本部と同様の程度に達し滿洲朝となりて以來は支那人民盛に北方に移住して耕耘に最適當なる肥沃の土地に殖民せり極北への移住は其コッ

ナック人との葛藤を恐れ政府の力を以て之れを抑遏せり吉林奉天の東部は大概宮廷の御料地とせられたり近來は帝室御料の範圍漸次縮小して益々農業の中心たらんとする状態を現はせり。

第三十九節

農耕の現状及農産物

現今は凡そ滿洲の五分の一は耕作地たり黑龍江省には比較的耕地少し吉林省は少くとも半分は耕作せられつゝあり奉天省は十分の三乃至十分の四の割合ならむ然れども本省は尙發達す可き餘地を有せり要するに現在の殖民のみにては力足らざるが故に年々北支那殊に山東直隸より耕種及收穫の爲め労働者を輸入すること夥多なり芝罘よりのみにても二萬以上の労働者が毎春汽船にて牛莊に來り思ひくゝに滿洲及東蒙古の諸地方に向て散布す而かも是れ只其一部のみ尙其他の多數は支那形船にて芝罘より冬季氷結せざる遼東半島南部の諸港に渡航し春季遼河の氷解せざる前に目的地に陸行す是等労働者は收穫終れば汽船にて芝罘に還る其歸還者の數は最初往きし者の數より超ゆること

凡そ八千人に及ぶを以て推測するときは、山東省より年々凡そ三萬人の農業的勢力を滿洲に供給しつゝあるを知る。

滿洲は氣候の關係上農業は一個年の中七ヶ月間に限らる。遼東半島にて少量の冬麥が耕作せらるゝの外は三月中旬霜止み土地和々に至る迄は土地に手を着けず、又農夫たる者は諸收穫物に對し、毎年十月末乃至十一月始め迄に必ず取り入るゝことを圖らざる可らず、否即十一月末に至れば土地既に氷結して諸收穫物皆大害を受く可ければなり。

滿洲に於ける最重要の穀物は丈高く成長する粟なり、粟は人民の主食品にして、又三省に於ける耕作用商業用に充てられつゝある多數動物の食餌品たり、此種類の粟以外に尙二種の粟あり、毎年四月始め(丈高き粟より早きこと二週間)より土地を占め九月中旬に至る、他の穀類と同じく畦に播種せらるれども種子は丈長のものより一層深く蒔かるゝを常とす。

又滿洲は實に理想的小麥耕地にして、大麥小麥の收穫せらるゝ分量頗る夥し、三月に畦に播種し六月に收穫す、小麥は大麥に比し成熟方凡そ十月許り早し、小麥は殊に黑龍江吉林二省中松花江の兩岸に多く耕作せられ、支那形船にて露國の

プリモルスクに輸出せらる。

滿洲にて生産せられたる小麥粉の最上品は牛莊港にて凡二志の價のメキシコ銀一弗に付き四十ポンドを價す。

滿洲は水の供給便利にして且豊かなれば米の耕作も自然念頭に浮ぶ可き筈なるも實際は滿洲に於て少額の米作のみ他の穀類と同じく乾燥したる陸地に栽培せられ而かも他の穀類の如く過多の雨の爲に收穫を害ふこと無し、三月末又は四月初に畦に播種し九月に熟す、收穫は地味に隨ひ五十乃至四十倍なり、粳付にて五十乃至五十一ポンドの重さの支那量の一ブツセル毎に六チヨ一(凡そメキシコ一弗の價を有す、南滿に於ける水田の米は牛莊に於て之と略同一の價なり、但陸田米は水田米に比し軟和にして又水を吸收する力に乏し、左れと丈長粟の價の二倍なるが故に滿洲に於ては廣く耕作せられざるなり。

玉蜀黍は又丈長粟と同様に滿洲に於て耕作せらる、一エーカーの畝に蒔く種子の量十七ポンドにして穀實八乃至十ハンドレッドウェイトを生産す、遼東半島の或部分にては玉蜀黍は廣く人民の常食に用ゐられ、粟の代用を爲す。

以上は滿洲に於ける重なる穀類を挙げたるものにして、小仕掛耕作の行はる

、地方にては丈長粟は同一土地に二三年引續き蒔かるゝと雖數年後に及べば穀實の質悪くなるが故に他の穀類を代植するの必要生ず、大仕掛農耕の行はるゝ地方にては左の如き輪植法に依りて收穫額を維持しつゝあり。

第一年 粟

第二年 豆

第三年 米、大麥又は小麥

第四年 粟

耕作物として丈長粟に亞ぎ而かも對外貿易品としては寧ろ丈長粟よりも重要なものを豆類と爲す、滿洲に於て收穫せらるゝ豆の種類極めて多し其合成品たる豆糟豆油と共に豆類は三省中最も重要な輸出品たり、毎年四月より畦に種を蒔き九月に至りて收穫す、尤商品たる豆即ち小綠豆と名けられたる小さき綠色の豆は之れに異なり、四月に播種せられたるもの早くも七月に至りて熟す、故に同月再び播種し又十月初めに於て收穫するを得可し。

支那人は商品の豆を其色に依りて名く黃豆、綠豆、黑豆、白豆、紅豆、小綠豆等是れなり、黃豆、綠豆、黑豆は共に大豆の一種に過ぎず、其一エーカーに蒔く可き種子は十

六ポンド乃至十八ポンドにして收穫は二十七乃至三十九ポツセルに及ぶと云ふ(一ポツセルは凡そ四十ポンドの量なり)

豆腐は支那にて一般に用ゐらるゝ食料品たり、黃豆又は綠豆を一夜冷水又は急ぐときは湯に浸し其膨脹したるものを翌朝取出し白にて挽く、仕上げを急ぐ爲め數秒時毎に白の上端の孔より水を注入す、總じて我國に於ける豆腐製造法と異なること無し。

綠豆は滿洲に於て收穫せらるゝ豆類中最小なるものにして商品として最重要なるものゝ一なり、表皮は深緑にして内部は帶白黄色なり、此豆は水に浸せば著しく萌芽を發す然れとも主として一般に素麵の製造原料に用ゐらる、即ち豆を冷水を入れたる瓶に一夜の間浸し置けば翌朝二倍大に膨脹するに依り之を石臼にて挽き粉と爲し之を密なる篩にて振ひ其汁液を水瓶に注げば粉は沈殿するが故に浮滓は之を除き去り水は之を流し去て粉を密なる麻袋に詰め日光に晒して乾かす、此の如くにして素麵の原料とせらる、以上の豆類の外に尙食用として栽培せらるゝ豆類頗る多し普通の豌豆も滿洲殊に遼東半島に栽培せられ、大麥と共に粉に挽き燒酎製造の醱酵母として用ゐらる。

滿洲にて栽植せらるゝ纖維植物は棉花眞麻及アパチロン麻の三種とす、棉花は南部地方の外廣く栽培せられず、南部と雖も收穫物として重きを置かるゝ程に至らず、麻は兩種共に三省殊に北部地方に栽培せらるゝアパチロン麻の樹身は頗る高きに達し、其纖維は長さ十五フヒートに至る、但平均は七フヒート乃至十フヒートなり、眞麻はアパチロン麻ほど多く栽培せられず、其の纖維も之れより短けれども價は却て貴し、アパチロン麻は一噸十一磅乃至十三磅なれども眞麻は一噸二十磅乃至二十五磅の價を有せり。

種子より油を搾取する所の植物にして滿洲に生長するものを六種とす、(一)大豆(二)蓖麻油樹(三)セサムオリエントール(四)ペリラヲシモイデニ(五)綿花樹(六)眞麻樹是れなり、第一豆油は料理點火並に繪具の混成物に用ゐられ、第二蓖麻油は滑かにするの用に供せられ、又蠟燭製造用に用ゐられ、第三醬油は料理に用ゐられ、第四は亞麻仁油の代りに煮て用ゐられ、第五髮油は點火及皮革等を滑めす爲に用ゐられ、第六抹油は繪具の混成物に用ゐらる。

滿洲にて染料植物として栽植せらるゝものはダイヤース、ソット、ウキード、わろのみ、四月に播種して九月に收穫せらるゝ阿片罌粟は滿洲到る處に栽培せらるゝ就

中生産及輸出の中心點は松花江の北部黒龍江の南部にして藥材としての重なる市場は吉林省の昌圖府とす、罌粟の北部に於て殊に多く耕作せらるゝ、所以は北部より南部の市場へ穀類豆類を輸出する費用の大なるに反し、阿片は比較的容積少く比較的高價なるも運搬は易く且直ちに現金に交換し得らるればなり、北清地方には阿片の需要夥しく、多くの商人年々滿洲に入り込み、冬季の間に本街道沿路の税關を避け、小さき早荷車を以て陸路阿片を運び來る、又時としては大荷車の荷物の間に容易に隠匿し得るを以て密輸頗る盛んなり、罌粟は三月より七月迄土地に生長し、七月に至り種殼熟し汁液を搾取す可し、滿洲に於ける阿片の生産額及輸出額は之れを知るに由無し、何となれば殆ど全部が外國税關を通過せざればなり、去り乍ら地方の需要を充たし且つ支那形船及陸路に依りて尠からざる額が輸出せらるゝ程度迄栽植せらるゝことは確實なり、又課税の輕き爲め其價印度産阿片の略々半額なるが故に輸入年々減退す、千八百九十五年日本が牛莊港を占領せし頃は一切輸入を禁じ、千八百九十六年には僅に三十二ピクル、二三波斯産の一ピクルを包含す、即ち四千二百八十四ポントを輸入せり、滿洲に栽植する藥用植物中、最貴重にして最高價なるものを人參と爲す、實際人

參なるものが醫療的性能を有するや否やは疑問なりと雖も支那人は習慣的に其價值を認む而して此信認の繼續する限りは之れが需要も亦繼續す可し朝鮮に於けるが如く人參は實に此地方の國産にして吉林の山野に野生す殊に長白山嶺の間に多し人參採集者の年々山中を巡る者其數を知らず野生人參は其葉の數に依り其齡を知る可く一年生のものは短き葉に單に三指形の一葉を着け二年生のものは二葉而して三年生のものは葉は四指形となる此の如くにして五年目のものは長莖となり更に多くの葉莖を發生し各莖葉は五指形の葉を有するに至る。

以上を滿洲に於ける農耕の現状及農産物の重なるものと爲す。

第七章

牧畜及鑛業

第四十節

牧畜一般

滿洲の牧畜業は差々濠太利亞に於ける養羊業と相似たり滿洲及蒙古の北部には小犬及山羊の牧場數千散在し各處に十乃至數千の動物を年々飼養す小女の結婚するに際し持參金として六匹程の犬を齎らすを例と爲す此比較的小額のものは數年の後巨利を産み出すの基礎たるものなれば一般に貴ばるゝなり犬は六ヶ月乃至八ヶ月にして成年に達す其皮は冬季を以て最良と爲すが故に動物を雪解の始まる前に撲殺せざるべからず惟ふに華氏の寒暖計が零點以下二十五度に下る是等北部の嚴寒を凌ぐが爲め造物者は特に華美にして有用なる防寒具とも謂つ可き毛皮を犬に與へたる者にして滿洲及蒙古に於ける犬の皮は其大きに於て其毛の長くして美麗なる點に於て蓋し世界に比類を見ざる所ならむ此の如く多數の動物に供給する食物は田畠の塵芥汚物と混じたる最も粗雜なる穀類は到る所に散在するが故に是等動物が野外に食を求めて尙饑餓を醫するに足らざる場合には常に此穀類を以て補充食に充つ水は田畠に備はると雖も冬季は之を求む可らず故に犬の主人に對する忠義心なる者を度外視するも彼等をして自ら其養はるゝ場所を離れしめざる誘引物の存するを見る。千八百九十六年に漁船に依り牛莊より輸出せられたる犬の皮の數物は四萬七

百二十三枚にして其價二萬八千三百七十二海關兩又犬の皮の粗毛氈は二萬八千七百四十四枚にして其價二萬五千九百三十一海關兩又山羊の皮の敷物は九千四百四十二枚其粗毛氈は八千二百九十七枚其總價額一萬二千七百七十七海關兩又山羊の生皮は十萬千五百五十三枚にして一萬二千三百九十六海關兩なり栗鼠及鼬の皮も多く滿洲より輸出せらる千八百九十六年外國稅關の報告に依れば同年鼬皮の輸出額は五萬三千七百十四枚にして又同年に於ける狐の尾の輸出額は一萬千七百二十八なり熊の皮及黑龍江省より來る莊麗なる狼の皮は共に常に市場に上れども輸出品としては大なる需用無し陸獺も亦貴重なる皮を供給す野猫及野兔の皮は下等民の衣服に用ゐらるゝを常として需用せられ蒙古より産出する羊の皮は冬期到る所に之れあり地方の需要多し蒙古産物の主要なる輸出港たる天津より輸出せらるゝ羊皮の額頗る大なり

滿洲よりは種々の鹿毛を産出す製造の中心は吉林省の懷德奉天省の奉天及金洲とす虎の係蹄獵は管に毛皮を得んが爲めのみに止まらず其骨も支那實業者の爲めに珍重せらる鹿も亦其角と筋とは藥用の目的に向て獵獲せらる黑龍江省の産にしてハンタンハンと稱する動物あり其皮は此等北方の寒地に於ける衣服用として珍重せらる此動物は鹿の一屬にして恰も羚羊の皮が冬時に着用せらるゝが如く此動物の皮も亦毛を剃きて着用せらるゝを常とす

以上滿洲に於ける動物界の概観にして且其輸出品として重要なものゝみを挙げたるのみ其他貿易上に關係無きものは茲に之れを省くことゝなせり

第四十一節

鑛業一般

滿洲の鑛物に就ては未だ詳細に調査せられたること無く隨て其詳細を知る能はずと雖も金鐵石炭曹達等は廣く採掘せられ銀銅鉛等も亦存在す金は三省中到處に存在すれども最も富める所は極北の滿洲と西比利亞との境を爲す黑龍江の右岸に在り實に黑龍江上流の兩岸各所に有する團結層は全く南阿ヨハチスプルヒに於けると同一なり奉天には遼東半島に於て二ヶ所の金鑛を有す鴨綠江と長白山との間通化城の東方及朝見山の北方と是れなり吉林にては露領に近きゾーメン河支流の河底に於て又琿春の東北四十哩の處に於て又更に北方黑龍灣に注ぐスキャフェン河の谷に於て又ゾーメン河の他の支流に於て琿

春の西北六十五哩の處に於て、松花江上流及其支流の兩岸に於て、又松花江と牡丹江との會流點なる三姓の東方七十哩の處に於て之れを有せり、黑龍江省に於ては松花江口とブラゴヘチエンスクとの間なる黑龍江の右岸、對岸露國のヒンガン村とボムベイブルとの間なる處等を始め觀音山の金鑛、ブラゴエチエンスクの西北十五哩の處に在る支那金鑛等あり、就中露村イグナシナの上流凡そ一哩、黑龍江の右岸に在る漠河金鑛は滿洲金鑛中最重要のものたり、該鑛は内地二十三哩の處に在り、アルバジンの下流にて黑龍江に注ぐ所の河の小支流の底に於て富饒なる金層を存す、又アルゲン河のシムカ河に會流する點の西南三十五哩の處に於ても一の金鑛あり、又アルゲン河に注ぐ所のアラカン河底並にスタロツルハイツと、ノウオツルハイツの間なる地及アルゲン河に注ぐ所の根河の支流たるウルギ河に於ても金を洗取す。

其他尙滿洲の諸地方に於て金層の存在すること疑無しと雖も、今日迄に汎く知られたる所は大抵上來記述せしものに止まるものゝ如し。

金鑛採取は概ね政府監督の下に在る會社の起業に係り、政府は其保護の爲め特に文武官及兵勇を派して會社所在地に駐屯せしむ。

滿洲より牛莊港に輸出し來る金の大部は西比利亞産に係るとの説あり、其理由を討ぬるに露國政府は西比利亞にて採掘する總ての金を買收する權を留保し而も市價よりは一割五分乃至二割五分の安價を支拂ふが故に其結果、黑龍江を渡りて密輸し來り之を支那人に賣りて以て露國政府に買收せらるゝよりも高價を得るなり、而も西比利亞に於ける鑛業人は多く支那人なるが故に密賣は容易に行はれ得るなり、又一説に依るに或支那の高官は滿洲金鑛の株主たると同時に支那銀行の持主なるが故に其位置を利用して金を自己の銀行に市價よりも廉價に賣渡しつゝありと云へり、兩説共に事實に近きが如し、又左に掲ぐる千八百九十九年七月十一日發布の勅諭を見に前説と尠からざる關係あるを覺ふ、漠河金鑛は既に從來公衆の用に對し資金を供給し其處置宜しきを得たりしに、近來其産額漸次減少するの傾あり、須らく鑛業の處務を全然改良す可し、又該勅諭中次に示す一節は支那政府監督の下に於ける企業の財政が漸次困難に赴きつゝあるを知らしむるに足る。

直隸省にて開鑛したる金鑛チエンは最初短日月の間は著しき利益を收めたるも近來は然らず宜しく政府に對し貢納に關する規定を制定す可し。

と以て鑛業事務の不整理にして大に改良する所無かる可らざるものあるを知らる可し。

一一四

奉天省に於ける貴金屬産出の多額なることは在奉天の通信員が上海にて發行する北清ヘラルド新聞に報道したる左の記事に徴しても知るを得可し。

東部滿洲に小クローンゲイクあり、鑛頭金の充満したる數多の大坑を所持せる多くの旅行者が陋巷の旅舎に在るを見たり、熱心なる好奇心は一時挑發せられ、此種の旅行者常に絶えず、是等旅行者は金を發見したる溪谷に於て激しき勞働に従事し、政府に何等の申告を爲さず、潜に採取し居る者たり、斯くて漸く其人數の加はるに隨ひ、政府は始めて之れを知り、遂に吏員を派して秩序の保持を圖るに至れり、東部の人民は深く之を怨み、兵士杯の來らざらんには却て能く秩序を維持し得べかりしならんと云へり、然れども兵士は固より入込み、彼等は遂に私意を逞うする能はざるに至れり。

採掘の狀を聞くに都合好きときは一日に二十オンス(清量)を得る者あり、採取者は數日にして去て他に赴き、以て分捕物の私有を全うするを例とす、冬季降霜に先づ三ヶ月間に於て採取せられたる額は五千オンス(清量)に上れり、然れ

ども此報告に漏るゝもの固より尠からず、或朝鮮人の勞働者が二週日間に三百兩を得て歡喜に耐へず、忽ち消費して更に再採取に赴けりと云ふ、此類の者固より二三に止まらざるを知る可し。

滿洲に於ける此最大産金地は低丘の西に向て陵夷する所に在り、傾斜遲緩にして其面積地は悉く耕作せらる、小流其傍を流れ一般に當地方の土色たる陶土色の下層に在る帶赤黄色の土を洗ひ流す、而かも此土は即ち黄金を包藏せるものなり、此土の一椀は實に數オンスの黄金を得るに足る、此小流は僅かに一哩の六分の一に充たすと雖も、此間に於ける採取者は數千を以て數ふべし、(一)筆の占領區域に對し十二人を一組とし、一人は監督に任じ一人は食事を掌り、他の十人は採取に従事す、平等に分配すれども、鶴嘴を執る一人と鋤を執る一人とは比較的多くの分配を受く、然れども同時に二人が立働くには甚だ窮屈なり、烈霜漸く熄む時節に至らば、忽ち採取者の多數變來するを見る可し、現今は多くの掘坑を往て窺ふことさへも許されず、惟ふに特殊富饒なる金層が此小流に限らるゝことに就ては別に特殊の理由わらじ、之れと同様の地味は況く他の地方に擴充せり、多くの地の溪谷に於て金の發見せられたるを見又

聞くこと一再ならず然れども此特殊の地域と比較し得べきもの一もあること無し蓋し他所にては金は深く小石の間に隠れし之れを採取すること困難なるに反し此地に於けるものは膏腴なる黄土の中に存するが故に其採取極めて容易なり此の如き金は時代の経過氣候の影響降雨の結果母岩より引裂かれて或高所より洗ひ去られ來りしと云ふは通常の見解なる可し然れども此處には此の如き高處無し低丘は著しき高山と併行して走り而かも溪谷ありて兩者を分隔す之れに由て之れを見れば或巨大なる而かも黄金を包める岩石腐朽して土と化し金のみ其土中に集團し居るものと解す可き也現に朽ちたる水晶は此産金に近き東方に滿つ是等水晶塊は一見普通のものとも異なる所無きが如きも破壊するときは片々錆色を以て蔽はるゝを見るなり。

奉天には又廣く石炭層を有す遼陽の區域には奉天の南及東南並に北及東北に在り炭質頗る佳良遼東半島の中部及西部にも在り又一般に奉天省の西南部及東部にも在り吉林省吉林市に近き處に甚だ軟質の石炭出づ近來露國技師は滿洲橫斷鐵道に使用する目的を以て所々探検中なりと云ふ。

鐵は遼陽石炭坑の北即ち奉天の北四十哩鐵嶺地方に在り鐵嶺の名ある所以なり又奉天の東部にも産す。曹達は黒龍江省の南部より採取せられ之れを塊にして滿洲南部及北前に輸送し此地方にて染工所並に絹糸を引くに當り繭の護謨を溶解する爲め汎く用ゐらる。

第八章

滿洲の貿易

第四十二節

滿洲の道路及貨物運搬法

滿洲は遼東半島の極南を除くの外總て一年中少くとも四ヶ月間即ち南部は十月中旬より三月中旬迄北部は十一月中旬より五月初旬迄全く氷に閉鎖され水上貿易之れが爲に休止せらる河川の閉閉は氣候に依り多少時期を異にす例せば牛莊に於て遼河は十一月末には現に閉鎖され居らざるにも拘はらず航行は危険なり何となれば氷塊漂下すればなり而して其の氷解期は千八百九十八年

には二月二日千八百九十九年には三月十日千九百年には三月廿九日なりき滿洲中部に於て吉林省の松花江は十一月中旬に閉ぢ、四月初に開く、極北に於て黒龍江は十月に閉ぢ、五月初に開く、即ち是等内地の河川は十二ヶ月、四ヶ月乃至六ヶ月は閉鎖し、其間總ての貿易は陸路又は氷上に於て行はるゝ有様なり、中部及北部は南部に比し降雪一層多きを以て旅客及貨物の運送は穩に依るを例とす、左れども其之れに依て運搬せらるゝ貨物は冬期全部貿易額の一小部分に過ぎず、荷車は滿洲に於る鐵道客車貨車とも云ふ可きものにして、旅客及輕き貨物例へば絹、阿片の類に對しては小さき屋形車あり、二三の動物を附して挽かしむ、又重くして容積大なる内地の産物を河岸の大倉庫に運び、此處に春季航路の開くを待ち、且鹽、砂糖其他一般に支那製品及外國産の日用品、奢侈品を内地に輸入するが爲めには大なる屋形無し、の車ありて、騾馬若くは驢馬の五頭乃至七頭多くは七頭立にて挽かしむ、此種の貿易は盛に行はるゝを以て之れが道路の修築は相當に施され、あるならんと思はるゝも實際は然らず、殊に西部及東部の大商路に當れる土地は波浪の打寄する所にして、石無く樹無く、修繕せんと欲するも能はざるの事情あり、七八月の雨季には道路泥濘を極め、荷車及馬匹等は數日間

泥中に悶絶することあり、後には是等の道路に深く車轍の跡を印して、氷凍し、重く滿載せられたる荷車の隊、商引續き通過するに隨ひ畦形を成せる處は、頽れて車轍の跡其上に充填し、冬の末には道路滑かになりて、處々に大なる缺陷を殘す、取扱上容易ならざる大荷車は屢々危險なる阱に陥ることあり、

道路の性質此の如くなるを以て荷車の構造も自然堅牢にして、撼動に耐ふるものたらざるべからず、其用材には重みに楡及樅を用ゐる、屋形無しの大車に在りては、其木匡の組立は、面側に附着せる轆木に依りて、巨大なる心木の上に据附けらるゝ、而して其心木は厚さ一インチ程の鐵圈に依り、兩輪に結着せらるゝなり、且更に一層の鞏固を保つ爲め、他の鐵材を心木に押し入れ、以て其上に木匡の下に在る滑車を定置するを例とす、

第四十三節

滿洲貿易の現状及貿易品

以上は滿洲の内地及東蒙古の産物を貿易の大動脈、即遼河の船着場に運搬する道路及運搬法の大體を述べたるものなり、此の如き道路と運搬法とに依りて毎

冬牛莊(營口)に集り來る車は數千を以て數ふ可し、左れど氣候進みて道路融和するに至るときは貨物は多く旧庄臺、新民店、鐵嶺城、通江子等の南部滿州貿易の大貯藏所にて荷卸しされ、春季氷の解け河の開くる迄此處に貯藏せらる、水路開くるときは陸路貿易茲に熄み幾千の荷車用動物は放免せられて更に田畝の耕作に使用せらる、也、春夏秋の交に於ては帆船牛莊市の向岸なる遼河の北岸に林立し幾千の小舟は前記各貯藏所の産物を取出すに忙はしく頗る繁榮を極む、十一月の初旬中旬頃よりは是等の小舟は去て遠く内地に潜匿し來春舷を列ねて河岸に碇繋せらる、數年前の統計に依れば此處の貿易に従事せし小舟凡そ一萬三千餘艘にして各舟の積荷量七噸七分一乃至十四噸七分二なりき、而して各舟は其全航行期間に平均八度の航行を爲したりと云ふ、皆輸出品としては豆穀類、煙草、麻及他の産物を持來り、歸航には鹽、古鐵及一般の船荷を持去るなり、船の小に隨ひ三人乃至五人の船夫乗込む、近年滿州貿易の發達著しきに連れ是等小舟は二萬の上及びべり、尙年々新たに増加しつゝあるは皆人の知る所なり、粟は滿州の重要産物なること前段述べたるが如し、然れども生産高の殆ど全部は國內にて消費せらるゝが故に輸出品としては洵に少量なり、牛莊港は目下滿

州唯一の開港場なるを以て東三省の外國貿易は悉く此處に行はる、隨て外國貿易に關する統計を見るも亦此一港に限らるゝも、其統計たる只々西洋形船に依る貿易額をのみ含み、皆外國税關の調査に係るものなり、支那税關の管理に係る支那形船に依る貿易は右に包含せざるものなり、支那形船に依る貿易額は巨額に上ると雖も信ず可き統計は徴するに由無し。

滿州現今の商況を記述するに當り千八百九十八年及千八百九十九年の比較をなし、又爲替相場の変動に伴ひ貨物の額の増減は貿易の真相を示すものなるが故に滿州の主要商地たる牛莊港の輸出入額並に其金貨見積價格と銀貨見積價格とを對照す可し、而後更に他の商地を考察し其地を通過する貿易額を測量す可し、只々茲に一言す可きは帝國海關の報告には貴金屬に限り輸出入共に輸出入貨物表より分別して別表に掲ぐるを例とすと雖、元來貴金屬も他の貨物と等しく貿易商品なるを以て此には貴金屬をも一緒に組込みて掲出するとせり。

(イ) 豆、豆糟及豆油

滿州の重要輸出品は豆及豆より製する生産品たる豆糟、豆油等なるが、其牛莊港を通過して外國形船に輸出せらるゝ高は左の如し、是れ最能く該品貿易の現狀

を説明し併せて當國の購買力を測量するに足るものなり。

大豆糶及豆油の輸出額

産物用途	千八百九十八年		千八百九十九年	
	分量	價格	分量	價格
大豆				
黄豆	一三九,五〇八	四,六八七,八二七	一五三,七四五	四,六九七,七五〇
綠豆	七,五二一	二,四〇二,七四七	九五,六四九	三,三〇六,一七二
黑豆	二〇,八〇六	五七九,三三六	二一,〇七六	六〇二,四九三
小綠豆	四,四三三	一七八,五八一	三,三三八	一四〇,四三六
白豆	一四,七九五	五四八,二四三	六,二四一	二六,一五三
赤豆	一八二	六,八七〇	三八九	一四,二三三
豆糶	二九,九九九	五,八二八,七二五	二六〇,七九八	六,七二一,三六四
豆油	六,四四八	六四八,三二二	九,五二二	一,〇〇〇,一九三
合計	四七七,六六三	一四,八八〇,六四一	五五〇,七三八	一六,六八五,七九三

右の表は滿洲に於ける豆の總産額を想像するに足る可く、即ち千八百九十九年牛莊帝國海關を通過せし豆は廿八萬四百二十八噸にして之に豆糶の二十六萬七百九十八噸を加ふ可し、又實験に依れば油の生産高は平均九分にして即ち豆百噸を以て油九噸を得る割合なるが故に以上の豆糶の輸出高を得るが爲めには豆二十八萬六千五百九十一噸を要す、故に之を實際の豆の輸出高に加ふれば五十六萬七千九噸を得る割合なり。

牛莊港及其他の滿洲海岸より支那形船に依り運び出す豆、豆糶の額及滿洲にて消費する額は其の概數の外詳細を知るを得ず、千八百九十九年の調査に依れば同年中積荷を以て支那本部に向ひ牛莊港を發せし大小支那形船は凡そ千二百艘にして總計三萬餘噸なり、之れを上記西洋形船の輸出高に加へ凡そ六十萬噸を得可し。

右に依れば千八百九十九年西洋形船にて牛莊より輸出せられし産物の總價格三百十萬三千餘磅の中豆及豆糶より得る總價格は以上掲げたるもの、外内地に消費せらるゝものをも併せ二百五十一萬千五百五十八磅に上ることを知る可し、是即ち滿洲の富なり。

(ロ) 絹

千八百九十七年前迄は滿洲産物中金は其第二位を占めしが、今や絹は金に代て第二位を占むることゝなれり、左表は千八百九十八年及千八百九十九年の税關報告に依るものにして、蒸氣船に依り牛莊港よりの輸出せらるゝ状態及價格を知るに足る。

絹の輸出額

絹	千八百九十八年		千八百九十九年	
	重量	價	重量	價
荒生糸	九三三・〇七	一一三・五七	一六六・九七	二二・六二
府物	四、六九・六七	一一八・三三	七九〇・一七	三三・七一
繭製品	一・〇九	三五・四	—	—
素地絹織物	四七・六	七八・二	一九〇・五	四六・七一
生糸(白)	—	—	二〇七・一	三一・七八
合計	一、四〇三・九二	一、三三三・九七	二、四五九・七〇	二、五八六・八七

此表に依れば絹製品は至て少額にして其製造の微々たる又工業としては單に生糸を捲き繰るに過ぎざるを知る、牛莊港は絹市場の中心たる海城岫巖蓋平に近接する爲め絹貿易の重要輸出港たりと雖も其他尙南及西南部に多くの小港ありて是等諸港より支那本部殊に山東地方へ尠からざる絹製品を輸出す、露國が遼東半島を占領せし以前は旅順口よりも輸出せり、故に右の表は滿洲より輸出せる絹の全額を示すものに非ず、唯々其絹貿易の小ならざるを證するのみ。

(ハ) 金、銀

牛莊港より輸出する金の大部は金塊なり、此等金塊は十ヲンス(清量の重量あるを例とす、左表は千八百九十八年及千八百九十九年牛莊税關の報告に係るものにして單に其一部たりと知る可し。

牛莊港より輸出せし金の額

第八章 滿洲の貿易

	千八百九十八年		千八百九十九年	
	價	格	價	格
金塊	九四,〇一〇	一五,七六三	一〇,五六九	二五,〇九〇
砂金	一,八〇〇	三〇	一,〇〇〇	一五,〇〇〇
沓	六,二六九〇	一三,三三三	一五,六〇〇	一〇,六一一
箔葉			一〇,三三八	一五六
金貨			三,四九三	五二六
總計	一,〇三三,五二〇	一五,九五四	一,三三九,〇六四	二〇,四六六

銀は滿洲に産すれども採掘せられず隨て滿洲の産物に加ふる能はざるなり然れども紋銀及弗銀の形にて年々輸出せらるゝ高少からず千八百九十八年牛莊よりの輸出高は四十六萬五千八百十二海關兩即六万七千二百三磅にして其中一万九千八十五海關兩即二千七百五十三磅は外國に輸出せられ其餘は支那諸港殊に芝罘に輸出せらる。

(二) 人參

滿洲産人參の牛莊港を通過して輸出せらるゝもの左の如し従前は朝鮮産人參の牛莊港を経由して輸出せらるゝもの尠からざりしが逐次衰退して近年の統計報告には全く見ざるに至れり。

牛莊港より輸出せし人參の額

種類	千八百九十八年		千八百九十九年	
	分量	價	分量	價
地廻り人參	二五五,〇六七	一八,二六六	三〇五,八六七	一七六,七三三
芒	五九,〇六七	二六,三四一	七〇,六六七	二五,〇三四
根及切片	五,七三三	一一,四一六	一一,三三三	四,四一八
野生	一七一	三,二八九	二五九	一六,一〇九
總計	三二九,九八四	二七,九四二	三八九,三三六	二二,二九三

(ホ) 皮革,毛皮

奉天は滿洲産皮革の大市場にして數多の製革工場を有す天津税關の輸出表に見ゆる上等毛皮の大部は皆是等の工場に於て製出せらる滿洲毛皮は北京北清

第八章 滿洲の貿易

地方一般に販路廣しと雖も奉天より天津迄陸路運搬せらるゝが故に其額を明
知する能はず、牛莊港を通過して輸出せらるゝ額亦尠からず、最近の統計に依れ
ば左の如し。

牛莊港より輸出する皮革毛皮

種類	千八百九十八年		千八百九十九年	
	數量	價	數量	價
皮革毛皮衣	一四,四三九	三〇,三三三	一三,二七五	二〇,三三五
皮革敷物	六〇,〇〇〇	三三,八六一	四八,八五五	二〇,三三五
同(山羊上)	六,一六五	三,七六九	五,四八八	一〇,一九五
同(種々)	九六一	一,六六〇	五〇	一〇,一九五
粗毛(種々)	四二,九八〇	三三,三三三	七〇,八五八	四七,六八六
同(山羊上)	三,二九〇	四,四〇七	六,九三三	六,一六八
同(種々)	六六四	八,四一六	五〇九	一,一八
皮革及毛皮				

種類	數量	價	格	數量	價	格
狐皮	一〇,三三三	五七七	七三	一〇,三三〇	一〇,三三三	一五五
山羊(生皮)	二六,二四五	三,二一〇	四六三	五〇,四八三	六,三三七	九三九
羊仔	三,二六七	九九五	二九四	四,九六九	一,四六一	二九〇
兔	三,一六〇	三七九	五五	二,三三九	二六九	四〇
ラクーン	一,九一〇	一,一四六	一六五			
黒貂	一三三	八六八	二二五	四三三	二,三〇九	三三九
羊	四,七五〇	九九五	一三八	三,三三三	二二六	一九
栗鼠	一〇,一四九	二,五三八	三六六	二,七七四	六九四	一〇四
虎	一三	三五五	五二			
鼬	四九,二〇一	一〇,五六一	一,三四四	七,一四〇	一五,八五〇	二,三九六
種々	三,八八五	三,三三三	四六六	三,三〇二	五,九九四	九〇一
總計	二七六,五〇一	一三三,九六一	一九四,七一	三三七,四七三	一五,三二七〇	三,〇三〇

千八百九十九年の輸出には右の表に加ふるに栗鼠の尾二千八百ポンド此價格

八千三百三十五海關兩即千二百二十四磅を加算すべし。
 右の外尙滿洲より輸出せらるゝ重要貿易品種々あるも明確に其數量價格を知る能はざるが故に須らく茲に省くことゝなせり。

(ハ) 滿洲輸出貿易の總計及分配

さて以上列舉せし牛莊港經由に係る滿洲輸出貿易の總統計を示せば左の如し。
 牛莊港を通過せる滿洲輸出貿易總

輸出品	千八百九十八年		千八百九十九年	
	價	格	價	格
豆、豆糟、豆油	一四八、八〇六	二、四六八	一六六、八五七	二、五一一
絹	一、三七四、九一七	一九八、三六〇	二、五八六、八七三	三、八九三、三七八
金	一、〇三五、五三〇	一四九、三九四	一、三三七、〇六三	二〇四、二六六
銀	四六五、八二二	六七、二〇三	三、一六六、〇〇五	四七六、五三九
人參	二二七、九四三	三、四四三	三三三、二九三	三三、四六〇
皮革及毛皮	一三三、九六六	一九四、七一	一六一、四〇五	二四、二九四

雜貨	總計
八三九、八一九	一八、九四九、六〇三
一一二、一六二	二七、三三三、八九七
九五九、三八九	三五、一三八、八一九
一四四、四〇八	三七、八三三、九一四

次に牛莊港を經由せる滿洲輸出品の仕向地即ち分配の割合を示せば左の如し。
 尤も是等の貨物は上海香港等に送られ更に他の外國及支那諸港へ船移しせらるゝが故に茲に只々牛莊港より直接に船荷の仕出しを爲せし結果を示すに止む。

國又は港	千八百九十八年		千八百九十九年	
	價	格	價	格
大英國	五、四一五	七八二	一、四六六	三三
露領滿洲	一、六〇一	三三二	三、九一七	五八九
朝鮮	五八、五二四	八、四四三	八、六六九	一、三〇九
日本	六、六八四、七三二	九六七、四二二	八〇六、三三〇	一一、二七、九二二
香港	四三三、三六八	六二、三七八	七、七二、七九三	一一六、三三二

他ノ外國	旅順口	天津	芝罘	宜昌	漢口	九江	上海	寧波	福州	厦門	汕頭	廣東	合計
(イ) 一五,二七〇	(ロ) 四,二八〇	一七六,七三三	五六五,九七九	—	三八,三三三	一〇,九四九	三,四九九,六八八	八,五七六	二,四〇五	一,六三三,六一七	三,二九九,〇一三	二,三三四,二七五	一八,九四九,六〇三
二,一〇三	六一七	二五,四九五	八一,六五四	—	五五,一九	一五八	五〇四,七三〇	一,三三七	三,四七	二,三五,五五九	四七四,五〇八	三,六五,六二二	二,七三三,八七四
(ハ) 八八七,七〇〇	(ニ) 三,六九四	二〇,一六三	七二八,九四三	一九七	二,六一三	七三	六五四,五七七	二,二一四	一,〇一〇	一,六〇七,八四三	三,三五六,三四一	二,六九〇,五三三	二五,一三八,八一九
一三三,六二七	五五六	三〇,四三〇	一〇九,七三二	三〇	三,二五三	一〇	九八五,八四八	一,八三三	一五二	二,三二,二一八	五〇五,一九九	四〇四,九〇九	三,七八三,九一五

一四二

備考

(イ) 金銀のみを包含す

(ロ) 是れは滿洲の一地方より他の地方への貨物の分配にして輸出と稱すべからざるものなるを以て滿洲外國貿易の部分より控除する方至當なり

第九章

著名の都市

第四十四節

盛京省の部

(イ) 奉天府管下

奉天府 奉天府は本省の首府にして清語盛京滿洲土音の穆克德音又奉天府と稱し滿洲中の最古都たり同府には北京に於ける如く吏部を除くの外特別諸官衙の設けあり奉天將軍總督の權利を帯びて之れを統治す同府に又神祇の廟あり

第九章 著名の都市

同府には其附近に清朝先帝の墳墓あるを以て現清廷に取りては神聖不可侵の地たり是を以て同朝帝王は仁宗皇帝千七百九十六年乃至千八百二十年に至る迄生涯に一次たりとも必ず祖先の墳墓に展するを以て本務と爲せしが後遂に此例を廢するに至れり往年修復の行届きたる北京より滿洲古都(奉天)に通ずる道路の今日荒廢に屬したるは之れが爲めなり。

奉天は遼河の溪谷に位置し其附近は土地肥沃にして人口稠密なれども森林絶無なるは唯一の缺點なり。

同府は北部滿洲より南部滿洲及び支那本部に通ずる大道の要衝に當りて滿洲商工業の最も繁盛を極むる地なり城壁の周圍約十七露里あり更に繞らすに内壁を以てし壁上櫓ありて砲門を備ふ周圍四露里半強なり城内の此部分は人口最も稠密にして商業繁盛を極む市街の區劃整然として大小の商店櫛比し北京よりも清潔なりウキリヤムソン氏は該商店に於て露國製羅絨、マンチエヌターの製造品、歐洲の鐵、寸燐の如き外國品をも多く實見したりと云へり、毛皮販賣店には毛皮の種類甚だ多く、書店の多き亦以て人民の文學嗜好あるを證するに足

る可し、城の中央に土壁を繞らしたる黄色の小宮殿あり傳へ云ふ清朝の祖世祖の履佩囊等を神聖物として保存し置く處なりと、外國人の此宮殿に入ることは嚴禁せらるゝ所なり。

宣教師ウキリヤムソン氏の調査に依るに奉天の人口は十五萬乃至二十萬ありと云ひ、ゼームス氏の説に依るに男女合計二十五萬人其内支那人大半を占むと云へり。

營口。營口は外國貿易の爲め開放せられたる滿洲唯一の開港場にして遼河々口の左岸に在り、砲臺ありて海面の防備に充つ、市を二分して土人の住所及び歐洲人の居留地と爲す、土人の住所は總て支那町の如く頗る不潔を極め居留地は支那町の稍々北に在り狹隘にして清潔ならず、建物中の美なるものは税關ならんか四方粘土質の禿たる平原にして終歲何の奇無く、只々黄昏に際しジャンクにて蔽はれたる河岸一帯に蘆の繁茂したる風景多少目を喜ばしむるに足るゝのみ營口の人口は税關の調査に依るに千八百九十一年に於て六萬人を有し、又同年外國商館五軒ありて外人百四十四人なりしと云ふ。

遼河は一年中三四ヶ月以上結氷し此間營口と他港との交通全く杜絶す、營口の

航海は十一月下旬に終るを例とし、三月の中旬に至り始めて汽船の入り來るを見る。

歐洲人は營口を呼ぶ牛莊と稱すれども、其實牛莊は營口以北四十露里の處に在る他市の名稱なり、外國貿易の爲め初め牛莊を開き、千八百六十一年營口は其後牛莊の不便を感ずるに及びて開かれたるものなるが故に何時とはなしに混同して遂に牛莊と呼ぶに至りしものならむ。

牛莊 同市は今日に於て行政上商業上何等の價值を有せず、其位置は遼河の左岸に在りて營口と相距る遠からず、同市は滿洲の一古城にして清人は其附近を流るゝ河の名を取りて沙河子と稱することあり、城を繞らすに石壁を以てす、ゼームス氏及ブチャード氏の説に依るに同城周圍の村落と共に五萬の人口を有すと云ふ。

前段記述せし如く千八百六十一年牛莊は外國貿易の爲めに開かれたれども、地理上の便否に依り商權は夙に營口に推移したり、只支那人の大形ジャンクは今に至る迄牛莊に溯るを便利と爲す。

田庄臺 同市は遼河の右岸に位し、營口を北西に距ること三十五乃至四十露里

の處に在り、昔時南部滿洲の一要港たりしが、營口の開港と共に頓みに衰へ、ウキリヤムソン氏の時代には猶樞要の位置を占め、貨物を搭載したるジャンクの此處に集まるもの甚だ多く、同港は遼河以西に於ける輸出入貿易の中心點として當時人口二萬五千を有せしと云ふ。

海城 同市は營口の北東五十露里の所に在り、規模遼陽に比して稍々小なりと雖商業の取引額に於ては營口の壘を摩せり、同市の附近には多くの棉樹を産じ、鑛泉亦尠からず。

蓋平(一名蓋州) 熊岳及復州 是等の市は遼東半島の西岸に位し、活氣旺盛の市なれども之を港として見るときは單に漁村たるに過ぎず、關税は殆ど其近海に於て漁獲する魚類より徴收せらるゝのみ。

金州 遼東半島に於ける南西の灣端に在り、繞らすに城壁を以てす、城の稍々南方に地峽あり、幅僅かに二露里に過ぎず、城中の名所中狐を祀れる社あり、灣口には峻巖多く船舶の入港甚不便なり。

旅順口 は半島の南端に在り、北より連続せる丘陵は此處に至りて壑と爲り、其東端に長円形の灣を作り、長さ二露里幅一露里半にして水淺し、天然の良港たる

此狹隘なる灣口の前幅約十二露里の間船舶の碇繋に適す。

今より十數年前旅順口は寂寥たる一漁村に過ぎざりしが清國政府は此處に北洋艦隊の鎮守府を設くるに着手し千八百七十四年牛莊山海關を経て天津に至るの間に電信線を架設したる鎮守府工事は歐洲技師を聘して其工を督せしめ材料砲門機器等は悉く之を歐洲より購入し工成るに及び昔日の漁村は化して清國の良軍港と爲れり旅順口の軍港となりてより其附近に職工及労働者の住する村落起りて日本人の之を占領する以前要塞兵を除き約六千人の居住民を有せり。

皮子窩[○] は遼東半島の東岸に在る良港の一にして三方に巖あり以て自然の防備を爲す只情むらくは海水淺くして干潮の時ジャンクの船底を沙中に没するに至る堤防を築かば此缺點を補ふを得可し本港は四時結氷せざるを以て築堤工事を起すこと眞に必要なり。

鐵嶺[○] は奉天の北東六十露里の地に在る古城にして懿路河の溪谷に跨り匪底の小舟之を上下す附近の村落を合すれば區域甚だ廣く宣教師ウキリヤムソン氏の記事に依るに人口二萬ありと云ひブチャード氏の説に依れば六萬ありと

云へり城の附近の所謂鐵嶺に於て採掘する鐵の同地に精製せらるゝもの莫大なるを以て市街は甚だ活氣を呈せり往昔本城を銀州と稱せしは多量の銀を産せしに因る此外鐵嶺には工匠盛んにして植物油の製造及釀酒業も發達せり高粱其他穀物を貯藏する廣大なる倉庫を有するの家多く鐵嶺を去る二露里半の方面なる遼河沿岸に廣き貿易地ありジャンクの出入多く貿易額亦著大なり之を鐵嶺の港とす。

(ロ) 錦州府管下

錦州府[○] は小稜河の河口を溯ること三十露里の地に在り北京より奉天に至るの大道に位するを以て南部滿洲中最樞要にして商業繁盛の一市たり同市は割合に廣からず且甚だ不潔なり市中に二大街あり互に市を横斷し城壁に至りて盡く同市の商業は外廓に集中し漫遊歐人の説に依るに構造宜しきに適し頗る活氣を有すと云へり千八百九十六年九月四日發行北清日報の報道に依るに近頃に至り同府に佛國の教會堂及學校を造られたりと云へり。

義州[○] は大稜河に依り小舟にて遼東灣に運送する穀物を販賣する南部滿洲の一大市場にして同處にて穀物を汽船に積替へ支那内地の諸港に送る。

天橋廠 は遼河の小稜河口附近に在り、同港には小ジャンクの外國貿易を拾載して稀に寄港することあり、歸航には穀物を積み去る。

(六) 昌圖府管下

昌圖府 は同前統督管區の首府にして開原縣の北西二十露里の處に在り、人口約十五萬千八百八十五年カルモン氏の計算に依れば十二萬五千なりと云へり、何れにするも此く多數の人口を有する以上は滿洲商工業の重要地たる可き筈なるに其事殆ど知るに由無し。

康平縣 は歐洲人の足跡未だ到らざる處なり、日本參謀本部編成の地圖に依るに胃圖の北西五十露里の地に記せられ、支那地圖に依れば其以西に在り。

(三) 鳳凰廳管下

鳳凰城 は鴨綠江に流入する靉河右岸の附近鳳凰山の麓に在り、清韓兩國政府の承允を経國境の紛議を治めん爲め、鴨綠江右岸に沿ひ、幅百清里を限りとして、定めたる國境中立線の西界は鳳凰城附近を通過す、之れに依り鴨綠江は支那の所屬とせられたり、鳳凰城は其位置に由り、千八百七十八年以前は清韓兩國貿易の媒介所として繁盛を極め、同城附近の高麗門には毎年互市場を開き兩國の人

民多くの貨物を携へて此處に群集せしなり。

岫巖 は大洋河の中流に在る滿洲の古城にして大理石を産するを以て名あり、大孤山との貿易繁盛を極む。

大孤山 は海岸を距ること三十露里大洋河に臨むの一大市にして外觀殷富の狀を呈す、家屋は煉瓦造にして瓦葺なり、人口は千八百八十五年ガルドキル氏の調査に依るに一萬乃至一萬五千なりと云ひ、支那海鏡に依れば三萬乃至四萬と稱す、製油所及釀酒の大なるものあり。

大孤山は海港として牛莊の次に位し、牛莊と同じく倉庫甚だ多し、毎年搭載高平均六十噸のジャンク、上海、芝罘、厦門、汕頭等より入港するもの二百乃至三百隻あり、其輸入物は砂糖、米、小麥、棉織物、胡椒等にして、其輸出品は油絹、酒、人參、阿片、黍等なり、同港は十一月末より二月に至る迄結氷す。

大東溝 は鴨綠江口の西岸に在り、冬季間は人口割合に少しと雖、夏季鴨綠江の上流より數千人の運送者此處に集まるを以て人口時として十萬に達することあり。

大東溝の起りたる日尙淺しと雖も其發達頗る速かなり、ジャンクの貨物を搭載

して始めて出港したるは千八百七十四年なるに千八百八十四年に至りて其數二千隻に上りぬ、同港貿易の多額を占むるものは鴨綠江及其支流より運送せらるゝ木材なりとす。

(ホ) 興京廳管下

興京廳 是奉天以東百三十五露里の處に在り、清朝廷の古都として其名高く、墳墓は今尙同所より北西五露里永陵村附近の叢林蒼蔚たる丘陵の間に在り、城の附近は清帝代々の領地たり、皆山地にして耕作に便ならず。

懷仁縣 是興京の東南、修佳江の鴨綠江に注ぐ所より溯ること七十露里の左岸に在り、同市は千八百七十年代の末清人の移住し始めたる南部滿洲に於ける東部一管區の行政上の中心點たり、懷仁縣と命名せられたるは千八百七十七年にして住民の多きに因れり。

第四十五節

吉林省の部(本省は行政上の區劃詳ならず故に各管區の別を置かず)

吉林城 一名船廠と稱し、本省の首府にして千六百七十三年の創建に係り幾も

無く寧古塔に代りて地方行政の中心と爲れり、是れ當時黑龍江を蠶食し來りたる露人に對し同所を経て兵を動かすこと最も便利なりしに因る。

城の内部の構造は清國の他の諸市と大差無く、狹隘不潔なる街道を舖くに古く朽ちたる舖板を以てし、商店、料理店、神廟等左右に列す、吉林城の入口は千八百八十二年乃至千八百八十六年の報告に依るに八萬乃至十萬にして此内支那人過半を占め回々教徒亦尠からず。

此地は滿洲中央の位置を占むるを以て北部滿洲二省中に在りて人口最も稠密商業亦繁盛を極む、千八百八十二年には大商館百軒以上、小商店八百戸、肉商二百戸、客舎及馬宿四百戸、鍛匠三十戸、製紙所四戸、煉瓦製造場六戸、銀器製造場二十戸、製靴所五十戸ありき、大商店は自ら紙幣を發行し、獨り吉林市に於てのみならず、其附近寧古塔に至る一帯の地に流通す。

吉林城貿易の重なる者は該地方に於て多く培養せらるゝ烟草にして廣く支那内地の市場に販賣せられ其品質良好なるを以て價高し、此外吉林は皮革及長白山より松花江と其支流に依りて運送せらるゝ木材貿易を營み其額甚だ多し、又吉林に於て松花江航行の官船を造り殊に建築用材の廉にして豊かなるを以

て盛んに大小のジャンクを製造す是れ船廠の別名ある所以なり。

吉林の位置たる滿洲の北部及東部より露境に接し、戰略上重要な關係あるを以て清國は其戰鬪力と軍備とを此處に集中したり、千八百八十年代の初め吉林の附近に彈藥局及軍器局を築き規模頗廣大にして其蒸氣運轉の機器は獨逸及英國より購入したるものなり。

寧古塔 千六百七十六年迄北部滿洲に於ける行政の中心點にして牡丹江の左岸に位し、廣潤肥沃人口稠密にして海面を抜くこと一千三百九十呎、城壁あれども一の防備無く、市街は屈曲して狹隘不潔を極め馬車を驅るに難し、同市の人口は支那移民の群集するに因り増加甚だ速かなり、アドキンス氏の調査に依るに其數千八百七十一年僅かに三千人なりしに千八百八十二年に至り一萬人となり爾後五年を経て男女合計二萬人と爲れり、又同市には歐洲線と聯絡する電信線あり。

琿春 是南部烏蘇利地方接壤の地に殖民の必要上近年起りたる都城なり、同城は圖們江に注ぐ琿春河右岸の溪谷一露里半の間に位し、露領琿春關所を距ること二十五露里とす、城壁は高き泥土製齒形の構造にして厚さ二サージエンあり、

砲臺を設け深濠を以て之を繞らす、城門五あり城の中央に副統督の邸宅あり、市場と家屋の一部は城壁の西に在り。

同城の人口四千乃至五千にして千八百八十八年二月より學舎を設け盛に露語を教授す、琿春は寧古塔を経て吉林及支那の諸市と電信の連絡を通じ、南部烏蘇利地方に於て海苔及海參の採取業を營む人夫を供給する中心なり。

伯都訥一名新城 是松花江の右岸、同江の嫩江と會流點の南三十露里の沙原中に在り、海面を抜くこと四百八十呎、城の周圍土壁を繞らすこと三露里半、所々破壊したる所あり、城の周圍總計六露里にして千八百七十年同地に至りたる露國宣教師バルラチー氏の說に依るに同市は素と一寒村に過ぎざりしが漸次附近地方に殖民せらるゝと共に今日は商業繁盛の地と爲れり、千八百九十五年の調査に依るに商館三百戸以上あり、此中一ヶ年の運輸高百萬兩に達する大商館九戸、質店八戸、大商店四十戸あり、此外小商店四百戸、尙毛皮精製所、製紙場、榨油所、製粉所等百を以て數ふ可し、同市の建物は皆平屋根にして其間に支那人の神廟と回々教寺院の奇妙なる構造の瓦屋根高く聳え數千の鳩之れに棲む。

三姓 是松花江の河口を距ること三百五十露里、同江と牡丹江との合流點の卑

くして浸水多き溪谷に位し規模甚小なり、此外運河亦三姓の傍を流れ三方に川あり、千七百十六年の創設に係る、千八百九十五年の調査に依るに大商館十戸、質店五戸、大小の商店六十戸ありたりと云ふ、同地方商人の購買する重要品はウーコン河の水域に於て採取する砂金なり、同市の人口は最近の調査に依るに凡そ二萬に過ぎず、同地の官吏等は三萬乃至四萬ありと云ふも恐らく誇張ならん。

第四十六節

黒龍江省の部 (同前)

齊々哈爾 別名をト魁と稱し、本省の首府にして嫩江の左岸茫漠たる砂原中に在り、小島支流にて同江本流と隔つ、此支流は淺水の時は所々涸渇するも水多きときは砂地に溢るゝこと一露里以上に及ぶ、而して其溢るゝときと雖淺洲多きを以て航行頗る困難なり。

齊々哈爾城は康熙帝の時代千六百六十一年乃至千七百二十二年、北部滿洲に於ける防備の要鎮として築かれたるものなり、傳へ云ふ初め嫩江の右岸に本城を

築かんとせしに後水害の甚しきを知るに及び北岸に工事を移したりと、城壁は内外の二重に區別せられ、外壁は土壁、内壁は黒の燒煉瓦を組立てたるものにして諸官衙、將軍の官邸、電信局等其内に在り、城門六、其主なるものは愛琿及吉林に向ふ南北の二門なり、夜八時閉門するを例とす。

同城は外觀頗る繁盛殷富の市にして煉瓦造の家屋を見ること尠からず、北より南に通ずるの大街道城中を貫き、南端より左右に數多の街衢分岐す、而して其街路は通例支那町に於て見る如く屈曲狹隘にして不潔なること名狀すべからず、大街の幅三十歩乃至四十歩にして同市の商業此處に集中せり、其の販賣するものは専ら同地に於て製する日用品にして輸入絹物、餐澤品、支那の美術品等を販賣するもの甚だ稀れなり、最も多く目に觸るゝは衣服、皮革、什器、支那の鐵製品、棺柩等の販賣店なりとす、千八百九十五年同城の商店四百餘軒あり、内五十人乃至七十人の店員を有する大商店五十軒あり、質店九戸、ジャンク僅に八隻のみなりき。

同城の人口は千八百八十四年の調査に依るに男女合計三萬人なりと云へり、然れとも統計的調査無きを以て其精確なるや否やは保す可らず、土人の言に依る

に七萬人を以て極度とすべしと云へり、住民中に流刑に處せられたる回々教徒數千人あり、其家屋商店は回々數の經文を記したる紙片を店頭に貼附せるに依りて區別するを得可し、九十月の交同市に互市場を開き盛に交易を行ふ。

愛理 は別名を薩哈連烏拉と云ひ、又黑龍江と稱し、黑龍江の右岸に位し、露領ブラゴエチエンスクの南三十露里の地に在り、長さ三露里に越ゆるの一大邑なり、中央に籬を繞らしたる廣大の塙所あり、四門を設け其上に櫓と砲臺あり、之を要塞と稱し、内に神廟校舎、官衙武器店、砲門大鼓を据付けたる、櫓練兵場、電信局、副都督の邸宅等あり、同市の外れに數千隻のジャンクを以て編成したる艦隊の備へあり、市の下方には通常の人家に似たる兵營あり。

愛理城は初め明朝の時代、黑龍江の左岸ゼーヤ河口の下に築かれたるものにして、第十七世紀に至り、露國の流浪人が始めて黑龍江に來りし時には人の棲まざる古城なりき、千六百八十四年、支那人は再び黑龍江の右岸現在の地に愛理城を新築し、最初之れを以て黑龍將軍の駐在地と爲せり、又愛理は黑龍江の地域を露國に併吞せられたる愛理條約千八百五十八年五月十六日締結地として汎く其名を知らるゝに至れり。

呼蘭城 は呼蘭河の左岸、同河の松花江に注ぐ所より十五乃至二十五露里を距るの地に在り、同城は呼蘭河の彎形を成せる所の廣漠たる平原に位置を占め、人口三萬乃至三萬五千あり、又一報告に依るに七萬に達すと云へり、大街は長さ五露里幅亦廣く、商店、質店、旅店及各種の工匠櫛比す。

呼蘭城には千八百九十五年、商館百二戸あり、内大商館五十戸、小商店三百戸あり、其他兵站部の大倉庫あり、同庫より同船にて齊々哈爾濱及愛理に輸送穀類莫大なり、同年市民の所有ジャンク八十隻ありしと云ふ。

白彦蘇々 は松花江沿岸を距ること十五露里、同江口を距る四百五十五露里の地に在り、チーッー小河其間を流れて松花江に入り、同市の埠頭其河口に在り、河水の深さ四乃至五呎なり、ジャンクを河岸に横着けにするを得可く、該埠頭より數村落を経て城門に達す。

同市に加特力教の宣教師館あり、今より二十餘年前の創立に係る、其布教功を奏し、現に奉教者一千五百人に達し、同館の傍に二校舎を設け、千八百九十五年には男女生徒六十人を有せり。

同市の起りたるは比較的軌近の事にして始めて此處に移住民の居をトしたる

は千八百六十三年なりき。
 布特哈 は齊々哈爾の北西に位する同地方行政上の中心にして達珊爾人の多く住む所たり千八百九十二年此地副都統衙門を設くクラボトキン氏の説に依るに同市は嫩江の支流嫩泥江の沿岸に在り同江に依りて興安嶺より材木を同地に運送すと云へりマチュエーニン氏の説に依るに齊々哈爾黒爾根の道路を齊々哈爾の北に去ること四十露里にして齊々哈爾より隔たること約百三十露里なりと云へり支那の地圖には布特哈を以て嫩泥江の北に記せり其の地の樞要の點に在るに拘はらず其位置未だ之を確知するに由無し一奇と謂ふ可し。

附録

第十章

日露交渉史片

日露の交渉は露西亞か其境土を擴張してシベリアのカムサツカに及び天明年間露人蝦夷に出入して樺太の北端を開拓し寛政初年には進んで千島擇捉島に移住するに至りしより我か徳川幕府驚きて北海の守備を嚴にし寛政五年魯使ラクスマン蝦夷根室に船を寄せ國主の信書を齎らして通商を請へるに對し幕府之を諭し長崎に入りて確答を待つべき由を告げて信牌を與へて去らしめ越えた十年魯使レサノット我が漂民を送りて文化元年約の如く我が長崎に來着し互市を許さんことを請へるも幕府鎖國の國是を告げて之を許さず米鹽薪水を給して漂民送致の勞を謝せるより全使船の長レサノット志を得ずして歸航の中途に死し露將フォーストフ爲めに復命の辭なしとして我か邊海に引返し文化三年樺太に寇し全四年には擇捉に寇せしかば我が南部津輕の戊卒は之を擊退せしめたり既にして文化八年露將ガローウニン千島測量の爲め我が北海に

來航せしを我が戊卒誘ふてガロウニン以下八人を虜にし之を箱館に送致し更に松前に移して其獄舎に繋ぎしより全露船の副將リョールツ如何にもしてガロウニンを取戻さんと志し爲めに當時千島に漁獵せし高田屋嘉兵衛の船を襲ふて嘉兵衛を捉へ嘉兵衛の斡旋を以て文化十年國後島より松前に入り幕使高橋三平と會して前年の入寇は暴民の所爲にして政府の與知する所にあらず因りて八人の虜を放還せんとを請ふとの交渉談判となり兩國の意思疏通してガロウニン等を返還せしに始まりしものなりき。

かくて後魯船の我國に來ると頻々たりき嘉永五年六月下田に來り翌六年七月長崎に來りて國書を呈し更に八月露人クシヨタンに上陸し十二月終に幕吏長崎に於て全使節と會見せり安政元年正月目付堀織部正を蝦夷に遣して露國との境界を議せしめしが三月露船長崎に來り八月箱館に九月大阪に十月下田に來りしかは十二月終に露人と條約を結びて下田箱館長崎を開くことせり越えて安政三年八月露使長崎に來りしが十月下田に入り翌年六月には露人蝦夷に上陸せり尋て五年六月露船更に下田に來る之を以て七月全使節を引見し其請ふ所を聞く終に安政六年六月英佛蘭米露の五國に對し神奈川長崎箱館の三

港を貿易場として許可するに至る乃ち七月露艦品川に來りしを我國人再度之を品川及び横濱に暗殺せり之を以て文久之年二月露將ビレンフ其搭乗の軍艦ボサジニカを突然對馬島尾崎浦に碇泊せしめ全島占據の實を示したりこれ英國に對航せんが爲のみ終に翌年八月露使將軍家茂に謁見するに至る以上は江戸時代に於ける日露交渉の一斑たり。

明治初年維新の大業我ると共に蝦夷を開拓するにつれ樺太島の事に及んで日露の境界論愈々高まれりこれ會て慶應三年兩國人雜居と定まりしもの漸く露人の蠶食する所となれるを以てなり乃ち明治八年五月我が露國駐劄公使榎本武揚をして露國政府と協議せしめ其結果樺太全島を露國に與へ千島群島を我が有とし以て兩國の境界を確定するに及べり時節柄左に注意すべき件々を掲載せん。

等四十七節

露艦長崎に入る

一たひ我が蝦夷地を窺ひし露船は互市を請はんため文化元年九月六日終に長

崎近海に入れり使節レサノット船頭クルウセンステルの口供に依るに彼は西曆千八百三年八月十一日我國享和三年四月廿四日全國出船デーチマルカの内コツヘンハーカカナリヤ島並に南アメリカ州の内マラレリヤ國を經それより南海を廻り千八百四年九月三日カムシカットに至り當子七月二十九日全所出船三十一日を経て海上無事に入港の由答辨したり以て當時の航海の如何に困難なりしかを察すへし當時我が國人の海外事情に通ぜざりしと實に甚だしく其俄羅斯亞雜話中に記せる所を視るに、ロシアの由緒はもと漢人の孫なり異國志に鄒羅斯は漢の李陵の孫とあり昔李陵漢朝より蘇武と同じく匈奴に使節たりし時久しく彼地に留まりし事は漢書にも見へたればさもあるべし然れば其鼻祖犬戎と全しからず匈奴は今の韃靼なり李陵蘇武後に漢朝に歸るといへとも其留まる事久しければ妾なともあるべし然れば其種の邊地に殘る事虚誕にもあらざるべしなとあり亦一説として傳ふべしと雖もすべて風聞を摘載して参考の料としたる一事は之を以て類推すへきなりされば當時露國より幕府へ上りたる國書の如きも綿密周到といはむよりも寧ろ兒戯に類する如き嫌ありこれ一意已か國狀を示して我の歡心を得んか爲めの計ひに出つればなり

(因に記す)露國は千七百四十一年(即ち清乾隆六年)我が寛保元年に於て堪察加地方を略取し千八百〇八年(即ち清嘉慶十三年)我が文化五年に至り艦長古爾善士天陸軍將官列薩諾布等薩牙連島に至り翌年に及び放支圖布薩牙連島に據りしものなりき

第四十八節

信牌の文言

ロシア國の船一艘長崎に至るためしものしるし
 一爾等に諭すむねを承諾して長崎にいたらんこと抑切支丹の教は我國の大禁なり其儀に及び器物書冊等をも持來ることなかれ必害せらる事あらん此旨格遵して長崎にいたりこの子細を告訴すべし猶研究して上陸をもゆるすべきなり夫か爲に此帳をあたふる事しかり

石川將監 判

村上大學 判

政府指揮を

奉して

給ふ

アタフカフスヒト
ワアレイコウチウ

寛政五年丑六月二十七日

(右本文平假名まじり)

第四十九節

俄羅斯亞國王より皇上の書翰

恭敬而 大日本國王の殿下に俄羅斯亞國王より進呈する書に載る處は 貴國御代々幾久鋪御代御繁榮を謹て祝賀仕次に我祖國土を治めしより國王ベウトルを第一とし女王カタリイナを第二とす此二代目に至りて我國を張業し其末阿蘭陀國フランス國エケレス國イタリヤ國イスパニヤ國ドイツ國其外國々戰爭差發り候といへとも我國の計ひを以て國々を相静め諸邦に義を顯し歐羅巴の諸州太平に及ばず然るに貴國の儀は本國よりは懸隔なりといへとも屬國の地方遠からざるに是さて通信の儀御座なく候へば向後の儀は格別に信義を結ひ

申度祈願奉存候自昔年 貴國御仁徳の儀は女王カタリイナ儀兼て承知まかり在候處不斗も先年 貴國の船難風に遭ひ我國へ漂流仕候に付其人々 御國へ歸朝せしめ候ため十二ヶ年以前自國より船を仕出し連渡り候處其節の役方の者共格別に御手厚き御取扱仰付られ其上我國の船再び貴國へ乗渡るに於ては長崎の津に至るべく信牌を下し給ふ感謝無量の仕合に奉存候右禮謝のため今般使節を以て政府拜禮爲仕以來 貴國の高義を欣服し猶交易の道を開き申度心願に依て 大日本國王の膝下に拜禮を相願候に付ては其身柄を選ひ我心腹の臣カアムルヘル官名ニコラアレサノットと申者渡海せしめ候素より貴國の御作法不知案内に仕何卒御作法をも御示に預り度奉存候

一先年難船に遇ひ我國へ漂流せし貴國の人々撫育仕置此節連渡り候
一積年 御當國を慕ひ信義を結び度兼て念類に奉存候此一書を呈し向後何事によらす御用筋承り度奉存候前件の次第宜く聽召分られ心願の通り交易相逐候に於ては我屬國の内「カデヤッタ北アメリカの内「アレウテキユス」トカト北アメリカの「シユレース」カムの邊にあり是等の島々より乗渡らせ船數の儀は一艘に不限其數は御指圖に任せ長崎津其外々の地へも御指揮次第渡來仕せ可申候若

第十章 日露交渉史片

又向後 貴國の人我國内何國の浦に漂流仕るといへども聊差支なく入津せしめ扶助致し置候様兼て津々浦々に至るまで命を下し置候其人々々御當國何國の津へ連渡り申べくや又商法等に付ては心願の趣則使節の者ニゴラアレサノットへ具に申含め置候間 貴國高官の御方々御尋の次第も御座候はし右使節の者に御沙汰成下され度奉存候 謹貢

- 一 自鳴鏡仕込の象作り物
- 一 大鏡
- 一 臘虎皮
- 一 象牙細工物
- 一 鐵砲大小種々
- 以上

右は微儀の至に候得共自國の産物任せ貢上仕候御照納下され候に於ては欣幸至極奉存候其外國産の奇品等は猶可備 上覽奉存候 王府ベートルヘルクに於て即位してより三年六月三十日

俄羅斯亞國王

國老

アレキサンドル フロンソフ

右はヲロシヤ王國より捧呈する書翰の主意當節來朝の使節役人レサノット申口承り和解仕差上申候以上

子九月

通詞目附
大小通詞

第五十節

俄羅斯亞屬國の事

一當今國王アレキサンドルの儀は天の命運に慥ひてや創業モスコイビヤより發りヲロシヤ國の一王にして今領する所の國々左の通

- モスコイビヤ○キーフ○ウラライミル
- ノブコロツト○カサン○アスタラカン
- シベリオン○タウリセン○ケルソチーヌ
- プレスカウ○スモレンスカ○ウラルソイニイ

第十章 日露交渉史片